

Ⅵ 用地調査等業務共通仕様書

用地調査等業務共通仕様書

目 次

第1章 総 則	1
第1条 趣旨等	1
第2条 用語の定義	1
第3条 基本的処理方針	3
第4条 監督職員	3
第5条 主任担当者	4
第6条 照査技術者	4
第7条 業務従事者及び担当技術者	5
第8条 再委託	5
第9条 用地調査等業務の区分	5
第2章 用地調査等業務の基本的処理方法	10
第1節 用地調査等業務の実施手続	10
第10条 施行上の義務及び心得	10
第11条 業務の着手	10
第12条 書類提出	11
第13条 打合せ等	11
第14条 現地踏査	12
第15条 作業計画の策定	12
第16条 監督職員の指示等	12
第17条 貸与品等	13
第18条 立入り及び立会い	13
第19条 障害物の伐除	13
第20条 身分証明書の携帯	13
第21条 算定資料	14
第22条 監督職員への進捗状況の報告	14
第23条 成果物の一部提出等	14
第24条 成果物	14
第25条 検査	15
第26条 修補	15
第27条 条件変更等	15
第28条 成果物の点検・調製確認対象業務の対応	15
第29条 守秘義務	15
第30条 個人情報の取扱い	16
第31条 安全等の確保	16
第32条 行政情報流出防止対策の強化	17

第33条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	17
第34条	保険加入の義務	17
第2節	数量等の処理	17
第35条	建物等の計測	17
第36条	図面等に表示する数値及び面積計算	18
第37条	計算数値の取扱い	18
第38条	補償額算定調書に計上する数値	18
第39条	補償額等の端数処理	18
第3章	権 利 調 査	19
第1節	調 査	19
第40条	権利調査	19
第41条	地図の転写	19
第42条	土地の登記記録の調査	19
第43条	建物の登記記録の調査	19
第44条	権利者の確認調査	20
第45条	墓地管理者等の調査	20
第46条	土地利用履歴等の調査	20
第2節	調査書等の作成	21
第47条	転写連続図の作成	21
第48条	調査書の作成	21
第4章	用 地 測 量	21
第1節	境 界 確 認	21
第49条	公共用地境界の打合せ	21
第50条	資料の作成及び立会い	21
第51条	境界確定後の図書の作成	22
第52条	立会い準備	22
第53条	復元測量	22
第54条	境界立会いの画地及び範囲	22
第55条	境界立会い	22
第2節	境界測量	23
第56条	用地測量の基準点	23
第57条	境界測量	23
第58条	用地境界仮杭の設置	23
第3節	面積計算の範囲	24
第58条	面積計算の範囲	24
第4節	用地実測図等の作成	24
第60条	用地実測図等の作成	24
第61条	土地現地調査報告書の作成	24

第5節 関係官公庁への手続き等	25
第61条の2 関係官公庁への手続き等	25
第5章 土地評価	25
第62条 土地評価	25
第63条 土地評価の基準	25
第64条 現地踏査及び資料作成	25
第65条 標準地の選定及び標準地調査書の作成	26
第66条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	27
第67条 残地等に関する損失の補償額の算定	27
第6章 建物等の調査	27
第1節 調査	27
第68条 建物等の調査	27
第69条 建物等の配置等	27
第70条 法令適合性の調査	27
第71条 木造建物	28
第72条 木造特殊建物	28
第73条 非木造建物	28
第74条 機械設備	28
第75条 生産設備	28
第76条 附帯工作物	29
第77条 庭園	29
第78条 墳墓	29
第79条 立竹木	29
第2節 調査書等の作成	29
第80条 建物等の配置図の作成	29
第81条 法令に基づく施設改善	29
第82条 木造建物	29
第83条 木造特殊建物	30
第84条 非木造建物	30
第85条 機械設備	30
第86条 生産設備	30
第87条 附帯工作物	31
第88条 庭園	31
第89条 墳墓	31
第90条 立竹木	31
第3節 算定	31
第91条 移転先の検討	31
第92条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	32

第93条	木造建物	32
第94条	木造特殊建物	32
第95条	非木造建物	32
第96条	照応建物の詳細設計	32
第97条	機械設備	33
第98条	生産設備	33
第99条	附帯工作物	33
第100条	庭園	33
第101条	墳墓	33
第102条	立竹木	33
第7章	営業その他の調査	33
第1節	調 査	33
第103条	営業その他の調査	33
第104条	営業に関する調査	34
第105条	居住者等に関する調査	34
第106条	動産に関する調査	34
第2節	調査書の作成	34
第107条	調査書の作成	34
第3節	算 定	34
第108条	補償額の算定	34
第8章	消費税等調査	35
第109条	消費税等に関する調査等	35
第110条	調査	35
第111条	補償の要否の判定等	36
第9章	予 備 調 査	36
第1節	調 査	36
第112条	予備調査	36
第113条	企業内容等の調査	36
第114条	敷地使用実態の調査	36
第115条	建物調査	36
第116条	機械設備等調査	37
第2節	調査書等の作成	38
第117条	企業概要書	38
第118条	配置図	38
第119条	建物、機械設備等の図面作成	38
第120条	移転計画案の作成	38
第3節	算 定	39

第121条 補償概算額の算定	39
第10章 移転工法案の検討	39
第1節 調 査	39
第122条 移転工法案の検討	39
第123条 企業内容等の調査	39
第124条 敷地使用実態の調査	39
第2節 調査書等の作成	40
第125条 企業概要書	40
第125条の2 配置図	40
第126条 移転工法案の作成	40
第127条 補償額の比較	41
第11章 再算定業務	41
第128条 再算定業務	41
第129条 再算定の方法	41
第12章 事業認定申請図書等の作成等	41
第130条 事業認定申請図書等の作成	41
第131条 事業認定申請図書の作成	42
第132条 事業計画の説明	42
第133条 現地踏査	42
第134条 起業地の範囲の検討	42
第135条 事業認定申請図書の作成方法	42
第136条 相談用資料の作成方法	42
第137条 相談用資料の添付図面の作成方法	43
第138条 申請図書の作成	43
第139条 裁決申請図書の作成	43
第140条 現地踏査	43
第141条 裁決申請図書の作成方法	43
第142条 明渡裁決申立図書の作成	44
第143条 現地踏査	44
第144条 明渡裁決申立図書の作成方法	44
第13章 地盤変動影響調査等	44
第1節 調 査	44
第145条 地盤変動影響調査	44
第146条 調査	45
第146条の2 水準測量	45
第147条 費用負担の要否の検討	45

第2節 算 定	45
第148条 費用負担額の算定	45
第3節 費用負担の説明	45
第149条 費用負担の説明	45
第150条 概況ヒアリング等	46
第151条 説明資料の作成等	46
第152条 権利者に対する説明	46
第153条 記録簿の作成	46
第154条 説明後の措置	46
第14章 管理担当課への引継図書の作成	47
第155条 公図等の転写	47
第156条 公図等転写連続図作成	47
第157条 土地の登記記録調査	47
第158条 実測平面図等の整理	47
第159条 土地買取調書の作成	47
第15章 写真台帳の作成	47
第160条 写真台帳の作成	47
第16章 土地調書及び物件調書の作成等	48
第161条 土地調書等の作成	48
提出書類一覧表	
別紙1 成果物一覧表	
様式第1号～第22号	
別記1 土地現地調査報告書の作成要領	
別記2 土地評価業務処理要領	
別記5 事業認定申請図書作成要領	
参考資料 平面表示記号	

建 部 一 用 第 1 5 号
平成 7 年 3 月 2 3 日

改正	平成 1 1 年	3 月 2 3 日	建部一用第	4 8 号
改正	平成 1 4 年	5 月 2 4 日	国部整一用第	9 3 号
改正	平成 1 6 年	3 月 5 日	国部整一用第	1 9 9 号
改正	平成 1 7 年	3 月 3 1 日	国部整一用第	1 4 4 号
改正	平成 1 8 年	3 月 3 0 日	国部整一用第	1 7 0 号
改正	平成 2 0 年	7 月 3 日	国部整用企第	3 3 号
改正	平成 2 0 年	1 0 月 2 7 日	国部整用企第	6 1 号
改正	平成 2 1 年	9 月 7 日	国部整用企第	3 5 号
改正	平成 2 2 年	5 月 2 4 日	国部整用企第	2 3 号
改正	平成 2 3 年	4 月 2 0 日	国部整用企第	1 5 号
改正	平成 2 3 年	9 月 7 日	国部整用企第	5 4 号
改正	平成 2 4 年	6 月 1 日	国部整用企第	2 0 号
改正	平成 2 5 年	4 月 3 日	国部整用企第	5 号
改正	平成 2 6 年	4 月 3 日	国部整用企第	1 3 号
改正	平成 2 8 年	3 月 3 1 日	国部整用企第	7 5 号
改正	平成 2 9 年	3 月 1 日	国部整用企第	6 8 号
改正	平成 3 0 年	3 月 2 8 日	国部整用企第	2 4 8 号
改正	平成 3 0 年	8 月 2 7 日	国部整用企第	1 0 1 号
改正	平成 3 1 年	3 月 2 5 日	国部整用企第	2 1 4 号
改正	令和 2 年	3 月 2 7 日	国部整用企第	1 3 6 号
改正	令和 3 年	3 月 2 9 日	国部整用企第	7 5 号
改正	令和 4 年	3 月 1 0 日	国部整用企第	1 0 4 号
改正	令和 5 年	1 1 月 1 日	国部整用企第	1 4 2 号
改正	令和 6 年	3 月 1 9 日	国部整用企第	1 7 2 号

各事務所長 殿

用 地 部 長

用地調査等共通仕様書について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、「用地調査等共通仕様書について」（昭和 6 0 年 4 月 2 0 日付け建部一用第 9 号）及び「用地調査等標準仕様書について」（平成 3 年 6 月 2 7 日付け建部一用第 1 3 5 号）は、廃止する。

用地調査等業務共通仕様書

第1章 総則

(趣旨等)

- 第1条 この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、国土交通省中部地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 三 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 四 「総括監督員」とは、統括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに用地調査等業務のとりまとめを行う者をいう。
- 五 「主任監督員」とは、主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督

員の指揮監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

六 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

七 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

九 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

十 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第 7 条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

十一 「契約書」とは、「中部地方整備局用地関係業務請負基準」（平成 13 年 4 月 27 日中部地方整備局通知第 1 号）別記様式 1 用地調査等業務請負契約書をいう。

十二 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

十三 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。

十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

十五 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。

十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

十七 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。

十八 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

十九 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

二十 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

二十一 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

二十二 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等

について検証することをいう。

二十三 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。

二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

二十五 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。

二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

三十 「基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）をいう。

三十一 「運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成 15 年 8 月 5 日付け国総国調第 57 号国土交通事務次官通知）をいう。

三十二 「成果物の点検・調製確認」とは、用地関係資料作成整理等業務共通仕様書第 34 条に規定する作業をいう。

（基本的処理方針）

第 3 条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

2 受注者は、国土交通省の直轄の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知）その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（監督職員）

第 4 条 監督職員は、契約書第 9 条第 2 項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示

等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

(主任担当者)

第5条 受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

3 受注者が主任担当者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、主任担当者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 主任担当者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各業ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

5 主任担当者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

3 照査技術者は、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。

4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、主任担当者に提出するものとする。

6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者

は発注者の承諾を得なければならない。

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第17号）により発注者に通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。

3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(再委託)

第8条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときはこの限りではない。

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省中部地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、国土交通省中部地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章 地盤変動影響調査等を実施す

る場合を除く。).

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の

「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的

	に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等
附帯工作物	表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭 園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景觀が形成されているものをいう。
墳 墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観 賞 樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きにならないものをいう。 ③玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、

	全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものという。 ④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のを除く。 ②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のを除く。 E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のは除く。 ②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑は保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のを除く。 F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。

収 穫 樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

第 2 章 用地調査等業務の基本的処理方法

第 1 節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第 10 条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。
また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(業務の着手)

第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任担当者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

（書類提出）

第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。）。
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。
- 5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（打合せ等）

第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第21号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

（現地踏査）

第14条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（作業計画の策定）

第15条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。

一 業務概要

二 実施方針

三 業務工程

四 業務組織計画

五 打合せ計画

六 成果物の品質を確保するための計画

七 成果物の内容、部数

八 使用する主な図書及び基準

九 連絡体制（緊急時を含む。）

十 使用する主な機器

十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画

十二 その他

3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

（監督職員の指示等）

第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせたうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記

録し相互に確認するものとする。

- 3 監督職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第 18 号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。
- 4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第 19 号）により行うものとする。
- 5 第 2 項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第 20 号）により行うものとする。

（貸与品等）

- 第 17 条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。
 - 3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第 1 号）により行うものとする。
 - 4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第 2 号）を監督職員に提出するものとする。
 - 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から 3 日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第 3 号）及び貸与品等返納書（様式第 4 号）を監督職員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

- 第 18 条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあっては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあってはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
 - 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

- 第 19 条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第 5 号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

- 第 20 条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任担当者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「主任担当者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身

分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

- 2 主任担当者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督職員への進捗状況の報告)

- 第22条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任担当者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

- 第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。
- 2 監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
 - 3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調製確認を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

- 第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。
- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及びページを付す。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
 - 3 提出する成果物は、別途定める成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。
 - 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不

適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第25条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

第26条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第27条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示票によるものとする。

(成果物の点検・調製確認対象業務の対応)

第28条 受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

第29条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。

- 三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- 五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。
- 六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

- 第31条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
 - 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
 - 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
 - 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
 - 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、

監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

（行政情報流出防止対策の強化）

第32条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第15条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

第33条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。

3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

（保険加入の義務）

第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第2節 数量等の処理

（建物等の計測）

第35条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以

下第2位四捨五入) までとする。

ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第36条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

（計算数値の取扱い）

第37条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第38条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第35条による計測値を基に算出した数値とする。

一 建物の延べ床面積は、第36条第3項で算出した数値とする。

二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（補償額の端数処理）

第39条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

- イ 100 円未満のとき 1 円未満切り捨て
ロ 100 円以上 10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て
ハ 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が 100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。

第 3 章 権利調査

第 1 節 調査

(権利調査)

第 40 条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第 41 条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

(土地の登記記録の調査)

第 42 条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第43条 建物の登記記録の調査は、第41条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第44条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
 - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
 - 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第45条 墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知（以下「改葬及び祭し料要領」という。））により行うものとする。

(土地利用履歴等の調査)

第46条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の可否を判定するため、土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成24年3月30日付け国土用第53号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「土地利用履歴等調査要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(転写連続地図の作成)

第47条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第42条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第48条 第42条から第44条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第6号の1）、土地調査表（様式第6号の2）、建物の登記記録調査表（様式第7号の1、第7号の2）及び権利者調査表（様式第8号の1、第8号の2）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第45条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。
- 4 土地利用履歴等の調査表は、第46条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第49条 調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第61号）第4条第1項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第50条 前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第47条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行

うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 55 条第 2 項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第 5 1 条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第 5 2 条 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第 54 条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 42 条から第 45 条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(復元測量)

第 5 3 条 受注者は、境界確認に先立ち、第 41 条において収集した地積測量図、公共団体に備える図面及びその他参考となる図面（以下「地積測量図等」という。）に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合には復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものとする。なお、実施に当たっては次の各号に基づいて行うものとする。

一 収集した地積測量図等において、復元する範囲は監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

二 前号で指示を受けた範囲において、収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。

三 境界杭に亡失等の異常がある場合に、復元杭を設置する。

四 収集した地積測量図等に基づいて復元した杭と、現地に存する境界杭の位置が相違する場合には復元杭を設置せず、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 5 4 条 境界立会いの画地及び範囲は、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、1 筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日民二第 456 号法務省民事局長通達）第 68 条及び第 69 条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

(境界立会い)

第 5 5 条 前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。

二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の

表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第 9 号）に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

一 関連する権利者全員の同意が得られないもの

二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの

三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第 2 節 境界測量

（用地測量の基準点）

第 5 6 条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。

3 第 1 項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。

（境界測量）

第 5 7 条 各境界点の測量を行うに当たっては、国土交通省公共測量作業規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

2 各境界点等は、連番を付するものとする。

（用地境界仮杭の設置）

第 5 8 条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。

二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径 15 mm）等のものとする。

- 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。
- 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第3節 面積計算の範囲

（面積計算の範囲）

- 第59条 面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。
- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
 - 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
 - 三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。
- 2 土地の面積は、一筆ごとに次の各号により求めるものとする。
- 一 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ、評価格の高い地目の土地面積から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。
 - 二 前項第三号に基づき残地等の面積を求める場合には、取得等の区域と区域外に区分して、それぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前号を準用する。

第4節 用地実測図等の作成

（用地実測図等の作成）

- 第60条 用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。
- 一 用地実測図原図は、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。
 - （1）土地の測量に従事した者の氏名
 - （2）道路名及び水路名
 - （3）建物及び工作物
 - 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。
 - 三 確定図は、用地実測図原図から基準点、補助基準点、中心杭、用地幅杭、筆界点等の連番、方向角、辺長、座標値等の確定した数値を記入するものとする。
 - 四 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

（土地現地調査報告書の作成）

- 第61条 受注者は、土地現地調査報告書を、別記1土地現地調査報告書の作成要領に基づい

て作成するものとする。

第5節 関係官公庁への手続き等

（関係官公庁への手続き等）

第61条の2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

3 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。なお、国土交通省公共測量作業規程第15条に基づく測量成果の検定は、原則行わない。

第5章 土地評価

（土地評価）

第62条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

2 前項の業務については、別記2 土地評価業務処理要領に基づいて実施するものとする。

（土地評価の基準）

第63条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き運用方針及び国土交通省損失補償取扱要領（平成15年8月5日付け国総国調第58号総合政策局長通知（以下「取扱要領」という。））別記1 土地評価事務処理要領に定めるところに基づき実施するものとする。

（現地踏査及び資料作成）

第64条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

（1）起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項（1）に規定する標準地

及び用途的地域の名称

- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）第 9 条第 5 項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において 1 標準地につき 3 事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100 分の 1 ～ 500 分の 1 程度）

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第 65 条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第 2 号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第66条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第63条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第67条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第57条及び運用方針第43に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第68条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第69条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要な事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第70条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第30条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第71条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物移転料算定要領(平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知(以下「建物要領」という。))別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。)により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。)により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(木造特殊建物)

第72条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(非木造建物)

第73条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第74条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知(以下「機械設備要領」という。))により行うものとする。

(生産設備)

第75条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- 二 種類(使用目的)
- 三 規模(形状及び寸法)、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にある場合は、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にある場合は、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数

- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第76条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「附帯工作物要領」という。））により行うものとする。

(庭園)

第77条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第78条 墳墓の調査は、改葬及び祭料要領により行うものとする。

(立竹木)

第79条 立竹木の調査は、立竹木調査算定要領（平成30年2月7日付け国土用第33号土地・建設産業局総務課長通知（以下「立竹木要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に木造建物要領により作成するものとする。

(法令に基づく施設改善)

第81条 法令に基づく施設改善の調査書は、第70条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

- 2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時には法令に適合していたが、調査時には法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

(木造建物)

第82条 木造建物の図面及び調査書は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
- 二 床 伏 図（縮尺 100 分の 1）
- 三 軸 組 図（縮尺 100 分の 1）
- 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

（木造特殊建物）

第83条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）
- 二 床 伏 図（縮尺 100 分の 1）
- 三 軸 組 図（縮尺 100 分の 1）
- 四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺 50 分の 1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第84条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第73条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第73条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第85条 機械設備の図面及び調査書は、第74条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第86条 生産設備の図面及び調査書は、第75条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要なとなる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

(附帯工作物)

第 87 条 附帯工作物の調査表及び図面は、第 76 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第 88 条 庭園の調査書は、第 77 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第 89 条 墳墓の図面及び調査書は、第 78 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

(立竹木)

第 90 条 立竹木の図面及び調査書は、第 79 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

第 3 節 算定

(移転先の検討)

第 91 条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第 16 第 1 項（4）第 1 号から第 4 号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第 10 章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺 100 分の 1 ～ 500 分の 1 程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、監督職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第 1 項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第80条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第92条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第68条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第16第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第93条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(木造特殊建物)

第94条 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第83条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(非木造建物)

第95条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第84条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第96条 第91条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第91条第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建

築費の積算又は第 91 条第 2 項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 10 号の 1、第 10 号の 2）
- 二 面積比較表（様式第 10 号の 4）

（機械設備）

第 97 条 機械設備の補償額の算定は、第 85 条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

（生産設備）

第 98 条 生産設備の補償額の算定は、第 86 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

- 2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）

第 99 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 87 条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第 100 条 庭園の補償額の算定は、第 88 条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

（墳墓）

第 101 条 墳墓の補償額の算定は、第 89 条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

（立竹木）

第 102 条 立竹木の補償額の算定は、第 90 条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

第 7 章 営業その他の調査

第 1 節 調査

（営業その他の調査）

第 103 条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第104条 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（令和3年3月19日付け国不用第66号不動産・建設経済局土地政策課長通知（以下「営業要領」という。））により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第105条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
 - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
 - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知（以下「仮住居要領」という。））、家賃減収補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知（以下「家賃減収要領」という。））又は借家人補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設経済局総務課長通知（以下「借家人要領」という。））により行うものとする。

(動産に関する調査)

第106条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第44号土地・建設産業局総務課長通知（以下「動産要領」という。））により行うものとする。

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

- 第107条 営業に関する調査書は、第104条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。
- 2 居住者等に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者調査表（様式第11号の1、第11号の2）により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

第3節 算定

(補償額の算定)

- 第108条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、行うものとする。
- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。
- 4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成30年3月8日付け国土用第49号土地・建設産業局総務課長通知）により行うものとする。

第8章 消費税等調査

（消費税等に関する調査等）

- 第109条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

（調査）

- 第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。
- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
 - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
 - 四 消費税簡易課税制度選択届出書
 - 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
 - 六 消費税課税事業者選択届出書
 - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
 - 八 消費税課税事業者届出書
 - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
 - 十 法人設立届出書
 - 十一 個人事業の開廃業等届出書
 - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
 - 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）

- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
- 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
- 十九 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第111条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年9月25日付け国土交通省国土用第29号土地・建設産業局総務課長通知。別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第12号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第112条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第113条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況

- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

（敷地使用実態の調査）

第 1 1 4 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - （１）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - （２）駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - （３）原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - （４）工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

（建物調査）

第 1 1 5 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 71 条から第 73 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

（機械設備等調査）

第 1 1 6 条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第 113 条及び第 114 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 97 条から第 99 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を

受けるものとする。

3 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第117条 企業内容等の調査書は、第113条の調査結果を基に企業概要書(様式第13号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第118条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第114条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第119条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第120条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第113条から第116条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第16第1項(4)第1号から第3号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第13号の2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第13号の3)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第10号の1、第10号の2)
- 二 面積比較表(様式第10号の4)

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 10 号の 3）

第 3 節 算定

（補償概算額の算定）

第 1 2 1 条 前条で作成する移転計画案（2 又は 3 案）の補償概算額の算定は、第 117 条から第 120 条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第 1 0 章 移転工法案の検討

第 1 節 調査

（移転工法案の検討）

第 1 2 2 条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査及び第 7 章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第 30 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

（企業内容等の調査）

第 1 2 3 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 117 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

（敷地使用実態の調査）

第 1 2 4 条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 114 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状

二 用途地域等の公法上の規制

三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）

四 敷地内の使用状況等

（１）屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等

（２）駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査

（３）原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量

（４）工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

（１）前条第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（２）第 113 条第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）

（３）営業要領第 2 条第 1 項第 1 号ロの移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第 2 節 調査書等の作成

（企業概要書）

第 1 2 5 条 企業内容等の調査書は、第 123 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 13 号の 1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第 1 2 5 条の 2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第 124 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

二 製品等の製造、加工又は販売等の工程

三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

（移転工法案の作成）

第 1 2 6 条 大規模工場等の移転工法案は、第 69 条から第 77 条まで、第 79 条、第 123 条及び第 124 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第 16 第 1 項（４）第 1 号から第 3 号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画

二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画

- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
 - 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 13 号の 2）
 - 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 13 号の 3）
- 2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 10 号の 1、第 10 号の 2）
 - 二 面積比較表（様式第 10 号の 4）
 - 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 10 号の 3）

（補償額の比較）

- 第 1 2 7 条 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第 16 第 1 項（4）第 4 号に定める補償額の比較を行うものとする。
- 2 第 1 項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

第 1 1 章 再算定業務

（再算定業務）

- 第 1 2 8 条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

- 第 1 2 9 条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。
- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
 - 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第 1 2 章 事業認定申請図書等の作成

（事業認定申請図書等の作成）

- 第 1 3 0 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

（事業認定申請図書の作成）

第131条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

一 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

（事業計画の説明）

第132条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

（現地踏査）

第133条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

（起業地の範囲の検討）

第134条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

（事業認定申請図書の作成方法）

第135条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記5事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。

（相談用資料の作成方法）

第136条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

一 事業認定申請書（案）

- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書（案）
- 四 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- 七 その他必要な書面等

（相談用資料の添付図面の作成方法）

第137条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第135条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第4条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第4条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

（申請図書の作成）

第138条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

（裁決申請図書の作成）

第139条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（現地踏査）

第140条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

（裁決申請図書の作成方法）

第141条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 裁決申請書（案）

- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

（明渡裁決申立図書の作成）

第 1 4 2 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

（現地踏査）

第 1 4 3 条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決の申立てに係る現地の踏査を行うものとする。

（明渡裁決申立図書の作成方法）

第 1 4 4 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- 三 規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面
- 四 規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面
- 五 法第 36 条に定める物件調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

第 1 3 章 地盤変動影響調査等

第 1 節 調査

（地盤変動影響調査）

第 1 4 5 条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じ

た建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

（調査）

第146条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第51号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。

2 前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（水準測量）

第146条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

一 観測手簿

二 計算簿

三 点の記

四 その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難い場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

（費用負担の要否の検討）

第147条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

第2節 算定

（費用負担額の算定）

第148条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難い場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第3節 費用負担の説明

（費用負担の説明）

第149条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じ

た建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

- 第150条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。
- 2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

- 第151条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。
- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
 - 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
 - 三 権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

- 第152条 権利者に対する説明は、監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

- 第153条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

- 第154条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第 1 4 章 管理担当課への引継図書の作成

(公図等の転写)

第 1 5 5 条 公図等の転写は、第 41 条を準用して作成するものとする。

(公図等転写連続図作成)

第 1 5 6 条 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 土地の取得等の線
- 二 第 157 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(土地の登記記録調査)

第 1 5 7 条 土地の登記記録調査は、第 155 条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 その他必要と認める事項

(実測平面図等の整理)

第 1 5 8 条 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督職員の指示する事項を記入し整理するものとする。

(土地買取調書の作成)

第 1 5 9 条 受注者は、第 157 条により調査した事項を、土地買取調書（様式第 22 号）に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第 1 5 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 1 6 0 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 13 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。

- 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
 - 六 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
 - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

第16章 土地調書及び物件調書の作成等

（土地調書等の作成）

第161条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第15号）及び物件調書（様式第16号）を作成するものとする。

貸 与 品 等 引 渡 通 知 書

年 月 日

殿

発注者 住所
氏名 （監督職員氏名）

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

貸 与 品 等 受 領 書

年 月 日

殿

受注者 住 所
商号又は氏名
主任担当者

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業 務 名				契約年月日		年 月 日	
品 目	規 格	単位	数 量			備 考	
			前回まで	今 回	累 計		
						月 日から の今回受領分 月 日まで	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

貸 与 品 等 精 算 書

年 月 日

殿

受注者 住 所
商号又は氏名
主任担当者

下記のとおり貸与品等を精算します。

業 務 名					契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。 年 月 日 (官職氏名)					物 品 管 理 簿 登 記
						年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

貸 与 品 等 返 納 書

年 月 日

殿

受注者 住 所
商号又は氏名
主任担当者

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

年 月 日

殿

受注者 住 所
商号又は氏名
主任担当者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したの
で用地調査等共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- （注）1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

土地の登記記録調査表（一覧）

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

54

様式第 7 号の 1 (第 48 条関係)

建物 の 登記 記録 調査 表 (一 覧)

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表 題 部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所 在				家屋番号	
種 類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄（所有権）					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏 名、名 称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
	氏 名、名 称				
	住所、所在地				
	権 利 の 種 類		権 利 の 内 容		
	権 利 の 始 期		存 続 期 間		
仮登記の内容					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

権 利 者 調 査 表 （ 土 地 ）

調査年月日				調査者				整理番号				
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名							生 年 月 日 死亡年月日				
	登記名義人の住所											
	相 続 関 係							相続系統図		別 紙		
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日		被相続人 との続柄		相続人の住所					
法 定 代 理 人 等	氏 名											
		住 所										
	財 産 管理人		氏 名									
		住 所										
権 利 者 が 法 人	法 人 の 名 称											
	主たる事務所の所在地											
	法 人 の 代表者	氏 名										
			住 所									
	破産管財人等	氏 名										
			住 所									

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

権 利 者 調 査 表 （ 建 物 ）

調査年月日				調査者				整理番号			
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名							生 年 月 日 死亡年月日			
	登記名義人の住所										
	相 続 関 係						相続系統図		別 紙		
	相続人の氏名		生 年 月 日 死亡年月日		被相続人 との続柄		相続人の住所				
権 利 者 が 法 人	法定代 理人等	氏 名									
		住 所									
	財 産 管理人	氏 名									
		住 所									
権 利 者 が 法 人	法 人 の 名 称										
	主たる事務所の所在地										
	法人の 代表者	氏 名									
		住 所									
	破産管 財人等	氏 名									
		住 所									

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

年 月 日

殿

土地所有者
住 所
氏 名
関 係 人
住 所
氏 名
住 所
氏 名

印
印
印

土 地 境 界 立 会 確 認 書

起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
区
県 郡 村

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関 係 人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

計画概要表 (検討資料)

整 理 番 号		検 討 月 日		検 討 者			
所 在 地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容 積 率		そ の 他	
建物所有者				家族人員		占 有 者	
建 物 の 構 造 概 要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		，	，	，	，		
(2)		，	，	，	，		
(3)		，	，	，	，		
(4)		，	，	，	，		
計		，	，	，	，		
敷地面積 (A)	，	事業用地率 (B) / (A)	，		特記事項		
事 業 用 地 面 積 (B)	，	残 地 建 築 可 能 面 積	，				
残地又は建築 可能面積 (C)	，	建 築 可 能 延 べ 面 積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
従 業 員 数			給 料	円			
一 か 月 の 売 上			固定経費	円			
			計	円			
検討結果							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 10 号の 2 (第 96 条, 第 120 条, 第 126 条関係)

計 画 概 要 表

所在地		敷地面積等の確認	・ m ² 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 ()	特 記 事 項	
建物所有者				用途に係る機能の	
土地所有者					
道路関係	計画道路等				
	郡 ・ 区 ・ 私 ・ m				
	敷地に接面する道路	4 2 条 2 項 年 月 日 (第 号) m 道路後退距離			
建築基準関係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域		構 造 係 基 礎 の	
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業			
		工業専用・特別用途地区 () 無指定			
		高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種			
	防火指定	防火・準防火・無指定		設 備 に 係 る も の	
	22 条・23 条 指定地域	防火しなければならない範囲			
	建 ぺ い 率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	角 地 適 用	有 ・ 無 (条件)			
	容 積 率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %			
	絶 対 高	有 ・ 無 () m			
	建 築 協 定	有 ・ 無 ()			
	壁 面 後 退	有 ・ 無 ()			
斜 線			そ の 他		
北 側 斜 線					
隣 地 斜 線					
	道路斜線 (図示)				

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

様式第 10 号の 3 (第 120 条, 第 126 条関係)

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷 地 面 積 m ² (・)	建ぺい率 (%)	・ %	・ %	・ %
	容 積 率 (%)	・ %	・ %	・ %
	建物 (計画) 延べ面積	・ m ²	・ m ²	
	面 積 増 減 率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メ リ ッ ト = (M) デメリット = (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

様式第 10 号の 4（第 96 条, 第 120 条, 第 126 条関係）

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1 階 床 面 積													
2 階 床 面 積													
3 階 床 面 積													
4 階 床 面 積													
建 物 延 べ 面 積													
面 積 増 減 率			①			%			%			%	

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)

			調査者		調 査 年 月 日		整 理 番 号	
建 物 所 在 地	都 府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地	
建物所有者住所	都 府 県	郡 市	区	町 村	大字	字	番地	
建 物 所 有 者 氏 名 又 は 名 称	法人を代表する者 の氏名及び住所				電話 番号	局 番(呼)		
土地の所有者 住 所 ・ 氏 名								
建物取得年月日 不明の時は推定	年 月 日	建物の 取得方法		居 住 年 月 日 不明の時は推定	年 月 日			
建 物 の 居 住 者								
続 柄	氏 名	生 年 月 日			所 在 地		職 業	
世 帯 主		年 月 日						
		年 月 日						
		年 月 日						
建物に借家・借間人が居住している場合								
貸家 の別 貸間	貸 主	借家 人氏名 借間	家 賃	貸家 面積 貸間	権利金 敷 金	契 約 年 月 日	契約書 の有無	
			円	m ²	円		有・無	
戸籍簿等の調査								
使 用 状 況					住居面積			
摘 要								
配偶者居住権に関する調査結果								
配偶者居住権の 有 無	有・無	存続 期間	終身・ 年		権利の 始 期			
上 記 認 定 理 由								
配偶者居住権者 の 氏 名			配 偶 者 居 住 権 者 の 住 所					

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

注 2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)

(借家・借間)				調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
住 所	都 府 県 市 区 町 大字 字 番地								
氏 名 又 は 名 称					電話 番号	局 番(呼)			
続 柄	氏 名	生 年 月 日		職 業		勤務先所在地			
世帯主又は 法人を代表 する者			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
			年 月 日						
家主氏名			家 賃	月	円	権 利 金 敷 金	円		
借 家 面 積			借間面積	m ²		住居面積	m ²		
借家・借間 契約年月日	年 月 日		契 約 期 間	年		賃貸借契 約書、住 民票等の 有無			
使 用 状 況	入居日 年 月 日		入 居 期 間	年					
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

消 費 税 等 調 査 表

(1 / 2)		調査者		年月日	
都道 府県		郡 市	区	町 村	大字
調査対象者	住 所	都道 府県	郡 市	町 村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 ☐ 消費税簡易課税制度選択届出書 ☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者選択届出書 ☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 ☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 ☐ 法人設立届出書 ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用） ☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) ☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 ☐ 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 ☐ その他の資料				

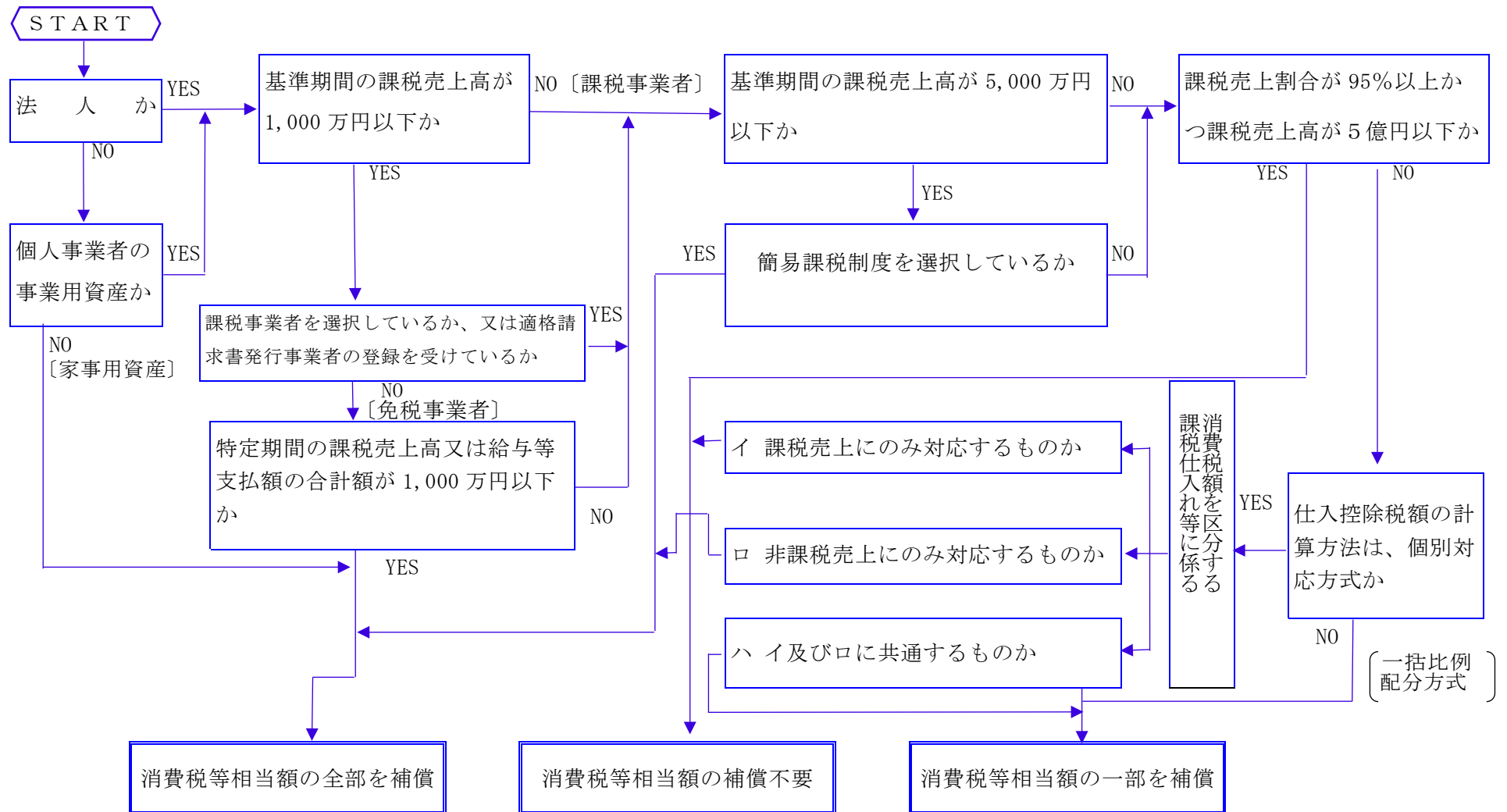
(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

(2 / 2)

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		☐ 有（下記へ） ☐ 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認 書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税 資産である場合のみ収集する。		☐ 有（個別対応方式の共 用資産へ） ☐ 無（下記へ）
	補 償 用	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円		
	課税売上割合	② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） 円		
		③ 土地買収代金額等 円 （区分地上権、地役権設定代金を含む）		
	補償用課税売 上割合の算出	① 円 _____ = %		
	① / (② + ③)	② 円 + ③ 円		
	補償用課税売 上割合の率	補 償 用 課 税 売 上 割 合 率	☐ 95%以上である ☐ 95%未満である（下記へ）	
	補償用課税売 上割合の率	補 償 用 課 税 売 上 高 の 額	☐ 5億円超えである（下記へ） ☐ 5億円以下である	
	採 用 方 式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書(控)」	☐ 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） ☐ 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）	
個別対応方式	補償対象物件	☐ イ 課税売上げにのみ対応するもの ☐ ロ 非課税売上げにのみ対応するもの ☐ イ及びロに共通するもの（下記へ）		
個別対応方式 の 共 用 資 産	一 部 補 償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割 合) 円 × (1 - 0.) =		
一括比例配分 方 式		消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合) 円 × (1 - 0.) =		

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



- (注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

様式第 13 号の 1 (第 117 条, 第 125 条関係)

企 業 概 要 書

所 在 地					組 織 図		
名 称 及 び 代 表 者 名							
業 種							
製 造、加 工 販 売 等 品 目							
原材料、製品 及 び 商 品 の 種 類							
主 な 仕 入 先 販 売 先					製 品 等 の 製 造 工 程 流 れ 図		
移 転 工 法 検 討 上 留 意 す べ き 事 項							
敷 地 面 積 (A)	・ m ²	事業用地 面 (B)	・ m ²	(B) / (A)			%
用途地域等の 公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他			
特 記 事 項							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

様式第 13 号の 2（第 120 条, 第 126 条関係）

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 （建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）			
移転計画の特長 （メリット）			
移 転 計 画 の 問 題 点 （デメリット）			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の 範囲及び移転の 方法 (補償建物の棟 数面積、概算 額、その他)			
主たる工作物 (機械設備等) の 移転範囲及び方 法 (機種名、概算 額、その他)			
敷地内の動線 (駐車場、緑地、 原料、製品等の 置場面積) の確 保状況			
営業補償等に係 るもの (休業する部門 補償概算額、そ の他)			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

補 償 説 明 記 録 簿

説 明 場 所										
説明年月日		年	月	日	時 間	自	至			
出席者	説明者									
	相手方									
説明内容及び質疑										
特記事項										
総括監督員		主任監督員		監督員		主任担当者		担当技術者		

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

土 地 調 書

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

事務所長 ⑩

調査責任者氏名 ⑩

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称 ⑩

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 ⑩

記

都 府 県 郡 市 区 町 村 地内											
大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地 目	地 積	現 況 地 目	面 積	種 類	権利者の氏 名	種 類	権利者の氏 名	

物 件 調 書

国土交通省が施行する
のとおりに調書を作成する。

取得
工事のため、移転の対象となる物件について、下記
使用

年 月 日

事務所長 ㊟
調査責任者氏名 ㊟

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
氏名又は名称 ㊟

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 ㊟

記

								都府県	郡市	町区	村	地内
大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の権 利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要	

年 月 日

殿

受注者 住 所
商号又は氏名
代 表 者 氏 名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

別紙

担当技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等 年 月 日 取得
〔以下列記〕

1 職 歴 年 月 日
〔以下列記〕

1 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

用地調査等業務の施行に関する指示票			
年 月 日			
業 務 の 名 称			
指 示 事 項	添付図面 葉		
		総 括 監 督 員	
		主 任 監 督 員	
		監 督 員	
上記事項について指示します。			
上記指示について承諾しました。 年 月 日		主 任 担 当 者	
		担 当 技 術 者	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

用地調査等業務の施行に関する承諾書			
年 月 日			
業 務 の 名 称			
承 諾 事 項	添付図面	葉	
		主 任 担 当 者	
		担 当 技 術 者	
上記事項について承諾願います。			
上記事項を承諾します。		総 括 監 督 員	
		主 任 監 督 員	
		監 督 員	
		年 月 日	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

用地調査等業務の施行に関する協議書				
年 月 日				
業 務 の 名 称				
協 議 事 項				
摘 要				
上記事項について協議します。 年 月 日		総 括 監 督 員		主 任 担 当 者
		主 任 監 督 員		担 当 技 術 者
		監 督 員		

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称				
打合せ場所				
打合せ年月日		年 月 日 ()	時 間	自 至
出席者	発注者			
	受注者			
打合せ内容及び質疑				
特記事項				
総括監督員	主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者

（注）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

土 地 買 取 調 書

市 県 町 区 地内
郡 村

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

提 出 書 類 一 覽 表

提 出 書 類 一 覧

用地調査等業務共通仕様書に基づいて提出する書類

条 項	名 称	様 式	宛 名	提 出 先	提 出 期 限
第 7 条	担当技術者通知書 (技術者を定める場合のみ)	様式第 17 号	発 注 者	監督職員	監督職員の 指定期日
第 17 条	貸与品等受領書	様式第 2 号	貸与品等引渡通 知書の差出人	〃	貸与品等を受 領 した とき
〃	貸与品等精算書	様式第 3 号	〃	〃	業務完了後 3 日以内
〃	貸与品等返納書	様式第 4 号	〃	〃	〃
第 19 条	障害物伐除報告書	様式第 5 号	発 注 者	〃	障害物を伐除し たとき
その他	監督職員が必要と 認めたもの	適宜定める	〃	〃	指定期日まで

通 知 書 類

用地調査等業務共通仕様書に基づいて通知する書類

条 項	名 称	様 式	宛 名
第 17 条	貸与品等引渡 通知書	様式第 1 号	受 注 者

別紙 1 成果物一覧表

別紙 1

成 果 物 一 覧 表

1. 成果物の一覧表は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果物を提出するものとする。
2. この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

区 分	業 務	成 果 物 の 名 称	様 式 等	備 考
第 3 章 権利調査	地図等の転写	転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格 (0.9m × 20m #300)
		転写連続図	ポリエステルシート	規格 (0.9m × 20m #300)
		地積測量図等の写し		
	土地の登記 記録の調査	土地の登記記録調査表 (一覧)	様式第 6 号の 1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第 6 号の 2	
	建物の登記 記録の調査	建物の登記記録調査表 (一覧)	様式第 7 号の 1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第 7 号の 2	
	権利者の確認 調査	権利者調査表 (土地)	様式第 8 号の 1	
		権利者調査表 (建物)	様式第 8 号の 2	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。
		相続関係説明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係わる場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。
	墓地管理者等 の調査	墓地管理者調査表		改葬の補償及び祭料調査算定要領参照
		墓地使用 (祭し) 者調査表		
	土地利用履歴 等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
		現況利用調査表		
		履歴等聞き取り調査表		
第 4 章 用地測量	境界立会 復元測量・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭設置	土地境界確認書	様式第 9 号	
		観測手簿		
		基準点網図		
		計算書		
		成果簿		
		境界点成果簿		多角測量の境界点 (座標) には適宜符号を付し、略図を記載するものとする。
	面積計算	面積計算書		
	用地実測図等の作成	用地実測図原図	ポリエステルシート	規格 (0.9m × 20m #500)
		用地平面図	ポリエステルシート	規格 (0.9m × 20m #300)
		確定図	ポリエステルシート	規格 (0.9m × 20m #300)
		用地管理図	ポリエステルシート	規格 (0.9m × 20m #300)
		土地現地調査報告書	別記様式 1-1	別記 1 土地現地調査報告書作成要領参照
		土地現地調査報告書添付図面		
	関係官公庁への手続き等	公共測量実施計画書 (案)	測量法第 36 条	
		公共測量成果等の提出について (案)	測量法第 40 条	
		その他の手続書類		
第 5 章 土地評価	土地評価	位置図		別記 2 土地評価業務処理要領参照
		同一状況地域の区分図		
		標準地評価調書 (案)		
		標準地評価格等総括表	別記様式 2-1	
		同一状況地域の範囲及び状況	別記様式 2-2	
		その他 (添付書類等)	別記様式 2-3	

		標準地評価格算出表	別記様式 2-4	
		試算価格算出表	別記様式 2-5	
		標準地画地図	別記様式 2-6	
		取引事例地画地図	別記様式 2-7	
		地域要因調査及び格差率算定表	付表 1 の 1 ① ～ 1 の 10	
		個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表 2 の 1 ① ～ 2 の 8 ②	
		比準調書（案）		
		個別的要因調査及び格差率算定表	付表 3 の 1 ～ 3 の 8	
		残地補償金算定調書（案）		
		残地に関する補償関係内訳表	別記様式 2-8	
		残地補償額算定表	別記様式 2-9	
		残地補償額算定表（一体評価用）	別記様式 2-10 別記様式 2-11	
		その他必要とする資料		
第 6 章 建物等の 調査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図		建物移転料算定要領参照
		平面図		
		立面図		
		屋根伏図		
		建築設備位置図		
		その他必要とする図面		
		木造建物調査表		
		木造建物数量計算書[外壁]		
		木造建物数量計算書[内壁]		
		木造建物数量計算書[床・天井]		
		木造建物数量計算書[建具]		
		木造建物数量計算書[その他]		
		木造建物建築直接工事費計算書		
		建物移転料算定表		
		木造建物解体直接工事費計算書		
	非木造建物	建物概要		建物移転料算定要領参照
		配置図		
		平面図		
		断面図		
		杭地業想定設計図		
		根切想定設計図		
		上部く体現伏図		
		立面図		
		仕上表		
		面積表		
		建具表		
		建築設備図		
		その他必要とする図面		
		工事内訳明細書総括表		
		工事工程表		
		種目内訳、中科目内訳、細目内訳		
		建物移転料算定表		
	機械設備	機械設備位置図		機械設備調査算定要領参照
		電気設備図		
		配管設備図		
		機械基礎図		

		パソコン・コンピューター設備図		
		その他必要とする図面		
		機械設備調査表		
		機械設備算定内訳書		
		機械設備直接工事費明細書		
		機械設備据付工数等計算書		
		機械設備運搬台数計算書		
		機械設備見積比較表		
	生産設備	必要とする図面		
		調査表及び算定書		
	附帯工作物	附帯工作物配置図		附帯工作物調査算定要領参照
		附帯工作物の詳細図		
		その他必要とする図面		
		附帯工作物調査表		
		附帯工作物補償額算定書		
	庭園・墳墓・立竹木	必要とする図面		
		調査表及び算定書		
		墓碑類調査表		改葬の補償及び祭し料調査算定要領参照
		立竹木調査表		立竹木調査算定要領参照
	照応建物の 詳細設計	必要とする図面		
		計画概要表（検討資料）	様式第 10 号の 1	
		計画概要表	様式第 10 号の 2	
		計画概要比較表	様式第 10 号の 3	
		面積比較表	様式第 10 号の 4	
第 7 章 営業その他の の調査	営業に関する 調査	営業調査総括表		営業調査算定要領参照
		事業概要説明書		
		従業員調査表		
		設備、機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		
		固定資産及び流動資産調査表		
		仕入先調査表		
		業種別算定（1）製造業		
		業種別算定（2）卸・小売業		
		業種別算定（3）飲食・サービス業		
		業種別算定（4）建設業		
		営業補償金額総括表		
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表		
		認定収益額算定表		
		固定的経費内訳表		
		固定的経費付属明細表		
		固定資産の売却損補償内訳表		
		人件費内訳表		
		移転広告費内訳表		
		移転工法表		

		損益計算書比較表		
		その他必要とする資料		
	居住者に関する調査等	居住者調査表 居住者調査表	様式第 11 号の 1 様式第 11 号の 2	自家・家主 借家・借間
	動産に関する調査等	動産調査表		動産移転料調査算定要領参照
第 8 章 消費税等調査		消費税調査表	様式第 12 号	
第 9 章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第 13 号の 1	
		配置図		
		平面図		
		立面図		
		矩計図		
		移転工法案検討概要書（企業概要）		
		移転工法案検討概要書	様式第 13 号の 2	
		移転工法各案の比較表	様式第 13 号の 3	
		計画概要表（検討資料）		
		計画概要表		
		面積比較表		
		補償額積算調書		
第 10 章 移転工法案 の検討		企業概要書	様式第 13 号の 1	
		配置図		
		平面図		
		立面図		
		矩計図		
		移転工法案検討概要書（企業概要）		
		移転工法（計画）案検討概要書	様式第 13 号の 2	
		移転工法各案の比較表	様式第 13 号の 3	
		計画概要表（検討資料）		
		計画概要表		
		計画概要比較表		
		面積比較表		
		補償額積算調書		
第 11 章 再算定業務	再算定業務	再算定又は再調査に関する 調査・算定表		
第 12 章 事業認定申 請図書等の 作成等	事業認定図書の作成	事業認定申請図書（案）		別記 5 事業認定申請図書作成要領参照
	事前相談用資料の作成	事前相談用資料		
	裁決申請図書の作成	本申請図書		
	明渡裁決申立図書の作成	裁決申請図書		
	説明会の準備	明渡裁決申立図書		
		審理及び現地調査並びに 説明会における配付資料等		
第 13 章 地盤変動影響 調査	地盤変動影響 調査	建物等調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領参照
		建物等調査書		
		損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書		
		説明等記録簿	様式第 14 号	
第 14 章 管理担当課 への引継図 書の作成		転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格（0.9m × 20m #300）
		転写連続図	ポリエステルシート	規格（0.9m × 20m #300）
		用地実測図等	ポリエステルシート	
		土地買取調書	様式第 22 号	

第 1 5 章	写真台帳作成	写真台帳		
写真台帳の作成		写真撮影方向図		
第 1 6 章	土地及び物件	土地調書	様式第 15 号	
土地調書及 び物件調書	調書作成	物件調書	様式第 16 号	

別記 1 土地現地調査報告書の作成要領

土地現地調査報告書の作成要領

[基本事項]

- 1 この調査報告書は、土地の表示に関する官公署の登記の嘱託に当たり、現地での申請物件の特定及び嘱託に係る事実に関し、調査、確認した経緯、結果等を取りまとめて明らかにするものであり、原則として1筆の土地ごとに1調査報告書用紙を用いて作成するものとする。ただし、数筆の土地を一括して嘱託する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地を取りまとめて1調査書用紙により作成して差し支えない。
- 2 各欄中、該当する項目の□の中にレ点、●、■等の見やすい印を付ける。該当する項目が複数ある場合は、それぞれ印を付ける。該当する項目の表示がない場合は、その他に印を付け、「その他（ ）」の（ ）内に項目を記載する。
なお、当該箇所に記載できない場合には、適宜備考欄に記載する。
- 3 担当者名は、現地において直接立会及び本人確認を行った担当者名を記載し押印する。

[各欄の記載]

- 1 登記の目的欄
該当する登記の目的を記載する。
- 2 調査物件欄
嘱託物件の登記記録上の所在、地番、地目及び地積を記載する。なお、数筆の土地を一括申請する場合において、調査、確認した経緯、結果等の内容が同一であるときは、関係する土地の地番、地目及び地積を併記する。
- 3 地域区分欄
不動産登記規則第10条第2項による地域区分に従って記載する。
- 4 公図の種類欄
嘱託の対象となる土地の管轄登記所備付地図等の精度区分ごとの種類を記載する。
- 5 所在地番形状の確認欄
資料及び現地での調査による確認の双方を記載する。
- 6 所有権確認資料欄
所有者又は利害関係人等の面談による調査、嘱託の対象となる土地の所有

権を証する情報に基づき、所有権確認の調査結果を記載する。

7 現況及び利用状況欄

嘱託の対象となる土地の現況、利用状況、利用目的及び占有状況について調査した結果を記載する。

8 筆界の調査欄

(1) 筆界調査の方法欄

筆界調査のため利用した資料等を記載する。

(2) 境界標等の種類欄

現地において設置されている境界標の種類を記載し、その位置を図面に表示する。

(3) 与点の種別欄

不動産登記規則第77条第1項7号により基本三角点等に基づく測量を行った場合に与点として使用した基本三角点等を記載し、その位置を図面に表示する。

(4) 恒久的地物の種類欄

不動産登記規則第77条第1項7号に規定する基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、近傍の恒久的地物を記載し、その位置を図面に表示する。

9 測量・求積の方法欄

対象土地の地積、筆界点の位置を明らかにするため調査・測量を実施した場合は、その方法、使用機器、求積の方法及び座標系を記載する。

10 立会人及び本人確認方法欄

対象土地の筆界の調査に関し、立会が行われた結果及び確認作業の結果等を記載する。

11 公有地の立会確認者欄

対象土地に公有地が含まれる場合の立会について、立会った官公署の職員の所属、官職、氏名及び立会年月日を記載する。

12 備考欄

該当事項欄に記載出来ない事項のほか、参考となる事項等を記載する。

土地現地調査報告書(嘱託登記用)

年 月 日 作成

官 公 署 名
用地担当課長名
担当者名印
印

1	登記の目的	☐ 表題 ☐ 地積更正 ☐ 分筆 ☐ 合筆 ☐ 地目変更 ☐ 地目更正 ☐ 地図訂正 ☐ その他()				
2	調査物件	所在地				
		地番				
		地目				
		地積				
		所有者	住所			
			氏名			
				☐ 登記簿と相違 ☐ 備考欄に記載		
3	地域区分	☐ 市街地 ☐ 村落地 ☐ 農耕地 ☐ 山林 ☐ 原野				
4	公図の種類	☐ 法14条地図 ☐ 甲号 ☐ 乙号 ☐ 丙号 ☐ 公図の備え付けのない地域				
5	所在地番形状の確認	(資料) ☐ 登記簿 ☐ 法14条地図 ☐ 公図 ☐ 地積測量図 ☐ 市町村副図 (現地) ☐ 所有者の申述 ☐ 立会人の申述 ☐ 地形・周囲の状況 ☐ その他()				
6	所有権確認資料	☐ 埋立竣工認可書 ☐ 譲与・交換・売払証明書(承諾書) ☐ その他() ☐ 登記簿 ☐ 代理権限証明書 ☐ 相続関係書類 ☐ その他()				
7	現況及び利用状況	☐ 宅地 建物の有無 (☐ あり ☐ なし) ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 農地 (☐ 田 ☐ 畑 ☐) ☐ 公共用地 (☐ 道路 ☐ 水路 ☐ ()) ☐ 雑種地 (☐ 駐車場 ☐ その他()) ☐ その他()				
8	筆界の調査	筆界調査の方法	☐ 地積測量図 ☐ 公図 ☐ 法14条地図 ☐ 区画整理等確定図 ☐ 公用地境界確定図 ☐ 所有者の指示 ☐ 立会人の指示 ☐ その他()			
		境界標等の種類	種類	位置		
			☐ コンクリート杭 ☐ 石杭 ☐ 金属杭 ☐ 金属標 ☐ 鋳 ☐ 刻印 ☐ プラスチック杭 ☐ 木杭 ☐ 境樹 ☐ 塀 ☐ その他	☐ 別添図面のとおり		
		与点の種別	☐ 電子基準点() ☐ 三角点() ☐ 図根点() ☐ 登記多角点() ☐ 街区基準点等() ☐ 多角点() ☐ 都市基準点() ☐ その他()	☐ 別添図面のとおり		
		恒久的地物の種別	☐ 橋梁 ☐ 鉄塔 ☐ マンホール ☐ 鉄筋コンクリート造建物 ☐ 石段 ☐ 引照点 ☐ その他()	☐ 別添図面のとおり		
9	測量・求積の方法等	測量の方法	求積の方法	座標系		
		☐ GPS測量 ☐ TS測量 ☐ トランシット測量 ☐ テープ測量 ☐ その他()	☐ 座標法 ☐	☐ 世界測地系 ☐ 任意		
10	立会人及び本人確認方法	地番	資格	立会人氏名	立会年月日・確認方法等	
			☐ 所有者 ☐ 家族 ☐ 管理者		立会年月日 年 月 日 本人確認方法()	
			☐ 所有者 ☐ 家族 ☐ 管理者		立会年月日 年 月 日 本人確認方法()	
			☐ 所有者 ☐ 家族 ☐ 管理者		立会年月日 年 月 日 本人確認方法()	
			☐ 所有者 ☐ 家族 ☐ 管理者		立会年月日 年 月 日 本人確認方法()	

			☐ 所有者		立会年月日
			☐ 家族		年 月 日
			☐ 管理者		本人確認方法()
			☐ 所有者		立会年月日
			☐ 家族		年 月 日
			☐ 所有者		本人確認方法()
			☐ 家族		立会年月日
			☐ 管理者		年 月 日
			☐ 所有者		本人確認方法()
			☐ 家族		立会年月日
			☐ 所有者		年 月 日
			☐ 家族		本人確認方法()
			☐ 管理者		立会年月日
			☐ 所有者		年 月 日
			☐ 家族		本人確認方法()
本人確認方法(確認した証明書の番号を()に記載すること) 1・身分証明書 2・運転免許証 3・各種被保険者証 4・住基カード 5・委任状 6・立会通知書持参 7・自宅訪問 8・面識あり 9・他の立会人の申述 10・その他					
11	公有地の立 会 確 認 者	地番等	資 格	官公署・所属部局・官職・氏名	立 会 年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
12	備 考 欄				

別記2 土地評価業務処理要領

別記 2

土 地 評 価 業 務 処 理 要 領

(総則)

第 1 条 この要領は、仕様書第 62 条に定める土地評価業務に適用するものとする。

(評価業務の内容)

第 2 条 評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする

- 一 標準地評価調書（仕様書第 66 条の標準地の評価調査書をいう。）（案）の作成に関する業務。
- 二 比準調書（仕様書第 66 条の取得等の土地の評価調査書をいう。）（案）の作成に関する業務。
- 三 残地補償額算定調書（仕様書第 67 条の残地又は残借地補償額算定調書をいう。）（案）の作成に関する業務

(標準地評価調書（案）作成)

第 3 条 標準地評価調書（案）の作成に係る様式は、別記様式 2-1 から別記様式 2-7、付表 1 の 1-①から付表 2-8-②によるものとする。

2 調査書の作成にあたっては仕様書によるもののほか次各号によるものとする。

- 一 位置図 25,000 分の 1 又は 50,000 分の 1 の図面を使用し、取得する地域を赤色で表示する。
- 二 同一状況地域区分図
 - イ 近隣地域、類似地域を実線で囲み、標準地の存する区域をそれぞれ A、B 等と記入する。
 - ロ 標準地は○印で表示し番号を付すこと。
取引事例地は◎印で表示し番号を付すこと。
公示地、基準地のある場合は●印で表示すること。

ハ 区域、標準地、取引事例地の表示は、土地の種別毎に色分けすること。

宅	地	赤色
宅	地 見 込 地	青色
農	地	緑色
林	地	茶色
そ の 他 見 込 地		黄色

三 標準地画地図及び取引事例地画地図

- イ 標準地画地図は黄色で着色し、写真を添付すること。
- ロ 取引事例地画地図は赤色で着色すること。
- ハ 上記イ、ロの画地図には標準地番号、取引事例地符号、所在、地番（ロを除く）、現況地目、間口、奥行き、付近の街路条件等、縮尺、方位等を記載すること。

四 参考図

- イ 2,500 ～ 3,000 分の 1 程度の図面を使用し、買収線を赤色で、標準地を黄色で表示すること。
- ロ 上記のほかに特に必要と認められる場合は、工事平面図を添付すること。

(比準調書（案）作成)

第 4 条 比準調書（案）の作成に係る様式は、付表 3 の 1 から付表 3 の 8 によるものとする。

(残地補償額算定調書（案）作成)

第 5 条 残地補償額算定調書（案）の作成に係る様式は、別記様式 2-8 から別記様式 2-11 によるものとする。

別添1 標準地評価様式集

標準地評価調書（案）

標準地評価格等総括表 別記様式2-1

同一状況地域の範囲及び状況 別記様式2-2

その他（添付書類等） 別記様式2-3

標準地評価格算出表 別記様式2-4

試算評価格算出表 別記様式2-5

標準地画地図 別記様式2-6

取引事例地画地図 別記様式2-7

付 表 付表1の1-①～1の10

付表2の1-①～2の8-②

標準地評価調書(案)

令和 年 月 日

請負者名

標準地評価格等総括表

価格時点：令和 年 月 日

標準地 番 号	用途的地域の区分		所 在 地	地 積	評 価 格
	分 類	細 分 類			
				m ²	円/m ²

別記様式2-2

同一状況地域の範囲及び状況

標準地番号			
同一状況地域	① 近隣地域の 範囲及び状況	記号	
	②－1 類似地域の 範囲及び状況	記号	
	②－2 類似地域の 範囲及び状況	記号	

別記様式2-3

その他(添付書類等)

- (1)位置図
- (2)同一状況地域区分図
- (3)不動産鑑定評価書
- (4)その他参考図・添付図書等

標準地評価格算出表

標準地 番号	用途的地域の区分		同一状況 地域の区分 (記号)	地積	所在地	比準価格	積算価格	収益価格	鑑定価格	規準価格	評価格	摘要
	分類	細分類										
備考												

試算価格算出表

											標準地 番 号		近隣地域 記 号						
取引事例比較法	事例地 符 号	所 在 及 び 地 番		取引時点	取引事例 地の価格	事情補正	時点修正	建付減価 補 正	標 準 化 補 正	地域要因 の 比 較	造成宅地 の 比 較	算出価格	比 準 価 格						
		同一状況地域の記号			円/㎡	100		100	100			円/㎡	決定理由						
							100			100									
		同一状況地域の記号				100		100	100										
							100			100									
		同一状況地域の記号				100		100	100								円/㎡		
							100			100									
	公 基 示 準 価 格 を 規 準 と し た 価 格	公示・基準地番号		公示・基準価格		時 点 修 正		標 準 化 補 正		地 域 要 因 の 比 較		算 出 価 格		規 準 価 格					
		同一状況地域の記号		価格時点 令和 年 月 日		 100		100 		 100		円/㎡							

標準地画地図

	標準地番号		近隣地域の記号		縮尺	
標準地の所在・地番						
						

取引事例地画地図

	事例地番号		同一状況地域の記号		縮尺	
事例地の所在						
						

付

表

住 宅 地 ()	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の1－①～②
住 宅 地 ()	地域要因調査及び格差率算定表 (造成宅地) ……	付表1の2－①～②
造成宅地の品等調査及び算定表……………		付表1の3－①～②
住 宅 地 (別荘地)	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の4－①～②
商 業 地 ()	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の5－①～③
工 業 地 ()	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の6－①～②
宅地見込地 ()	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の7－①～②
林 地 ()	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の8
農 地 (田 地)	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の9
農 地 (畑 地)	地域要因調査及び格差率算定表……………	付表1の10
住 宅 地 ()	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の1－①～②
住 宅 地 (別荘地)	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の2－①～②
商 業 地 ()	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の3－①～②
工 業 地 ()	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の4－①～②
宅地見込地 ()	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の5
林 地 ()	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の6－①～②
農 地 (田 地)	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の7－①～②
農 地 (畑 地)	個別的要因調査及び標準化補正率算定表……………	付表2の8－①～②

住宅地（ ）地域要因調査及び格差率算定表

付表１の１－①

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			近 隣 地 域 () ()の属する地域			()→(近)		()→(近)		()→(近)									
			格差	計		格差	計		格差	計		格差	計		格差	計		格差	計		格差	計						
街路条件	街路の幅員・構造等の状態	幅員	当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る			当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る			当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る			当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る																
		舗装	種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る			種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る			種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る			種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る																
		配置	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		系統及び連続性	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		除雪施設等																										
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状態	最寄駅への接近性	()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る			()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る			()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る			()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る																
		都心への接近性	()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る			()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る			()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る			()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る																
	商業施設の配置の状態	最寄商業施設への接近性	()まで(バス・徒歩) 約()分 優る やや 普通 やや 劣る			()まで(バス・徒歩) 約()分 優る やや 普通 やや 劣る			()まで(バス・徒歩) 約()分 優る やや 普通 やや 劣る			()まで(バス・徒歩) 約()分 優る やや 普通 やや 劣る																
		最寄商業施設の性格	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
	学校・公園・病院等の配置の状態	小学校・公園・病院・官公署等	公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る			公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る			公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る			公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る																
環境条件	気象の状態	日照・温度湿度通風等	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		眺望・景観地勢・地質等	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		居住者の移動等の状態	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		社会的環境の良否	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
	各画地の面積・配置及び利用の状態	当該地域における標準的な画地の面積()㎡	優る 普通 劣る			当該地域における標準的な画地の面積()㎡			当該地域における標準的な画地の面積()㎡			当該地域における標準的な画地の面積()㎡																
		画地の標準的 面積	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		各画地の配置の状態	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		土地利用の疎密度は約()%	優る 普通 劣る			疎密度は約()%			疎密度は約()%			疎密度は約()%																
		土地利用の	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																
		周辺利用の	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る																

付表 1 の 1－②

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 () ()の属する地域		類 似 地 域 () ()の属する地域		類 似 地 域 () ()の属する地域		近 隣 地 域 () ()の属する地域		()→(近)		()→(近)		()→(近)	
									格差	計	格差	計	格差	計		
環境条件	供給処理施設の状況	上 水 道	有	可能	無	有	可能	無	有	可能	無					
		下 水 道	有	可能	無	有	可能	無	有	可能	無					
		都市ガス等	有	可能	無	有	可能	無	有	可能	無					
	危険施設処理施設等の有無	危険施設処理施設等() 有	危険施設 () 処理施設等() 有(小・やや小・やや大・大) 無		危険施設 () 処理施設等() 有(小・やや小・やや大・大) 無		危険施設 () 処理施設等() 有(小・やや小・やや大・大) 無		危険施設 () 処理施設等() 有(小・やや小・やや大・大) 無							
	災害発生の危険性	洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無	洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無		洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無		洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無		洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無							
公害発生の程度	騒音・大気汚染等	騒音() 大気汚染() 等の程度		騒音() 大気汚染() 等の程度		騒音() 大気汚染() 等の程度		基準地の属する地域と比較して やや ほぼ やや 小さい 小さい 同じ 大きい 大きい		100		100		100		
行政的条件	土地利用に関する公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域地区等	用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い		用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い		用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い		用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い			100		100		100
		その他の規制	() 弱い 普通 強い		() 弱い 普通 強い		() 弱い 普通 強い		() 弱い 普通 強い							
その他	その他	将来の向	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る		100		100		100
		その他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
									格 差 率 合 計		() 1 0 0		() 1 0 0		() 1 0 0	

住宅地（ ）地域要因調査及び格差率算定表(造成宅地)

付表1の2-①

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	近 隣 地 域 ()	()→(近)		()→(近)		()→(近)	
			()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	格差	計	格差	計	格差	計
街路条件	街路の幅員・構造等の状態	幅 員	当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る	当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る	当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る	当該地域における標準的な街路幅員()m 優る 普通 劣る						
		舗 装	種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る	種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る	種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る	種別() 舗装率() % 優る 普通 劣る						
		配 置	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		系 統 及 び 連 続 性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		除 雪 施 設 等						100		100		100
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状態	最寄駅への接近性	()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る	()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る	()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る	()駅まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る						
		都心への接近性	()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る	()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る	()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る	()まで (特 快 普)で約()時間 優る やや 普通 やや 劣る						
	商業施設の配置の状態	最寄商業施設への接近	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		最寄商業施設の性格	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
	学校・公園・病院等の配置の状態	小学校・公園・病院・官公署等	公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る	公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る	公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る	公共公益施設まで 約()m 優る やや 普通 やや 劣る		100		100		100
環境条件	気象の状態	日照・温度湿度通風等	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
	自然的環境の良否	眺望・景観地勢・地質等	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		社会的環境の良否	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
	各画地の面積・配置及び利用の状態	当該地域における標準的な画地の面積()㎡	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		画地の標準的 面積	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		各画地の配置の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		土 地 の 利 用 度	疎密度は約()% 優る 普通 劣る	疎密度は約()% 優る 普通 劣る	疎密度は約()% 優る 普通 劣る	疎密度は約()% 優る 普通 劣る						
	周辺利用の状況	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る							

付表 1 の 2-②

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			近 隣 地 域 () ()の属する地域			()→(近)		()→(近)		()→(近)				
															格差	計	格差	計	格差	計			
環 境	供給処理施設の 状 態	上 水 道	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る									
		下 水 道 (処理方式)	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る									
		下 水 道 (管理施設)	有	無		有	無		有	無		有	無										
		都市ガス等	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る									
条 件	危険施設処理施設等の有無	危険施設処理施設等の有無	() 有(小・やや小・やや大・大) 無			() 有(小・やや小・やや大・大) 無			() 有(小・やや小・やや大・大) 無			() 有(小・やや小・やや大・大) 無				100		100		100			
	災害発生の危険性	洪水・地すべり等	洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無			洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無			洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無			洪水・地すべり・その他 () 有(小・やや小・やや大・大) 無											
	公害発生の程度	騒音・大気汚染等	騒音() 大気汚染() 等の程度			騒音() 大気汚染() 等の程度			騒音() 大気汚染() 等の程度			基準地の属する地域と比較して 小さい やや ほぼ やや 大きい 小さい 同じ 大きい											
行政的 条件	土地利用に関する公法上の規制の 程 度	用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 強い 強い	用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 強い 強い			用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 強い 強い			用途地域 () () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 強い 強い				100		100		100						
		そ の 他 の 規 制 () 弱い 普通 強い	() () 弱い 普通 強い			() () 弱い 普通 強い			() () 弱い 普通 強い														
そ の 他	そ の 他	将 来 の 向 動	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		100		100		100
		そ の 他	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る									
												格 差 率 合 計			() 1 0 0		() 1 0 0		() 1 0 0				

造成宅地の品等調査及び算定表

付表１の３－①

造成宅地の品等												
	類似地域（ （ ）の属する地域			類似地域（ （ ）の属する地域			類似地域（ （ ）の属する地域			近隣地域（ （ ）の属する地域		
	内 訳			内 訳			内 訳			内 訳		
品等 比較項目	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1. 街 路												
イ 歩道又はガードレールの有無（幹線街路）	+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0	
ロ 構造電柱の位置角切	+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0	
ハ 排水施設	+2.0	0	-2.0	+2.0	0	-2.0	+2.0	0	-2.0	+2.0	0	-2.0
ニ 街路樹の有無	+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0	
ホ 勾配	+1.5	0	-3.0	+1.5	0	-3.0	+1.5	0	-3.0	+1.5	0	-3.0
2. 雨 水 排 水												
イ 排水方式	+2.0(+1.5)	0(0)	-2.0(-2.0)	+2.0(+1.5)	0(0)	-2.0(-2.0)	+2.0(+1.5)	0(0)	-2.0(-2.0)	+2.0(+1.5)	0(0)	-2.0(-2.0)
ロ 排水能力	+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0	
ハ 排水設備	+2.0	0	-2.0	+2.0	0	-2.0	+2.0	0	-2.0	+2.0	0	-2.0
3. 画 地 仕 上 げ												
イ 前面道路との関係	+2.0(+2.0)	0(0)	-6.0(-5.0)	+2.0(+2.0)	0(0)	-6.0(-5.0)	+2.0(+2.0)	0(0)	-6.0(-5.0)	+2.0(+2.0)	0(0)	-6.0(-5.0)
ロ 擁壁材料構造施工	+2.0	0	-1.5	+2.0	0	-1.5	+2.0	0	-1.5	+2.0	0	-1.5
ハ 改良を要する地盤	+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0	
ニ 土質	+1.5(+1.5)	0(0)	-1.5(-2.0)	+1.5(+1.5)	0(0)	-1.5(-2.0)	+1.5(+1.5)	0(0)	-1.5(-2.0)	+1.5(+1.5)	0(0)	-1.5(-2.0)
ホ 駐車設備	+2.0			+2.0			+2.0			+2.0		
4. 公 園 ・ 緑 地												
イ 規模	+2.0(+2.0)	0(0)	-1.5(-2.0)	+2.0(+2.0)	0(0)	-1.5(-2.0)	+2.0(+2.0)	0(0)	-1.5(-2.0)	+2.0(+2.0)	0(0)	-1.5(-2.0)
ロ 内容	+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0	

付表１の３－②

造 成 宅 地 の 品 等												
	類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			近 隣 地 域 () ()の属する地域		
	内 訳			内 訳			内 訳			内 訳		
品等 比較項目	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
５． 諸 施 設 (予 定 を 含 む)												
イ 街 灯	+1.0	0	-1.0	+1.0	0	-1.0	+1.0	0	-1.0	+1.0	0	-1.0
ロ ゴ ミ 集 積 施 設	+1.0			+1.0			+1.0			+1.0		
ハ 集 会 所	+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0		+1.0	0	
ニ 医 療 施 設	+2.0	0	-3.0	+2.0	0	-3.0	+2.0	0	-3.0	+2.0	0	-3.0
ホ バ ス 停 留 所	+2.0(+2.5)	0(0)	-3.0(-4.0)	+2.0(+2.5)	0(0)	-3.0(-4.0)	+2.0(+2.5)	0(0)	-3.0(-4.0)	+2.0(+2.5)	0(0)	-3.0(-4.0)
ヘ 幼 稚 園 、 保 育 園	+2.0	0	-2.5	+2.0	0	-2.5	+2.0	0	-2.5	+2.0	0	-2.5
ト 消 火 栓 、 防 火 水 槽 等	+1.0	0	-1.0	+1.0	0	-1.0	+1.0	0	-1.0	+1.0	0	-1.0
６． 団 地 管 理 体 制	+1.0(+3.0)	0(0)		+1.0(+3.0)	0(0)		+1.0(+3.0)	0(0)		+1.0(+3.0)	0(0)	
７． そ の 他												
イ 立 地 条 件	+4.0(+2.0)	0(0)	-4.5(-3.0)	+4.0(+2.0)	0(0)	-4.5(-3.0)	+4.0(+2.0)	0(0)	-4.5(-3.0)	+4.0(+2.0)	0(0)	-4.5(-3.0)
合 計												

住宅地（別荘地）地域要因調査及び格差率算定表

付表１の４－①

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			近 隣 地 域 () ()の属する地域			()→(近)		()→(近)		()→(近)	
															格差	計	格差	計	格差	計
街路条件	街路の幅員・構造等の状態	幅員、構造等	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る	幅員()m ()舗装 優る 普通 劣る							
		系 統 及 び 連 続 性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		100		100		100
交通・接	都心への距離及び交通施設の状態	交通施設との関係位置	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る							
		都 心 へ の 接 近 性	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る	()まで ()時間 優る 普通 劣る						
近条件	観光資源の配置の状態	観光資源の配置の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る							
	利便資源・レクリエーション施設の配置の状態	利便資源・レクリエーション施設の配置の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		100		100		100	
環	景観の良否	景観の良否	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る							
	日照・温度・気象の状態	日照・温度・気象の状態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る							
	傾斜等の地勢の状態	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る	傾斜度()度 優る やや 普通 やや 劣る							
	樹木等自然環境の良否	樹木等自然環境の良否	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る	優る やや 普通 やや 劣る							
境	地域の名声・知名度等	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る	特に 相当 優る 普通 劣る							
	各画地の面積・配置・周辺の利用状態	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る	面積()㎡ 優る 普通 劣る							
	周 辺 利 用 状 態	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る							
	供給処理施設の状態	上水道	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る							
件	下水道	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無	完備 ・ 可能 ・ 無							
		優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る							
	温泉	A	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
B		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無							

付表 1 の 4－②

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			類 似 地 域 () ()の属する地域			近 隣 地 域 () ()の属する地域		()→(近)		()→(近)		()→(近)		
			格差	計	格差	計	格差	計	格差	計	格差	計	格差	計	格差	計	格差	計	格差	計
環境条件	危険施設処理施設への接近の程度	危険施設処理施設への接近の程度	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る								
	災害発生の危険性	洪水・地すべり等災害発生の程度	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る								
	公害発生の程度	騒音・新津夫等の公害発生の程度	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る		100		100		100		100
行政的 条件	公 法 上 の 規 制 の 程 度	公法上の規制の程度	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い		100		100		100		100
			そ の 他	管理体制の整備の状態 将来の動向 そ の 他	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る	優る 普通 劣る やや優る 普通 劣る 優る 普通 劣る		100		100		100
格 差 率 合 計												() 1 0 0	() 1 0 0	() 1 0 0						

商業地（ ）地域要因調査及び算定表

付表１の５－①

条件	項目	細項目	類似地域（ （ ）の属する地域			類似地域（ （ ）の属する地域			類似地域（ （ ）の属する地域			近隣地域（ （ ）の属する地域			（ ）→（近）		（ ）→（近）		（ ）→（近）	
			優	普通	劣る	優	普通	劣る	優	普通	劣る	優	普通	劣る	格差	計	格差	計	格差	計
街路条件	街路の状態	幅員	当該地域における標準的な 街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優 普通 劣る			当該地域における標準的な 街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優 普通 劣る			当該地域における標準的な 街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優 普通 劣る			当該地域における標準的な 街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優 普通 劣る								
			優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る								
		舗装	優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る								
		歩道	幅員（ ）m 優 普通 劣る			幅員（ ）m 優 普通 劣る			幅員（ ）m 優 普通 劣る			幅員（ ）m 優 普通 劣る								
	街区の状態	勾配	普通 やや劣る 劣る			普通 やや劣る 劣る			普通 やや劣る 劣る			普通 やや劣る 劣る								
		系統及び連続性	優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る								
		街区の整備状況	優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る								
		施設除雪等														100		100		100
交通・接近条件	顧客の交通手段の状態等	最寄駅の数	最寄駅名（ ）			最寄駅名（ ）			最寄駅名（ ）			最寄駅名（ ） やや多い ほぼ同じ やや少い 少い								
		最寄駅への接近性	最寄駅の（ ）方約（ ）m 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄駅の（ ）方約（ ）m 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄駅の（ ）方約（ ）m 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄駅の（ ）方約（ ）m 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る								
		都市中心部への接近性	優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る								
		公共施設等への接近性	主要な官公署（ ） 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			主要な官公署（ ） 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			主要な官公署（ ） 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			主要な官公署（ ） 優 やや優る 普通 やや劣る 劣る								
		駐車場の整備状況	優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る								
		交通規制の状況	優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る			優 普通 劣る								
		主要幹線道路等との接近性	優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る				100		100		100
環境条件	交通の量	交通量	優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る								
	沿道の状況	店舗の種類	優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る			優 やや優る 普通 やや劣る 劣る								

付表 1 の 5 - ②

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 () ()の属する地域					類 似 地 域 () ()の属する地域					類 似 地 域 () ()の属する地域					近 隣 地 域 () ()の属する地域					()→ (近)		()→ (近)		()→ (近)	
																							格差	計	格差	計	格差	計
環	沿道の状態	店舗等の連 た ん 性	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
	経済施設の 配 置	デパート、 大 型 店 の 数、延面積	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
		全国的規模の 店舗、事務所 の数・総面積	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
		娯楽施設の 状 態	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る						
		不適合な施 設 の 状 態	普通		やや 劣る		劣る	普通		やや 劣る		劣る	普通		やや 劣る		劣る	普通		やや 劣る		劣る						
		その他の客等 を誘引する施 設 の 状 態	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る						
境	背後地及び 顧客の購買 力	背後地の人 口 の 状 態	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
		背 後 地 の 範 囲	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
		顧 客 の 購 買 力 等	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
条	競争の状態 と経営者の 創意と資力	店舗の協業 化 の 状 態	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
		高度利用の 状 態	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
件	繁 華 性 の 程 度	顧 客 の 通 行 量	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
		店 舗 の 連 た ん 性	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						
		営業時間の 長 短	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る						
		犯罪の発生 等 の 状 態	普通		やや 劣る		劣る	普通		やや 劣る		劣る	普通		やや 劣る		劣る	普通		やや 劣る		劣る						
		自然的環境	地 質 ・ 地 盤 等	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る					
	洪水・地すべ り等の災害発 生の危険性	洪水・地すべ り、高潮、崖 崩 れ 等	無	小さい	やや 小さい	やや 大きい	大きい	無	小さい	やや 小さい	やや 大きい	大きい	無	小さい	やや 小さい	やや 大きい	大きい	無	小さい	やや 小さい	やや 大きい	大きい		100		100		100

付表 1 の 5－③

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 () ()の属する地域					類 似 地 域 () ()の属する地域					類 似 地 域 () ()の属する地域					近 隣 地 域 () ()の属する地域		()→(近)		()→(近)		()→(近)				
			容積率 (/10)					容積率 (/10)					容積率 (/10)					容積率 (/10)		格差	計	格差	計	格差	計			
行政的 条件	公法上の規制の程度	容積制限による規制	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		高さ制限による規制	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		防火地域等の指定に伴う制限	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		その他の地域・地区による規制	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		その他の規制	弱い		普通		強い	弱い		普通		強い	弱い		普通		強い	弱い		普通		強い		100		100		100
その他	盛衰の状況	将来の向	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		そ の 他	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る	優る		普通		劣る		100		100		100
格 差 率 合 計																	() 1 0 0		() 1 0 0		() 1 0 0							

工業地（ ）地域要因調査及び算定表

付表１の６－①

条件	項目	細項目	類似地域（ ） （ ）の属する地域					類似地域（ ） （ ）の属する地域					類似地域（ ） （ ）の属する地域					近隣地域（ ） （ ）の属する地域					（ ）→（近）		（ ）→（近）		（ ）→（近）	
																							格差	計	格差	計	格差	計
街路条件	街路の幅員構造等の状態	幅員	当該地域における標準的な街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優る やや 普通 やや 劣る 優る					当該地域における標準的な街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優る やや 普通 やや 劣る 優る					当該地域における標準的な街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優る やや 普通 やや 劣る 優る					当該地域における標準的な街路幅員（ ）m 街路の種類（ ） 名称（ ） 優る やや 普通 やや 劣る 優る										
			種別（ ） 舗装率（ ） % 優る やや 普通 やや 劣る 優る					種別（ ） 舗装率（ ） % 優る やや 普通 やや 劣る 優る					種別（ ） 舗装率（ ） % 優る やや 普通 やや 劣る 優る					種別（ ） 舗装率（ ） % 優る やや 普通 やや 劣る 優る										
			配置 優る 普通 劣る					配置 優る 普通 劣る					配置 優る 普通 劣る					配置 優る 普通 劣る										
			系統及び連続性 優る やや 普通 やや 劣る 優る					系統及び連続性 優る やや 普通 やや 劣る 優る					系統及び連続性 優る 普通 劣る					系統及び連続性 優る やや 普通 やや 劣る 優る						100		100		100
交通・接近条件	製品販売市場及び原材料仕入市場との関係位置	都心への接近性	（ ）まで （特快普）で約（ ）時間 優る やや 普通 やや 劣る 優る					（ ）まで （特快普）で約（ ）時間 優る やや 普通 やや 劣る 優る					（ ）まで （特快普）で約（ ）時間 優る やや 普通 やや 劣る 優る					（ ）まで （特快普）で約（ ）時間 優る やや 普通 やや 劣る 優る										
			公共岸壁まで（ ）m 無 優る 普通 劣る					公共岸壁まで（ ）m 無 優る 普通 劣る					公共岸壁まで（ ）m 無 優る 普通 劣る					公共岸壁まで（ ）m 無 優る 普通 劣る										
	輸送施設の整備の状況	空港への接近性	空港まで 約（ ）km 優る 普通 劣る					空港まで 約（ ）km 優る 普通 劣る					空港まで 約（ ）km 優る 普通 劣る					空港まで 約（ ）km 優る 普通 劣る										
			I.Cまで 約（ ）km 優る やや 普通 やや 劣る 優る					I.Cまで 約（ ）km 優る やや 普通 やや 劣る 優る					I.Cまで 約（ ）km 優る やや 普通 やや 劣る 優る					I.Cまで 約（ ）km 優る やや 普通 やや 劣る 優る										
	労働力の確保の難易度	主要交通機関との接近性等	（ ）駅まで 約（ ）m 優る やや 普通 やや 劣る 優る					（ ）駅まで 約（ ）m 優る やや 普通 やや 劣る 優る					（ ）駅まで 約（ ）m 優る やや 普通 やや 劣る 優る					（ ）駅まで 約（ ）m 優る やや 普通 やや 劣る 優る										
			優る やや 普通 やや 劣る 優る					優る やや 普通 やや 劣る 優る					優る やや 普通 やや 劣る 優る					優る やや 普通 やや 劣る 優る						100		100		100
環境条件	動力資源及び用排水に関する費用等	動力資源	優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る										
		工業用水	優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る										
		工場排水	優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る										
	公害発生の危険性	水質の汚濁大気汚染等	優る やや 普通 やや 劣る 優る					優る やや 普通 やや 劣る 優る					優る やや 普通 やや 劣る 優る					優る やや 普通 やや 劣る 優る										
		洪水・地すべり等の災害発生の危険性	無 小さい やや 小さい やや 大きい 大きい 無					無 小さい やや 小さい やや 大きい 大きい 無					無 小さい やや 小さい やや 大きい 大きい 無					無 小さい やや 小さい やや 大きい 大きい 無										
	自然的環境	地盤、地質等	優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る					優る 普通 劣る						100		100		100

付表 1 の 6－②

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	近 隣 地 域 ()	()→(近)		()→(近)		()→(近)	
			()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	格差	計	格差	計	格差	計
行政上の助成及び規制の程度	行政上の助成及び規制の程度	助 成	助成の内容() 優る 普通 劣る	助成の内容() 優る 普通 劣る	助成の内容() 優る 普通 劣る	助成の内容() 優る 普通 劣る						
		規 制	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い 強い	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い 強い	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い 強い	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% 弱い やや 普通 やや 強い 強い						
		そ の 他 の 規 制	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い			100		100	
その他	その他	工場進出の動向	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る						
		そ の 他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		100	100	100		
格 差 率 合 計							() 1 0 0		() 1 0 0		() 1 0 0	

付表 1 の 7 - ①

121

付表 1 の 7-②

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	近 隣 地 域 ()	()→(近)		()→(近)		()→(近)	
			()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	格差	計	格差	計	格差	計
環境条件	災害発生の危険性	洪水・地すべり等	洪水・地すべり・その他 () 無、有・小さい、有・やや大きい	洪水・地すべり・その他 () 無、有・小さい、有・やや大きい	洪水・地すべり・その他 () 無、有・小さい、有・やや大きい	洪水・地すべり・その他 () 無、有・小さい、有・やや大きい						
	公害発生の程度	騒音・大気汚染等	騒音・大気汚染・その他 ()	騒音・大気汚染・その他 ()	騒音・大気汚染・その他 ()	騒音・大気汚染・その他 () (基準地の属する地域に比較して) やや小さい ほぼ同じ やや大きい		100		100		100
宅地造成条件	造成の難易及び必要の程度	難易及び必要の程度	1㎡当たりおおよその造成費 約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易い やや 普通 やや 難しい 難しい	1㎡当たりおおよその造成費 約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易い やや 普通 やや 難しい 難しい	1㎡当たりおおよその造成費 約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易い やや 普通 やや 難しい 難しい	1㎡当たりおおよその造成費 約()円 盛土高約()m 切土高約()m 易い やや 普通 やや 難しい 難しい		100×		100×		100×
	宅地としての有効利用度	宅地としての有効利用度	宅地化率おおよそ()% 高い やや 普通 やや 低い	宅地化率おおよそ()% 高い やや 普通 やや 低い	宅地化率おおよそ()% 高い やや 普通 やや 低い	宅地化率おおよそ()% 高い やや 普通 やや 低い		100		100		100
行政的条件	土地の利用に関する公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域地区等	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% その他() 弱い やや 普通 やや 強い 強い	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% その他() 弱い やや 普通 やや 強い 強い	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% その他() 弱い やや 普通 やや 強い 強い	用途地域 () 建ぺい率 ()% 容 積 率 ()% その他() 弱い やや 普通 やや 強い 強い						
		その他の規制	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い	() 弱い 普通 強い		100		100		100
その他	そ の 他	そ の 他	() 優る 普通 劣る	() 優る 普通 劣る	() 優る 普通 劣る	() 優る 普通 劣る		100		100		100
格 差 率 合 計							() 1 0 0		() 1 0 0		() 1 0 0	

林地（ ）地域要因調査及び格差率算定表

付表1の8

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	近 隣 地 域 ()	()→(近)		()→(近)		()→(近)	
			()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	格差	計	格差	計	格差	計
交通・接近条件	交通の便否及び林産物搬出の便否	最寄駅への接近性	()駅まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	()駅まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	()駅まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	()駅まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る						
		最寄集落への接近性	()まで 約()km 優る 普通 劣る	()まで 約()km 優る 普通 劣る	()まで 約()km 優る 普通 劣る	()まで 約()km 優る 普通 劣る						
		林道等の配置・構造等の状態	当該地域における標準的な道路幅員()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	当該地域における標準的な道路幅員()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	当該地域における標準的な道路幅員()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	当該地域における標準的な道路幅員()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る						
		最寄市場への接近性	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	()まで 約()km 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る		100		100		100
自然的条件	日照気温等の気象の状態	日照・気温	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		降雨量・霧	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		積雪	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		風	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
	標高・傾斜等の地勢の状態	標高	海拔()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	海拔()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	海拔()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	海拔()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る						
		傾斜	傾斜角度()度 優る 普通 劣る	傾斜角度()度 優る 普通 劣る	傾斜角度()度 優る 普通 劣る	傾斜角度()度 優る 普通 劣る						
		斜面の型	斜面の型は()型 優る 普通 劣る	斜面の型は()型 優る 普通 劣る	斜面の型は()型 優る 普通 劣る	斜面の型は()型 優る 普通 劣る						
件	土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る						
	災害の危険性	獣害の危険性	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	100		100		100	
宅地化件	宅地化等の影響の程度	宅地化等の影響	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る 優る	100		100		100	
行政的条件	行政上の助成及び規制の程度	行政上の助成	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
		公園・保安林砂防指定地等の規制	規制の内容 () 優る 普通 劣る	規制の内容 () 優る 普通 劣る	規制の内容 () 優る 普通 劣る	規制の内容 () 優る 普通 劣る						
		その他の規制					100		100		100	
その他	その他	その他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	100		100		100	
格 差 率 合 計							() 1 0 0		() 1 0 0		() 1 0 0	

付表 1 の 9

農地（田地）地域要因調査及び格差率算定表

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	近 隣 地 域 ()	()→(近)		()→(近)		()→(近)	
			()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	格差	計	格差	計	格差	計
交通・接近条件	交通の便否・接近条件	集 落 と の 接 近 性	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る						
		出 荷 的 集 荷 地 と の 接 近 性	集落から集荷地まで約()m 優る 普通 劣る	集落から集荷地まで約()m 優る 普通 劣る	集落から集荷地まで約()m 優る 普通 劣る	集落から集荷地まで約()m 優る 普通 劣る						
		農道の状態	幅員()m ()舗装 優る やや 普通 やや 劣る 優る	幅員()m ()舗装 優る やや 普通 やや 劣る 優る	幅員()m ()舗装 優る やや 普通 やや 劣る 優る	幅員()m ()舗装 優る やや 普通 やや 劣る 優る		100		100		100
自然的条件	地 勢	傾斜の方向	()向 優る 普通 劣る	()向 優る 普通 劣る	()向 優る 普通 劣る	()向 優る 普通 劣る						
		傾斜の角度	()度 優る 普通 劣る	()度 優る 普通 劣る	()度 優る 普通 劣る	()度 優る 普通 劣る						
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る						
	かんがい排水の状態	かんがいの良否	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る						
		排水の良否	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 劣る 優る						
	災 害 の 危 険 性	水 害 の 危 険 性	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る						
		その他の災害の危険性	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る		100		100		100
件宅地化条	宅地化等の影響の程度	宅地化等の影響	有る やや 有る 無し	有る やや 有る 無し	有る やや 有る 無し	有る やや 有る 無し		100		100		100
行政的條件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	有 () 無 弱い 普通 強い	有 () 無 弱い 普通 強い	有 () 無 弱い 普通 強い	有 () 無 弱い 普通 強い						
	行政上の助成の程度	補助金・融金等による助成の程度	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る		100		100		100
その他	そ の 他	そ の 他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		100		100		100
格 差 率 合 計							()	()	()	()	()	()
							1 0 0		1 0 0		1 0 0	

付表 1 の 1 0

農地（畑地）地域要因調査及び格差率算定表

条件	項 目	細項目	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	類 似 地 域 ()	近 隣 地 域 ()	()→(近)		()→(近)		()→(近)	
			()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	()の属する地域	格差	計	格差	計	格差	計
交通・接近条件	交通の便否	集 落 と の 接 近 性	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	最寄集落まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る						
		出 荷 的 集 荷 地 と の 接 近 性	集落から集荷地まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	集落から集荷地まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	集落から集荷地まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る	集落から集荷地まで約()m 優る やや 普通 やや 劣る 優る						
		農道の状態	幅員()m 構造() 優る やや 普通 やや 劣る 優る	幅員()m 構造() 優る やや 普通 やや 劣る 優る	幅員()m 構造() 優る やや 普通 やや 劣る 優る	幅員()m 構造() 優る やや 普通 やや 劣る 優る		100		100		100
自然的条件	地 勢	傾斜の方向	()向 優る やや 普通 やや 劣る 優る	()向 優る やや 普通 やや 劣る 優る	()向 優る やや 普通 やや 劣る 優る	()向 優る やや 普通 やや 劣る 優る						
		傾斜の角度	()度 優る やや 普通 やや 劣る 優る	()度 優る やや 普通 やや 劣る 優る	()度 優る やや 普通 やや 劣る 優る	()度 優る やや 普通 やや 劣る 優る						
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや 普通 やや 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る	優る やや 普通 やや 劣る 優る						
		排水の良否	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る						
	災 害 の 危 険 性	災 害 の 危 険 性	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る		100		100		100
宅地化条件	宅地化等の影響の程度	宅地化等の影響	有る やや 有る 無し	有る やや 有る 無し	有る やや 有る 無し	有る やや 有る 無し		100		100		100
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る						
	行政上の助成の程度	補助金・融金等による助成の程度	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る	有 () 無 優る 普通 劣る		100		100		100
その他	そ の 他	そ の 他	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る		100		100		100
						格 差 率 合 計	() 1 0 0		() 1 0 0		() 1 0 0	

住宅地()個別的要因調査及び標準化補正率算定表

付表2の1-①

地域区分(記号)		(標準地)		()		()											
所 在 地										調 査 年 月 日							
所 有 者 (住所・氏名)		現			前				前				担 当 者 氏 名				
					後				後								
調査方法						売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者				売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者							
取引内容及び 事情補正率						(正常・売り急ぎ・買い進み)			1 0 0			格 差 率					
売買年月日及び 時点修正率						(令和 年 月 日)			1 0 0								
取引等の価格						円/㎡				円/㎡				格 差	計	格 差	計
固定資産税評価格		円/㎡	相続税評価格		円/㎡	円/㎡	相続税評価格		円/㎡	円/㎡	相続税評価格		円/㎡				
街 路 条 件	系 統 及 び 連 続 性	()		優る やや 普通 やや 劣る	()		優る やや 普通 やや 劣る	()		優る やや 普通 やや 劣る	()						
	幅 員	()m		優る やや 普通 やや 劣る	()m		優る やや 普通 やや 劣る	()m		優る やや 普通 やや 劣る	()m						
	舗 装	()舗装 補修の必要性(有・無)		優る やや 普通 やや 劣る	()舗装 補修の必要性(有・無)		優る やや 普通 やや 劣る	()舗装 補修の必要性(有・無)		優る やや 普通 やや 劣る	()舗装 補修の必要性(有・無)						1 0 0
交 通 ・ 接 近 条 件	最寄駅への 接 近 性	()駅 ()m		優る やや 普通 やや 劣る	()駅 ()m		優る やや 普通 やや 劣る	()駅 ()m		優る やや 普通 やや 劣る	()駅 ()m						
	最寄商業施設 への接近性	()まで バス・徒歩()分		優る やや 普通 やや 劣る	()まで バス・徒歩()分		優る やや 普通 やや 劣る	()まで バス・徒歩()分		優る やや 普通 やや 劣る	()まで バス・徒歩()分						
	公共施設等 との接近性	小学校()m 中学校()m 病 院()m 官公署()m 公 園()m 平 均()m		優る やや 普通 やや 劣る	小学校()m 中学校()m 病 院()m 官公署()m 公 園()m 平 均()m		優る やや 普通 やや 劣る	小学校()m 中学校()m 病 院()m 官公署()m 公 園()m 平 均()m		優る やや 普通 やや 劣る	1 0 0						1 0 0
環 境 条 件	日照・通風・ 乾 湿 等			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る							
	地勢・地質・ 地 盤 等			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る							
	隣 接 地 の 利 用 状 況	()方にアパート等 がある 無		普通 やや 劣る 相当 極端 劣る 劣る 劣る	()方にアパート等 がある 無		普通 やや 劣る 相当 極端 劣る 劣る 劣る	()方にアパート等 がある 無		普通 やや 劣る 相当 極端 劣る 劣る 劣る							
	上 水 道	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る							
	下 水 道	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る							
	都市ガス等	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る 普通 劣る							
危険施設・ 処理施設等 の有 無	有 () 無		有(小 やや小 通常 やや大 大) 無	有 () 無		有(小 やや小 通常 やや大 大) 無	有 () 無		有(小 やや小 通常 やや大 大) 無	1 0 0		1 0 0					

付表２の１－②											
(標準地)				()				()			
画 地 条 件	地積	()㎡	普通 やや 劣る	()㎡	普通 やや 劣る	()㎡	普通 やや 劣る	()㎡	普通 やや 劣る		
	間口狭小	間口()m	普通 やや 劣る 相当 極端	間口()m	普通 やや 劣る 相当 極端	間口()m	普通 やや 劣る 相当 極端	間口()m	普通 やや 劣る 相当 極端		
	奥行通減	奥行()m	普通 やや 劣る 相当 極端	奥行()m	普通 やや 劣る 相当 極端	奥行()m	普通 やや 劣る 相当 極端	奥行()m	普通 やや 劣る 相当 極端		
	奥行()		普通 やや 劣る 相当 極端		普通 やや 劣る 相当 極端		普通 やや 劣る 相当 極端		普通 やや 劣る 相当 極端		
	不整形地	最大整形地 ()㎡ 最大利用率 ()%	普通 やや 劣る 相当 極端	最大整形地 ()㎡ 最大利用率 ()%	普通 やや 劣る 相当 極端	最大整形地 ()㎡ 最大利用率 ()%	普通 やや 劣る 相当 極端	最大整形地 ()㎡ 最大利用率 ()%	普通 やや 劣る 相当 極端		
	三角地	()角 最小角()度	普通 やや 劣る 相当 極端	()角 最小角()度	普通 やや 劣る 相当 極端	()角 最小角()度	普通 やや 劣る 相当 極端	()角 最小角()度	普通 やや 劣る 相当 極端		
	方位	接面街路の方位	北 西 東 南	接面街路の方位	北 西 東 南	接面街路の方位	北 西 東 南	接面街路の方位	北 西 東 南		
	高 低	接面街路より ()m ()い	優る やや 普通 やや 劣る	接面街路より ()m ()い	優る やや 普通 やや 劣る	接面街路より ()m ()い	優る やや 普通 やや 劣る	接面街路より ()m ()い	優る やや 普通 やや 劣る		
	角 地	角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に	角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に	角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に	角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に		
	準 角 地	準角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に	準角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に	準角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に	準角地の方位()	普通 やや 優る 相当 特に		
行政的 条件 その他	用途地域及 びその他の 地域地区等	用途地域 () 建蔽率()% 容積率()%	弱い やや 普通 やや 強い	用途地域 () 建蔽率()% 容積率()%	弱い やや 普通 やや 強い	用途地域 () 建蔽率()% 容積率()%	弱い やや 普通 やや 強い	用途地域 () 建蔽率()% 容積率()%	弱い やや 普通 やや 強い	100	100
	そ の 他		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る	100	100
	格差率合計									100	100

住宅地（別荘地）個別的要因調査及び標準化補正率算定表

付表2の2-①

地域区分(記号)		(標準地)										()										()																					
所在地																																調査年月日											
所有者 (住所・氏名)		現											前											前											担当者氏名								
													後											後																			
調査方法												売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者										売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者																					
取引内容及び 事情補正率												正常・ 売り急ぎ ・ 買い進み ()										100		正常・ 売り急ぎ ・ 買い進み ()												100		格 差 率					
売買年月日及び 時点修正率												令和 年 月 日 ()										100		令和 年 月 日 ()												100		(標)→()		(標)→()			
取引等の価格												円/㎡										円/㎡										格 差	計	格 差	計								
固定資産税評価額												円/㎡		相続税評価額		円/㎡		円/㎡		相続税評価額		円/㎡		円/㎡		相続税評価額		円/㎡															
街路条件	接面道路の 系統構造等 の 状 態	構造() 幅員()m		優る	普通	劣る	構造() 幅員()m		優る	普通	劣る	構造() 幅員()m		優る	普通	劣る			100				100																				
		最寄バス停まで ()m 最寄駅まで ()m		優る	普通	劣る	最寄バス停まで ()m 最寄駅まで ()m		優る	普通	劣る	最寄バス停まで ()m 最寄駅まで ()m		優る	普通	劣る			100				100																				
交通接近条件	交通施設への 接近性			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			100				100																				
		便利施設・レ クリエーション施設 への接近性		優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			100				100																				
環境条件	眺望の良否			特に 優る	優る	普通	劣る	特に 劣る			特に 優る	優る	普通	劣る	特に 劣る			特に 優る	優る	普通	劣る	特に 劣る																					
	日照・通風 等の良否			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る																						
	地質・地盤 等の良否			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る			優る	普通	劣る																						
	樹木等自然 環境の良否			優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る			優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る			優る	やや 優る	普通	やや 劣る																						
	上水道	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る																						
	下水道	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る																						
	温泉	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る	有 ・ 可能 ・ 無		優る	普通	劣る																						
	危険・処理 施設への接 近の程度	有 () 無		優る	普通	劣る	有 () 無		優る	普通	劣る	有 () 無		優る	普通	劣る	有 () 無		優る	普通	劣る																						

付表2の2-②

		(標準地)			()			()			()				
環境 条件	洪水・地等 災害発生 の危険性	有 () 無	優る	普通	劣る	有 () 無	優る	普通	劣る	有 () 無	優る	普通	劣る		
	騒音・振動 等公害発 生の程度	有 () 無	優る	普通	劣る	有 () 無	優る	普通	劣る	有 () 無	優る	普通	劣る		
画 地 条 件	傾斜の程度	傾斜地()度 平坦地	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	傾斜地()度 平坦地	普通	やや 劣る	劣る	傾斜地()度 平坦地	普通	やや 劣る	劣る
	地 積	()m ² (過大 ・ 過小)	優る	普通	劣る	()m ² (過大 ・ 過小)	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	()m ² (過大 ・ 過小)	普通	やや 劣る	劣る
	形 状		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		普通	やや 劣る	相当 劣る	極端 劣る		普通	やや 劣る
	接面道路と の 関 係	接面道路との高低差 ()m	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	接面道路との高低差 ()m	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		
行 政 的 条 件	自然公園法 等による規 制 の 程 度	有 () 無	弱い	普通	強い	有 () 無	弱い	普通	強い	有 () 無	弱い	普通	強い		
	その他の規制		優る	普通	劣る		優る	普通	劣る		優る	普通	劣る		
そ の 他	そ の 他		優る	普通	劣る		優る	普通	劣る		優る	普通	劣る		
												格差率合計		1 0 0	1 0 0

付表 2 の 3 - ①

130

付表 2 の 3-②																				
地 条 件	(標準地)					()					()									
	間 口 狭 小	間口 ()m	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	間口 ()m	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	間口 ()m	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	
	奥 行 通 減	奥行 ()m	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	奥行 ()m	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	奥行 ()m	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	
	奥 行 短 小		普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る		普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る		普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	
	奥 行 長 大	奥行／間口 ＝ ()	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	奥行／間口 ＝ ()	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	奥行／間口 ＝ ()	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	
	不 整 形 地	最大整形地 ()㎡ 最大利用率 ()%	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	最大整形地 ()㎡ 最大利用率 ()%	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	最大整形地 ()㎡ 最大利用率 ()%	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	
	三 角 地	()角 最小角 ()度	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	()角 最小角 ()度	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	()角 最小角 ()度	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	
	地 積 ()	面積 ()㎡	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	面積 ()㎡	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	面積 ()㎡	普通	やや 劣る	劣る	相当 劣る	極端 劣る	
	面 大 増 価	面積 ()㎡	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	面積 ()㎡	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	面積 ()㎡	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	
	高 低	接面街路より ()m ()い	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	接面街路より ()m ()い	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	接面街路より ()m ()い	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	
角 地	側道の巾員 ()m	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	側道の巾員 ()m	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	側道の巾員 ()m	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る		
() 方 路	他道路の巾員 ()m	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	他道路の巾員 ()m	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	他道路の巾員 ()m	普通	やや 優る	優る	相当 優る	特に 優る	1 0 0	
行 政 的 条 件	用 途 地 域 等 の 地 区	用途地域 () 容積率 ()%	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	用途地域 () 容積率 ()%	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	用途地域 () 容積率 ()%	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	1 0 0
	そ の 他		優る		普通		劣る		優る		普通		劣る		優る		普通		劣る	1 0 0
	格差率合計														1 0 0		1 0 0			

工業地()個別的要因調査及び標準化補正率算定表

付表2の4-①

地域区分(記号)		(標準地)			()			()									
所 在 地								調 査 年 月 日									
所 有 者 (住所・氏名)		現				前											
						後											
調査方法					売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者			売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者									
取引内容及び 事情補正率					正常・売り急ぎ・買い進み ()			1 0 0			格 差 率						
売買年月日及び 時点修正率					令和 年 月 日 ()			1 0 0									
取引等の価格					円/㎡			円/㎡			格	計	格	計			
固定資産税評価額		円/㎡	相続税評価額		円/㎡	円/㎡	相続税評価額		円/㎡	円/㎡	相続税評価額		円/㎡		差	差	
街路 条件	系 統 及 び 連 続 性	()			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	()			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	()			優る やや 普通 やや 劣る 劣る		1 0 0		1 0 0
	幅 員	接面街路の幅員 ()m			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	接面街路の幅員 ()m			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	接面街路の幅員 ()m			優る やや 普通 やや 劣る 劣る				
	舗 装	()舗装 補修の必要性 有・無			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	()舗装 補修の必要性 有・無			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	()舗装 補修の必要性 有・無			優る やや 普通 やや 劣る 劣る				
交通・ 接近 条件	最 寄 交 通 機 関 と の 接 続 性	()駅 ()m			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	()駅 ()m			優る やや 普通 やや 劣る 劣る	()駅 ()m			優る やや 普通 やや 劣る 劣る		1 0 0		1 0 0
	地 域 内 お け る 関 係 位 置				優る やや 普通 やや 劣る 劣る				優る やや 普通 やや 劣る 劣る				優る やや 普通 やや 劣る 劣る				
	鉄 道 専 用 引 込 線				有 無				有 無				有 無				
	専 用 岸 壁				有 (優る 普通 劣る) 無				有 (優る 普通 劣る) 無				有 (優る 普通 劣る) 無				
環 境 条 件	工 業 用 水				有 無				有 無				有 無		1 0 0		1 0 0
	工 場 排 水				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				
	電 力 等 の 動 力 資 源				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				
	上 下 水 道 ガ ス 等				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				
	地 盤				優る やや 普通 やや 劣る 劣る				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				
	造 成 の 程 度				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				優る 普通 劣る				

付表２の４－②										
(標準地)			(標準地)			(標準地)				
画地条件	地積等	()㎡	利用上の障害 (過大 大 普通 小 過小)	有 無	()㎡	利用上の障害 (過大 大 普通 小 過小)	有 無	()㎡	利用上の障害 (過大 大 普通 小 過小)	
	形状		優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			
	接面街路との関係		四方路 三方路 二方路 一方路		四方路 三方路 二方路 一方路		四方路 三方路 二方路 一方路		100	100
行政的 条件	行政上の規制	用途地域 ()% 建蔽率 ()% 容積率 ()%	弱い 普通 強い		用途地域 ()% 建蔽率 ()% 容積率 ()%	弱い 普通 強い		用途地域 ()% 建蔽率 ()% 容積率 ()%	弱い 普通 強い	
	その他		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		100	100
格差率合計									100	100

付表2の5

宅地見込地()個別的要因調査及び標準化補正率算定表

地域区分(記号)		(標準地)		()		()											
所在地										調査年月日							
所有者 (住所・氏名)		現			前				前								
					後				後								
調査方法				売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者				売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者									
取引内容及び 事情補正率				正常・売り急ぎ・買い進み ()		100		正常・売り急ぎ・買い進み ()		100		格 差 率					
売買年月日及び 時点修正率				令和 年 月 日 ()		100		令和 年 月 日 ()		100		(標)→() (標)→()					
取引等の価格				円/㎡				円/㎡				格	計	格	計		
固定資産税評価額		円/㎡	相統税評価額	円/㎡	円/㎡	相統税評価額	円/㎡	円/㎡	相統税評価額	円/㎡	円/㎡	相統税評価額	円/㎡	差		差	
画 地 条 件	道路の位置・規格等	接面()m 非接面 街路まで ()m	優る やや 普通 やや 劣る 優る	接面()m 非接面 街路まで ()m	優る やや 普通 やや 劣る 優る	接面()m 非接面 街路まで ()m	優る やや 普通 やや 劣る 優る	接面()m 非接面 街路まで ()m	優る やや 普通 やや 劣る 優る								
	画地の形状・間口・奥行等	形状() 間口()m 奥行()m	普通 劣る 相当 劣る	形状() 間口()m 奥行()m	普通 劣る 相当 劣る	形状() 間口()m 奥行()m	普通 劣る 相当 劣る	形状() 間口()m 奥行()m	普通 劣る 相当 劣る								
	高圧線下地	電圧()KV 線下地積()㎡ 全面積に対して ()%		電圧()KV 線下地積()㎡ 全面積に対して ()%		電圧()KV 線下地積()㎡ 全面積に対して ()%		電圧()KV 線下地積()㎡ 全面積に対して ()%		100		100					
行政的 条件	用途地域及びその他の地域地区等	用途地域 () 建蔽率 ()% 容積率 ()%	弱い やや 普通 やや 強い 弱い	用途地域 () 建蔽率 ()% 容積率 ()%	弱い やや 普通 やや 強い 弱い	用途地域 () 建蔽率 ()% 容積率 ()%	弱い やや 普通 やや 強い 弱い	用途地域 () 建蔽率 ()% 容積率 ()%	弱い やや 普通 やや 強い 弱い	100		100					
その他	地盤の高低・地質・地勢等	高低差()m	優る 普通 劣る	高低差()m	優る 普通 劣る	高低差()m	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る								
	その他		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	優る 普通 劣る	100		100					
格差率合計										100	100						

林地()個別的要因調査及び標準化補正率算定表

付表2の6-①

地域区分(記号)		A (標準地)			B ()			C ()										
所在地											調査年月日							
所有者 (住所・氏名)		現				前				前				担当者氏名				
						後				後								
調査方法					売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者			売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者										
取引内容及び 事情補正率					正常・売り急ぎ・買い進み ()			<u>100</u>			正常・売り急ぎ・買い進み ()			<u>100</u>			格 差 率	
売買年月日及び 時点修正率					令和 年 月 日 ()			<u>100</u>			令和 年 月 日 ()			<u>100</u>			(標)→() (標)→()	
取引等の価格					円/㎡			円/㎡			円/㎡			格	計	格	計	
固定資産税評価額		円/㎡	相続税評価額		円/㎡	円/㎡	相続税評価額		円/㎡	円/㎡	相続税評価額		円/㎡	差		差		
交通 接近 条件	最寄駅への 接近性	()まで 約 ()km	優る	普通	劣る	()まで 約 ()km	優る	普通	劣る	()まで 約 ()km	優る	普通	劣る					
	最寄集落への 接近性	()まで 約 ()km	優る	普通	劣る	()まで 約 ()km	優る	普通	劣る	()まで 約 ()km	優る	普通	劣る					
	搬出施設の 構造	幅員()m 構造()舗装	優る	普通	劣る	幅員()m 構造()舗装	優る	普通	劣る	幅員()m 構造()舗装	優る	普通	劣る					
	搬出地点 までの距離	()まで 約 ()km	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	()まで 約 ()km	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る					
	搬出地点から 最寄市場 までの距離	()まで 約 ()km	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	()まで 約 ()km	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る					
														<u>100</u>		<u>100</u>		
自然 的 条件	積雪	積雪 (少い 普通 多い)	優る	普通	劣る	積雪 (少い 普通 多い)	優る	普通	劣る	積雪 (少い 普通 多い)	優る	普通	劣る					
	風	風当り (弱い 普通 強い)	優る	普通	劣る	風当り (弱い 普通 強い)	優る	普通	劣る	風当り (弱い 普通 強い)	優る	普通	劣る					
	標高	標高()m	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	標高()m	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る					
	方位	樹種()	斜面の向き 東、西、南、北			樹種()	斜面の向き 東、西、南、北			樹種()	斜面の向き 東、西、南、北							
	傾斜	傾斜角度()度	優る	普通	劣る	傾斜角度()度	優る	普通	劣る	傾斜角度()度	優る	普通	劣る					
	斜面の位置	山麓 山腹 山頂				山麓 山腹 山頂				山麓 山腹 山頂								
	斜面の型	優る	普通	劣る		優る	普通	劣る		優る	普通	劣る						
土壌の良否	優る	やや 優る	普通	やや 劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る				
														<u>100</u>		<u>100</u>		

付表 2 の 6－②		A (標準地)			B ()			C ()						
宅 地 化 条 件	宅 地 化 等 の 影 響		優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る		優る やや 普通 やや 劣る			1 0 0		1 0 0
行 政 的 条 件	公 園 ・ 保 安 林 ・ 砂 防 指 定 地 等 の 規 制	(有 無)	優る 普通 劣る	(有 無)	優る 普通 劣る	(有 無)	優る 普通 劣る	(有 無)	優る 普通 劣る					
	その他の規制	(有 無)	弱い 普通 強い	(有 無)	弱い 普通 強い	(有 無)	弱い 普通 強い	(有 無)	弱い 普通 強い			1 0 0		1 0 0
そ の 他	そ の 他		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			1 0 0		1 0 0
										格差率合計		1 0 0		1 0 0

農地(田地)個別的要因調査及び標準化補正率算定表

付表2の7-①

地域区分(記号)		A (標準地)										B ()										C ()																	
所在地																																調査年月日							
所有者 (住所・氏名)		現											前											前											担当者氏名				
													後											後															
調査方法												売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者										売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者																	
取引内容及び 事情補正率												正常・売り急ぎ・買い進み ()					100					正常・売り急ぎ・買い進み ()					100					格 差 率							
売買年月日及び 時点修正率												令和 年 月 日 ()					100					令和 年 月 日 ()					100					(標)→()		(標)→()					
取引等の価格												円/㎡										円/㎡										格 差		計		格 差		計	
固定資産税評価額		円/㎡					相続税評価額					円/㎡					円/㎡					円/㎡					円/㎡												
交通 接近 条件 自然 的 条 件 画 地 条 件	集落との 接近性	最寄集落まで 約()m					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	最寄集落まで 約()m					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	最寄集落まで 約()m					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る								
	農道の状態	幅員()m 構造()					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	幅員()m 構造()					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	幅員()m 構造()					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		100		100				
	日照の良否	日照時間が()					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	日照時間が()					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	日照時間が()					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る								
	土壌の良否						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る								
	保水の良否	保水日数が()日					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	保水日数が()日					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	保水日数が()日					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る								
	礫の多少						優る		普通		劣る						優る		普通		劣る						優る		普通		劣る								
	灌漑の良否						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る								
	排水の良否						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る						優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る								
	水害の危険性	(有 無) ()					優る		普通		劣る	(有 無) ()					優る		普通		劣る	(有 無) ()					優る		普通		劣る								
その他の災害 の危険性	(有 無) ()					優る		普通		劣る	(有 無) ()					優る		普通		劣る	(有 無) ()					優る		普通		劣る		100		100					
画地 条件	地積	()アール					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	()アール					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	()アール					優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る								
	形状	長方形・正方形 やや不整形・不整形					普通	やや 劣る	劣る	相当 に劣る	極端 に劣る	長方形・正方形 やや不整形・不整形					普通	やや 劣る	劣る	相当 に劣る	極端 に劣る	長方形・正方形 やや不整形・不整形					普通	やや 劣る	劣る	相当 に劣る	極端 に劣る								
	障害物に よる障害度	(有 無) ()					優る		普通		劣る	(有 無) ()					優る		普通		劣る	(有 無) ()					優る		普通		劣る								

付表2の7-②													
画 地 条 件	A (標準地)												
	価格水準が低い地域		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る
	価格水準が中位の地域		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る
行政 的 条 件	価格水準が高い地域		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る
	行政上の規制の程度 (有)		弱い		普通		強い	(有)	弱い		普通		強い
	補助金・融資等による助成の程度 (有)		優る		普通		劣る	(有)	優る		普通		劣る
そ の 他	そ の 他		優る		普通		劣る		優る		普通		劣る
										格差率合計		100	100

農地(畑地)個別的要因調査及び標準化補正率算定表

付表2の8-①

地域区分(記号)				(標準地)				()												
所在地										調査年月日										
所有者 (住所・氏名)		現					前					前								
							後					後								
調査方法						売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者				売主 買主 仲介者 鑑定士 宅建業者 他官庁 地元精通者										
取引内容及び 事情補正率						正常・売り急ぎ・買い進み ()				100		格差率								
売買年月日及び 時点修正率						令和 年 月 日 ()				100		(標)→()		(標)→()						
取引等の価格						円/㎡				円/㎡				格	計	格	計			
固定資産税評価額		円/㎡		相続税評価額		円/㎡		円/㎡		相続税評価額		円/㎡		差		差				
交通 接近 条件	集落との 接近性	最寄集落まで 約()m		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	最寄集落まで 約()m	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	最寄集落まで 約()m	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る
	農道の状態	幅員()m 構造()		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	幅員()m 構造()	優る		普通		劣る	幅員()m 構造()	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る
	日照の良否			優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る
	土壌の良否			優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る
	礫の多少			優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る
	作土の深さ	基層まで()cm		優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	基層まで()cm	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る	基層まで()cm	優る	やや 優る	普通	やや 劣る	劣る
	排水の良否			優る		普通		劣る		優る		普通		劣る		優る		普通		劣る
自然 的 条 件	災害の危険性	(有 無)		優る		普通		劣る	(有 無)	優る		普通		劣る	(有 無)	優る		普通		劣る
画 地 条 件	地積	()アール		優る		普通		劣る	()アール	優る		普通		劣る	()アール	優る		普通		劣る
	傾斜の角度	()度()向		優る	やや 弱い	普通	やや 強い	強い	()度()向	弱い	やや 弱い	普通	やや 強い	強い	()度()向	弱い	やや 弱い	普通	やや 強い	強い
	形状不整及び 障害物による障害の 程度	(有 無)		普通	やや 劣る	劣る	相当 に劣る	極端 に劣る	(有 無)	普通	やや 劣る	劣る	相当 に劣る	極端 に劣る	(有 無)	普通	やや 劣る	劣る	相当 に劣る	極端 に劣る

付表2の8-②													
画地条件	価格水準が低い地域		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る
	価格水準が中位の地域		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る
	価格水準が高い地域		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る		普通	やや劣る	劣る	相当に劣る	極端に劣る
行政的条件	行政上の規制の程度 ()	有 無	弱い	普通	強い	()	有 無	弱い	普通	強い	()	有 無	弱い
	補助金・等 融資による助成 の程度	(有 無)	優る	普通	劣る	(有 無)	優る	普通	劣る	(有 無)	優る	普通	劣る
その他	そ の 他		優る	普通	劣る		優る	普通	劣る		優る	普通	劣る
格差率合計												100×	100×
												100	100

別添2 標準地からの比準様式集

比 準 調 書 （ 案 ）

付 表 付表3の1～3の8

比 準 調 書 (案)

令和 年 月 日

請負者名

付

表

住 宅 地 ()	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の1
住 宅 地 (別荘地)	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の2
商 業 地 ()	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の3
工 業 地 ()	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の4
宅地見込地 ()	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の5
林 地 ()	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の6
農 地 (田 地)	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の7
農 地 (畑 地)	個別的要因調査及び格差率算定表……………	付表3の8

住宅地()個別的要因調査及び格差率算定表

付表3の1

価格時点 令和 年 月 日

条件	項目	細項目	標準地		対象地		格差	計									
			記号		土地所有者												
			(土地表示)		(土地表示)												
街路条件	接面街路の系統・構造等の状態	系統及び連続性	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		優る やや優る 普通 やや劣る 劣る												
		幅員	接面街路幅員約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		接面街路幅員約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る												
		舗装	種別() 補修の必要性(有・無) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		種別() 補修の必要性(有・無) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る												
		(除雪施設等)															
交通・接近条件	交通施設との距離	最寄駅への接近性	標準地から()駅まで 約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		対象地から()駅まで 約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る												
	商業施設との接近の程度	最寄商業施設への接近性	()まで (バス・徒歩) 約()分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		()まで (バス・徒歩) 約()分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る												
	公共施設等との接近の程度	幼稚園,小学校,公園,病院,官公署等	公共公益施設まで 約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		公共公益施設まで 約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る												
環境条件	日照・通風・乾湿等の良否・地勢・地質・地盤等の良否・周囲の状態	日照、温度、通風、乾湿等	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る												
		地勢、地質、地盤等	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る												
		隣接地の利用状況	()方にアパート等がある 無 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る		()方にアパート等がある 無 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る												
		上水道	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る												
		下水道	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る												
		都市ガス等	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る												
画地条件	地積・間口・奥行・形状等	地積	地積()㎡ 普通 やや劣る 劣る		地積()㎡ 普通 やや劣る 劣る												
		間口狭小	間口()m 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る		間口()m 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る												
		奥行通減	奥行()m 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る		奥行()m 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る												
		奥行短小	普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る		普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る												
		奥行長大	奥行／間口 = () 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る		奥行／間口 = () 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る												
		不整形地	最大利用率()%最大整形地()㎡ 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る		最大利用率()%最大整形地()㎡ 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る												
	方位・高低・角地・その他	三角地	()角、最小角()度 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る		()角、最小角()度 普通 やや劣る 劣る 相当劣る 極端劣る												
		方位	接面街路の方位 北、西、東、南、その他()		接面街路の方位 北、西、東、南、その他()												
		高低	接面街路より約()m ()い 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		接面街路より約()m ()い 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る												
		角地	角地の方位(接面街路) 北西 北東 南西 南東 普通 やや優る 優る 相当優る 特に優る		角地の方位(接面街路) 北西 北東 南西 南東 普通 やや優る 優る 相当優る 特に優る												
		準角地	準角地の方位(接面街路) 北西 北東 南西 南東 普通 やや優る 優る 相当優る 特に優る		準角地の方位(接面街路) 北西 北東 南西 南東 普通 やや優る 優る 相当優る 特に優る												
		二方路	普通 やや優る 優る 特に優る		普通 やや優る 優る 特に優る												
		三方路															
		袋地															
	その他	無道路地						100 × ()									
		崖地等															
個別的要因の比較	用途地域及びその他地域、地区等	高圧線下地	高圧線下地積()㎡総地積に対し()%		高圧線下地積()㎡総地積に対し()%			100									
		用途地域() 建ぺい率()% 容積率()% その他() 弱い やや弱い 普通 やや強い 強い			用途地域() 建ぺい率()% 容積率()% その他() 弱い やや弱い 普通 やや強い 強い												
その他	その他	その他	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			() 100									
個別的要因の比較		街路条件	交通・接近条件		環境条件		画地条件	行政的条件	その他	格差率計							
		() 100	() 100		() 100		() 100	() 100	() 100	() 100							
標準地評価格			格差率			算定価格											
円／㎡ × ()			/100			＝				円／㎡							
評価格	円／㎡																
評価格算定者	印																
調整後の価格 (評価格を調整した場合)	円／㎡																
評価担当者	印																

住宅地(別荘地)個別的要因調査及び格差率算定表

付表3の2

価格時点 令和 年 月 日

条件	項目	細項目	標準地					対象地					格差	計										
			記号					土地所有者																
			(土地表示)					(土地表示)																
街路条件	接面道路の系統・構造等の状態	接面道路の系統、構造等の状態	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る				(<u> </u>) 100										
		(除雪施設等)																						
交通・接近条件	交通施設との距離	交通施設への接近性	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る				(<u> </u>) 100										
	利便施設等との接近の程度	利便施設、レクリエーション施設への接近性	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
環境条件	眺望の良否	眺望の良否	特に優る	優る	普通	劣る	特に劣る	特に優る	優る	普通	劣る	特に劣る		(<u> </u>) 100										
	日照・通風の良否	日照、通風の良否	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
	地質・地盤等の良否	地質、地盤等の良否	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
	樹木等自然環境の良否	樹木等自然環境の良否	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る												
	供給処理施設の状況	上水道	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
		下水道	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
		温泉	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
	危険、処理施設への接近の程度	危険、処理施設への接近の程度	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
	災害発生危険性の程度	洪水・地すべり等災害発生の危険性の程度	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
	公害発生の程度	騒音、振動等公害発生の程度	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る														
	傾斜の程度	傾斜の程度	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る												
画地条件	地積・形状	地積	普通	劣る	相当劣る			普通	劣る	相当劣る				100 × (<u> </u>) 100										
		形状	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る												
		接面道路との関係	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る												
行政的条件	公法上の規制の程度	自然公園法等による規制の程度	弱い	普通	強い			弱い	普通	強い				(<u> </u>) 100										
		その他の規制	弱い	普通	強い			弱い	普通	強い														
その他	その他	その他	優る	普通	劣る			優る	普通	劣る				(<u> </u>) 100										
個別的要因の比較		街路条件	交通・接近条件		環境条件			画地条件		行政的条件		その他	格差率計											
		(<u> </u>) 100	×	(<u> </u>) 100	×	(<u> </u>) 100	×	(<u> </u>) 100	×	(<u> </u>) 100	×	(<u> </u>) 100	=	(<u> </u>) 100										
標準地評価格			格差率					算定価格																
			円／㎡ × () /100 =										円／㎡											
評価格		円／㎡																						
評価格算定者		印																						
調整後の価格 (評価格を調整した場合)		円／㎡																						
評価担当者		印																						

商業地()個別的要因調査及び格差率算定表

付表3の3

価格時点 令和 年 月 日

条件	項 目	細 項 目	標 準 地				対 象 地				格 差	計						
			記 号				土地所有者											
			(土地表示)				(土地表示)											
街 路 条 件	接 面 街 路 の 系 統 ・ 構 造 等 の 状 態	系統及び連続性	優る	普通	劣る		優る	普通	劣る									
		幅 員	接面街路の幅員約()m	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	接面街路の幅員約()m	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る				
		舗 装	優る	普通	劣る		優る	普通	劣る									
		歩 道	幅員 ()m	優る	普通	劣る	幅員 ()m	優る	普通	劣る								
		構 造	優る	普通	劣る		優る	普通	劣る									
		勾 配 ・ カ ー ブ	優る	普通	劣る		優る	普通	劣る									
		(除 雪 施 設 等)										(_____) 100						
交 通 ・ 接 近 条 件	商業地域の中 心への接近性 等	商業地域の中心 への 接 近 性	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		最 寄 駅 へ の 接 近 性	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	(_____) 100					
環 境 条 件	客足の流動の 状態と適合性 隣接不動産等 周囲の状態 自然的環境	客 足 の 流 動 性	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		隣 接 不 動 産 等 周 囲 の 状 態	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る						
		地 盤	優る	普通	劣る		優る	普通	劣る			(_____) 100						
画 地 条 件	間口・形状及 び 地 積 等	間 口 狭 小	間口 ()m	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る	間口 ()m	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る						
		奥 行 通 減	奥行 ()m	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る	奥行 ()m	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る						
		奥 行 短 小	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る								
		奥 行 長 大	奥行／間口 = ()	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る	奥行／間口 = ()	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る						
		不 整 形 地	最大利用率 ()%	最大整形地 ()m ²	普通	やや劣る	劣る 相当に劣る 極端に劣る	最大利用率 ()%	最大整形地 ()m ²	普通	やや劣る	劣る 相当に劣る 極端に劣る						
		三 角 地	()角、最小角()度	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る	()角、最小角()度	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る						
		地 積 過 小	面積 ()m ²	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る	面積 ()m ²	普通	やや劣る	劣る	相当に劣る 極端に劣る						
		又 は 過 大	面積 ()m ²	普通	やや優る	優る	相当に優る 極端に優る	面積 ()m ²	普通	やや優る	優る	相当に優る 極端に優る						
	接面街路との 関係	高 低	高低差 ()m	優る	やや優る	普通	やや劣る 劣る	高低差 ()m	優る	やや優る	普通	やや劣る 劣る						
		角 地	側道の幅員 ()m	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る	側道の幅員 ()m	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る						
		二 方 路	裏面道路の幅員 ()m	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る	裏面道路の幅員 ()m	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る						
		三 方 路	他の道路の幅員 (m、 m)	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る	他の道路の幅員 (m、 m)	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る						
		四 方 路	他の道路の幅員 (m、 m、 m)	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る	他の道路の幅員 (m、 m、 m)	普通	やや優る	優る	相当に優る 特に優る						
		そ の 他	路地状の奥行 ()m					路地状の奥行 ()m										
	無 道 路 地	取付道路の取得の(可・否)及びその幅員 ()m、 延長()m						取付道路の取得の(可・否)及びその幅員 ()m、 延長()m										
		崖地の地積()m ²						崖地の地積()m ²										
		総地積に対して()%						総地積に対して()%					100 × (_____) 100					
		そ の 他																
行 政 的 条 件	公 法 上 の 規 制 の 程 度	用途地域等の 地域、地区等	用途地域() 容積率 (/10) その他 ()	優る	やや優る	普通	やや劣る 劣る	用途地域() 容積率 (/10) その他 ()	優る	やや優る	普通	やや劣る 劣る	(_____) 100					
そ の 他	そ の 他	そ の 他	優る	普通	劣る		優る	普通	劣る			(_____) 100						
個 別 的 要 因 の 比 較		街路条件	交通・接近条件		環境条件		画地条件	行政的條件		その他	格差率計							
		(_____) 100	× (_____) 100		× (_____) 100		× (_____) 100	× (_____) 100		× (_____) 100	= (_____) 100							
標準地評価格			格差率			算定価格												
円／m ² × ()			/100			=			円／m ²									
評 価 格	円／m ²																	
評 価 格 算 定 者	印																	
調 整 後 の 価 格 (評 価 格 を 調 整 し た 場 合)	円／m ²																	
評 価 担 当 者	印																	

工業地()個別的要因調査及び格差率算定表

付表3の4 価格時点 令和 年 月 日

条件	項目	細項目	標準地		対象地		格差	計							
			記号		土地所有者										
			(土地表示)		(土地表示)										
街路条件	接面街路の系統・構造等の状態	系統及び連続性	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			(<u> </u>) 100							
		幅員	接面街路の幅員()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		接面街路の幅員()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る										
		舗装	種別() 補修の必要性(有、無) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		種別() 補修の必要性(有、無) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る										
		(除雪施設等)													
交通・接近条件	主要交通機関の距離・輸送施設との位置	最寄交通機関との接近性	標準地から()駅まで約()m 他の交通機関() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		対象地から()駅まで約()m 他の交通機関() 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			(<u> </u>) 100							
		地域内における関係位置	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		優る やや優る 普通 やや劣る 劣る										
		鉄道専用線													
		引込線	有 無		有 無										
		専用岸壁	有(優る、普通、劣る) 無		有(優る、普通、劣る) 無										
環境条件	用排水等の供給処理施設の整備の必要性	工業用水	有 無		有 無			(<u> </u>) 100							
		工場排水	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る										
		電力等の動力資源	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る										
		上下水道等ガス	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る										
	地盤及び造成の良否	地盤	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		優る やや優る 普通 やや劣る 劣る										
		造成の程度	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る										
画地条件	地積及び形状の良否	地積	標準地の面積()㎡ 利用上の阻害 有(過大、大、普通、小、過小) 無		対象地の面積()㎡ 利用上の阻害 有(過大、大、普通、小、過小) 無			100 × (<u> </u>) 100							
		形状	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		優る やや優る 普通 やや劣る 劣る										
	その他	接面街路との関係	四方路 三方路 二方路 一方路		四方路 三方路 二方路 一方路										
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制	用途地域() 建ぺい率()% 容積率()% その他の地域・地区() 弱い 普通 強い		用途地域() 建ぺい率()% 容積率()% その他の地域・地区() 弱い 普通 強い			(<u> </u>) 100							
その他	その他	その他	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			(<u> </u>) 100							
個別的要因の比較		街路条件		交通・接近条件		環境条件		画地条件		行政的条件		その他		格差率計	
		() 100		× () 100		× () 100		× () 100		× () 100		× () 100		= () 100	
標準地評価格 格差率 算定価格															
円／㎡ × () /100 = 円／㎡															
評価格		円／㎡													
評価格算定者		印													
調整後の価格 (評価格を調整した場合)		円／㎡													
評価担当者		印													

宅地見込地()個別的要因調査及び格差率算定表

付表3の5

価格時点 令和 年 月 日

条件	項目	細項目	標準地		対象地		格差	計					
			記号		土地所有者								
			(土地表示)		(土地表示)								
画地条件	道路との関係位置	道路の位置、規模、系統等	接面(幅員 m)、非接面、街路までの距離 ()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る		接面(幅員 m)、非接面、街路までの距離 ()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			100 × () 100					
	画地の形状等	画地の形状、間口、奥行等	形状等() 普通 劣る 相当に劣る		形状等() 普通 劣る 相当に劣る								
	その他	高圧線下地			位置() 電圧()kV 線下地積()m ²								
行政的条件	公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域地区等	用途地域() 建ぺい率(%) 容積率(%) その他() 弱い やや弱い 普通 やや強い 強い		用途地域() 建ぺい率(%) 容積率(%) その他() 弱い やや弱い 普通 やや強い 強い			() 100					
その他	地盤・地質・地勢等の状態	地盤の高低、地質、地勢等	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る			() 100					
	その他	その他	優る 普通 劣る		優る 普通 劣る								
個別的要因の比較		画地条件		行政的条件		その他		格差率計					
		() 100		() 100		() 100		() 100					
標準地評価格			格差率			算定価格							
円/m ² × () /100 =						円/m ²							
評価格								円/m ²					
評価格算定者								印					
調整後の価格 (評価格を調整した場合)								円/m ²					
評価担当者								印					

条件	項目	細項目	標準地			対象地			格差	計	
			記号			土地所有者					
			(土地表示)			(土地表示)					
交通・接近条件	交通の便否及び林産物搬出の便否	最寄駅への接近性	()駅まで約()km 優る 普通 劣る			()駅まで約()km 優る 普通 劣る				() 100	
		最寄集落への接近性	()まで約()m 優る 普通 劣る			()まで約()m 優る 普通 劣る					
		搬出施設の構造	搬出施設の構造()m 優る 普通 劣る			搬出施設の構造()m 優る 普通 劣る					
		搬出地点までの距離	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					
		搬出地点から最寄市場までの距離	()まで約()km 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()まで約()km 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					
自然的条件	積雪等の気象の状態	積雪	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				() 100	
		風	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る					
	標高・傾斜等の地勢の状態	標高	標準地は海拔()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			対象地は海拔()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					
		方位	標準地の樹種() 方位(東 西 南 北)			対象地の樹種() 方位(東 西 南 北)					
		傾斜	標準地の傾斜角度 ()度 優る 普通 劣る			対象地の傾斜角度 ()度 優る 普通 劣る					
		斜面の位置	山麓 山腹 山頂			山麓 山腹 山頂					
		斜面の型	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る					
		土壌の状態	土壌の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				
宅地化条件	宅地化等の影響の程度	宅地化等の影響	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				() 100	
行政的条件	行政上の規制の程度	公園、保安林、砂防指定地等の規制	指定の内容() 優る 普通 劣る			指定の内容() 優る 普通 劣る				() 100	
		その他の規制									
その他	その他	その他	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				() 100	
個別的要因の比較		交通・接近条件	自然的条件		宅地化条件		行政的条件		その他		格差率計
		() 100	×	() 100	×	() 100	×	() 100	×	() 100	= () 100
標準地評価格			格差率			算定価格					
			円／㎡ × () /100 =			円／㎡					
評価格		円／㎡									
評価格算定者		印									
調整後の価格 (評価格を調整した場合)		円／㎡									
評価担当者		印									

農地(田地)個別的要因調査及び格差率算定表

付表3の7

価格時点 令和 年 月 日

条件	項目	細項目	標準地			対象地			格差	計		
			記号			土地所有者						
			(土地表示)			(土地表示)						
交通・接近条件	集落との接近の程度及び農道の状態	集落との接近性農道の状態	最寄集落まで約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				() 100		
			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
自然的条件	日照の状態	日照の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
		保水の良否	保水の日数約()日 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			保水の日数約()日 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
		礫の多少	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る						
	かんがい排水の状態	かんがいの良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
		排水の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
	災害の危険性	水害の危険性	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る						
		その他の災害の危険性	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る			() 100			
	画地条件	耕うんの難易	地積	画地の地積 ()アール 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			画地の地積 ()アール 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					100 × () 100
			形状	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る					
障害物による障害度			優る 普通 劣る			優る 普通 劣る						
管理の程度		価格水準が低い地域	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る						
		価格水準が中位の地域	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る						
		価格水準が高い地域	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る						
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	弱い 普通 強い			弱い 普通 強い				() 100		
	行政上の助成の程度	補助金、融資金等による助成の程度	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る						
その他	その他	その他	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				()		
個別的要因の比較		交通・接近条件	自然的条件		画地条件		行政的条件		その他		格差率計	
		() 100	×	() 100	×	() 100	×	() 100	×	() 100	= () 100	
標準地評価格			格差率			算定価格						
			円／㎡ × () /100 = 円／㎡									
評価格		円／㎡										
評価格算定者		印										
調整後の価格 (評価格を調整した場合)		円／㎡										
評価担当者		印										

農地(畑地)個別的要因調査及び格差率算定表

付表3の8

価格時点 令和 年 月 日

条件	項目	細項目	標準地			対象地			格差	計	
			記号			土地所有者					
			(土地表示)			(土地表示)					
交通・接近条件	集落との接近の程度及び農道の状態	集落との接近性農道の状態	最寄集落まで約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			最寄集落まで約()m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				() 100	
			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					
自然的条件	日照の状態	日照の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る				() 100	
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					
		礫の多少	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					
		作土の深さ	作土層()cm 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	作土層()cm 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る							
		排水の良否	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る					
	災害の危険性	災害の危険性	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る					() 100
画地条件	耕うんの難易	地積	画地の地積 ()アール 優る 普通 劣る			画地の地積 ()アール 優る 普通 劣る				100 × () 100	
		傾斜の角度	()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る			()度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る					
		形状不整及び障害物による障害の程度	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る					
	管理の程度	価格水準が低い地域	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る					
		価格水準が中位の地域	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る					
		価格水準が高い地域	普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る			普通 やや劣る 劣る 相当に劣る 極端に劣る					
行政的条件	行政上の規制の程度	行政上の規制の程度	弱い 普通 強い			弱い 普通 強い				() 100	
	行政上の助成の程度	補助金、融資金等による助成の程度	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る					
その他	その他	その他	優る 普通 劣る			優る 普通 劣る				() 100	
個別的要因の比較		交通・接近条件	自然的条件		画地条件		行政的条件		その他		格差率計
		() 100	×	() 100	×	() 100	×	() 100	×	() 100	= () 100
標準地評価格			格差率			算定価格					
			円／㎡ × () /100 =			円／㎡					
評価格			円／㎡								
評価格算定者			印								
調整後の価格 (評価格を調整した場合)			円／㎡								
評価担当者			印								

別添3 残地補償様式集

残地補償額算定調書（案）

残地に関する補償関係内訳表…………… 別記様式2-8

残地補償額算定表…………… 別記様式2-9

残地補償額算定表（一体評価用）…………… 別記様式2-10

残地補償額算定表（一体評価用）…………… 別記様式2-11

残 地 補 償 額 算 定 調 書 (案)

令和 年 月 日

請負者名

残地に関する補償関係内訳表

[illegible]

残 地 補 償 額 算 定 表

別記様式2-9

算定年月日令和 年 月 日

対象土地(画地)の表示	所 在		地 番	地 目	取得前の地積 (㎡)	取得面積(㎡)	残地面積(㎡)①	摘 要
所有者住所氏名								
借地権等が存する場合はその内容	権利の種類	対象面積(㎡)	権利の割合(%)②	権 利 者 住 所 氏 名				
取得に係る当該画地の評価格③	円／㎡(別紙個別的要因調査及び格差率算定表のとおり)							
当該残地の評価格④ (運用方針第43第1項(2))	標準地評価格	×	残地の個別的要因補正率(うち画地条件 /100、別紙個別的要因調査及び格差率算定表)			=	算定価格	当該残地の評価格 円／㎡
	円／㎡						円／㎡	
		×	/			=		
補 償 額 の 算 定 (運用方針第43第1項(1))	{取得に係る当該画地の評価格③× - 当該残地の評価格④ × (1-売却損率) } × 当該残地の面積①= 補 償 額 ⑤							
	{ 円／㎡ - 円／㎡ × (1 -) } × ㎡= 円							
残地の利用目的変更に伴う補償を行う場合はその内容	(運用方針第43第1項(4)、取得に係る当該画地の評価格③×当該残地の面積① が限度額)							
取得に係る画地が宅地のときにおける借地権等の残権利に関する損失補償額の算定 (運用方針第43第2項)	残権利に対する補償額	(運用方針第43第2項(1))	{取得に係る当該画地の評価格③×借地権等の権利割合②-当該残地の評価格④×借地権等の権利割合②×(1-売却損率)}×当該残借地権等の面積①=補償額⑥)					
			円／㎡ 円／㎡ ㎡ 円					
		(運用方針第43第2項(2))	(取得に係る当該画地の評価格③×当該残借地権等に係る面積①×借地権等の権利割合②-残借地権等に関する補償額⑥)が限度額→補償額⑦)					
			円／㎡ ㎡ 円 円					
			× × - =					
	残地の所有権に対する補償額		(運用方針第43第1項(1)により算定した補償額⑤-運用方針第43条第2項(1)により算定した補償額⑥=補償額⑧)					
円 円 円								
補 償 額	残地補償額(⑤又は⑧)		残借地権等補償額(⑥+⑦)		(備 考)			
	円		円					
算 定 担 当 者								

残地補償額算定表(一体評価用)

算定年月日 令和 年 月 日

一体評価対象土地(画地)の表示及び所有権以外の権利の内容	符号	所在	地番	現況地目	取得前の地積 (㎡)	取得面積 (㎡)	残地面積 (㎡)	所有権以外の 権利の種類	権利割合(底地:権利)		摘要	
										起業者認定 ①	当事者配分 ②	
										:	:	
										:	:	
従前地の一体評価額の算定	符号	底地評価格 ③ (評価格×底地権利割合①)	所有権以外の権利の評価格 ④ (一体評価算定価格×借地権利等割合①)	起業者認定評価格 ⑤ (③ + ④)	当事者配当分価格							
					底地価格(⑤×底地権割合②)		権利価格(⑤×借地権割合②)					
残地の一体評価額の算定	符号	底地評価格 ⑥ (評価格×底地権利割合①)	所有権以外の権利の評価格 ⑦ (一体評価算定価格×借地権利等割合①)	起業者認定評価格 ⑧ (⑥ + ⑦)	標準地と残地の画地条件格差率 {(1-R')÷R}							
					底地 ⑨		一体評価 ⑩					
(備考) 別紙個別的要因調査及び格差率算定表のとおり												

残 地 補 償 額 算 定 表（一 体 評 価 用）

別記様式2-11

算定年月日 令和 年 月 日

対象土地(画地) の 表 示	所 在	地 番	地 目	取得前の地積 (㎡)	取得面積(㎡)	残地面積(㎡)①	摘 要
所有者住所氏名							
借地権等が存する 場合はその内容	権利の種類	対象面積(㎡)	権利の割合(%)②	権 利 者 住 所 氏 名			
取得に係る当該 画地の一体評価額③	円／㎡ (内訳) 底地 円／㎡ 権利 円／㎡ (別紙「残地補償額算定表(一体評価用)」③④⑤のとおり)						
当該残地の評価額④	円／㎡ (内訳) 底地 円／㎡ 権利 円／㎡ (別紙「残地補償額算定表(一体評価用)」⑥⑦⑧のとおり)						
補償額の算定 (運用方針第43第1項(1))	{取得に係る当該画地の評価額③ - 当該残地の評価額④} × (1 - 売却損率) × 当該残地の面積① = 補 償 額 ⑤						
	(底 地) {	円／㎡	-	円／㎡	×	(1 -)	} × ㎡ = 円
	(権 利) {	円／㎡	-	円／㎡	×	(1 -)	} × ㎡ = 円
	合 計						
残地の利用目的変更に 伴う補償を行う場合はそ の内容	(運用方針第43第1項(4)、取得に係る当該画地の評価額③×当該残地の面積① が限度額)						
取得に係る画地が宅地の ときにおける借地権等の 残権利に関する 損失補 償額の算定 (運用方針第43第2項)	残権利に対する 補償額	(運用方針第43第2項(1))	{取得に係る当該画地の評価額(権利)③×借地権等の権利割合②-当該残地の評価額(権利)④×借地権等の権利割合②×(1-売却損率)}×当該残借地権等の面積①=補償額⑥				
			円／㎡ 円／㎡ ㎡ 円				
		(運用方針第43第2項(2))	(取得に係る当該画地の評価額(権利)③×当該残借地権等に係る面積①×借地権等の権利割合②-残借地権等に関する補償額⑥)が限度額→補償額⑦				
			円／㎡ ㎡ 円 円 × × - =				
	残地の所有権に対する補償額	(運用方針第43第1項(1)により算定した補償額(底地)⑤-運用方針第43条第2項(1)により算定した補償額⑥=補償額⑧)					
		円 円 円 - =					
補 償 額	残地補償額(⑤又は⑧)		残借地権等補償額(⑥+⑦)	(備 考)			
	円		円				
算 定 担 当 者							

別記5 事業認定申請図書作成要領

事業認定申請図書作成要領

- 第1条 総則
 - 第2条 概況ヒアリング
 - 第3条 現地調査
 - 第4条 業務予定
 - 第5条 立入等
 - 第6条 設計協議
 - 第7条 法第4条に規定する土地等の調査
 - 第8条 法第4条地等の物件精査
 - 第9条 起業地を表示する図面等の作成
 - 第10条 法第4条地表示図作成
 - 第11条 法の制限地表示図作成
 - 第12条 関連事業表示作成
 - 第13条 許認可等に関する土地表示図作成
 - 第14条 土地面積の概数積算
 - 第15条 法第4条地調査書作成
 - 第16条 管理者の意見照会書（案）作成
 - 第17条 法の制限に関する意見照会書（案）作成
 - 第18条 関連事業に関する意見照会書（案）作成
 - 第19条 許認可等に関する意見照会書（案）作成
 - 第20条 事業認定申請書（案）等作成
- 別記様式

事業認定申請図書作成要領

（総 則）

第1条 この要領は、事業認定申請図書の作成に関する業務に適用するものとする。

（概況ヒアリング）

第2条 受注者は、事業認定申請図書等の作成に当たっては、発注者と概況ヒアリングを行うものとする。

（現地調査）

第3条 受注者は、用地調査等などに着手する前に調査区域の現地調査を行い、地域の状況、収用等土地の状況及び土地に存する物件の概要を把握しなければならない。

（業務予定）

第4条 受注者は、前項に規定する現地調査等を行った後、速やかに業務予定について監督職員と協議するものとする。

（立入等）

第5条 受注者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の占有者の同意及び監督職員の承諾を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られないときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を得なければならない。

（設計協議）

第6条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり、適正かつ円滑に施行するため必要に応じて監督職員と連絡を取り、協議を行うものとする。打ち合わせ事項はその都度記録し、相互に確認するものとする。

（法第4条に規定する土地等の調査）

第7条 受注者は、次の各号に掲げる場合には、関係官公署、事業所等において管理台帳に基づき、当該各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 起業地内に土地収用法（以下「法」という。）第4条に規定する土地等がある場合、当該土地等（以下「法第4条地等」という。）の所在地、名称、構造、規格、規模
- 二 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地（以下「法令制限」という。）の区域及び根拠法令
- 三 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は許可等の処分を必要とする場合、当該処分に係る土地等（以下「許認可等に係る土地法」という。）の区分又は位置及び根拠法令

（法第 4 条地等の物件精査）

第 8 条 受注者は、前条の管理台帳等に基づき、速やかに現地において当該調査結果の確認及び調査を行うものとする。

（起業地を表示する図面等の作成）

第 9 条 受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、事業計画平面図（工事平面図）等に必要な事項を記入、着色等を行い起業地を表示する図面等を作成するものとする。

- 一 位置図（別記様式 5-1）を作成するものとする。
- 二 起業地を表示する図面（起業地表示図）（別記様式 5-2）を作成するものとする。この場合において収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示すること。

（法第 4 条地表示図作成）

第 10 条 受注者は、第 7 条及び第 8 条の調査結果に基づき、前条第 2 号の図面に、法第 4 条地等について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。（別記様式 5-2、別記様式 5-4）

- 2 法第 4 条地の判断時点は事業確定申請の時とし、監督職員の指示によるものとする。

（法の制限地表示図作成）

第 11 条 受注者は、監督職員の指示により、第 7 条第二号及び第 8 条の調査結果に基づき、第 9 条第二号の図面に、法の制限地について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時において法の制限が解除されているもの及び届出をすれば解除されるものについては、原則として不要とする。

（関連事業表示作成）

第 12 条 受注者は、監督職員の指示により、関連事業について第 9 条第二号の図面に番号を付して明確に表示するものとする。また、これに関する関連事業計画書（別記様式 5-3）を作成するものとする。ただし、事業認定申請の時既に完了しているものについては不要とする。

（許認可等に関する土地表示図作成）

第 13 条 受注者は、監督員の指示により、事業施行に関して行政機関の許認可等を必要とする土地等の区域について第 9 条第二号の図面に着色、番号を付して明確に表示するものとする。

（土地面積の概数積算）

第 14 条 受注者は、実測図及び第 9 条の図面に基づき、起業地内の全ての土地等の実測面積概数（10 m²又は 100 m²単位）（別記様式 5-4）を積算するものとする。

この場合において使用目的別、現況地目別収用又は使用別に積算するものとし、該当がない場合はその旨表示する。

（法第 4 条地調査書作成）

第 15 条 受注者は、第 10 条の図面に基づき、法第 4 条地の面積、数量を施設別、規格別等に算出し、法第 4 条に規定する土地に関する調書（別記様式 5-5）を作成するものとする。

（管理者の意見照会書（案）作成）

第 16 条 受注者は、起業地内にある法第 4 条地について各管理ごとに第 10 条、第 11 条の図面及び前条の法第 4 条調書を調製し、監督職員の指示により、法第 18 条第 2 項第四号の意見照会書（案）（別記様式 5-6）を作成するものとする。

ただし、既に占用許可書、使用承諾書をとっているものについては、省略することができるものとする。

（法の制限に関する意見照会書（案）作成）

第 17 条 受注者は、起業地内にある土地の利用制限について、各々の権限を有する行政機関ごとに第 9 条及び第 11 条の図面を調製し、監督職員の指示により、法第 18 条第 2 項第五号の意見照会書（案）（別記様式 5-7）を作成するものとする。

（関連事業に関する意見照会書（案）作成）

第 18 条 受注者は、起業地内に存する本体事業の施行に関連して必要となる事業について、第 16 条の図面を併用し、監督職員の指示により、法第 18 条 2 項第三号の意見照会書（案）（別記様式 5-8）を作成するものとする。

（許認可等に関する意見照会書（案）作成）

第 19 条 受注者は、各々権限を有する行政機関ごとに、第 9 条及び第 13 条の図面を調製し、事業の施行に必要な許認可等を受けることができるように、監督職員の指示により、法第 18 条第 2 項第六号の意見照会書（案）（別記様式 5-9）を作成するものとする。

（事業認定申請書（案）等作成）

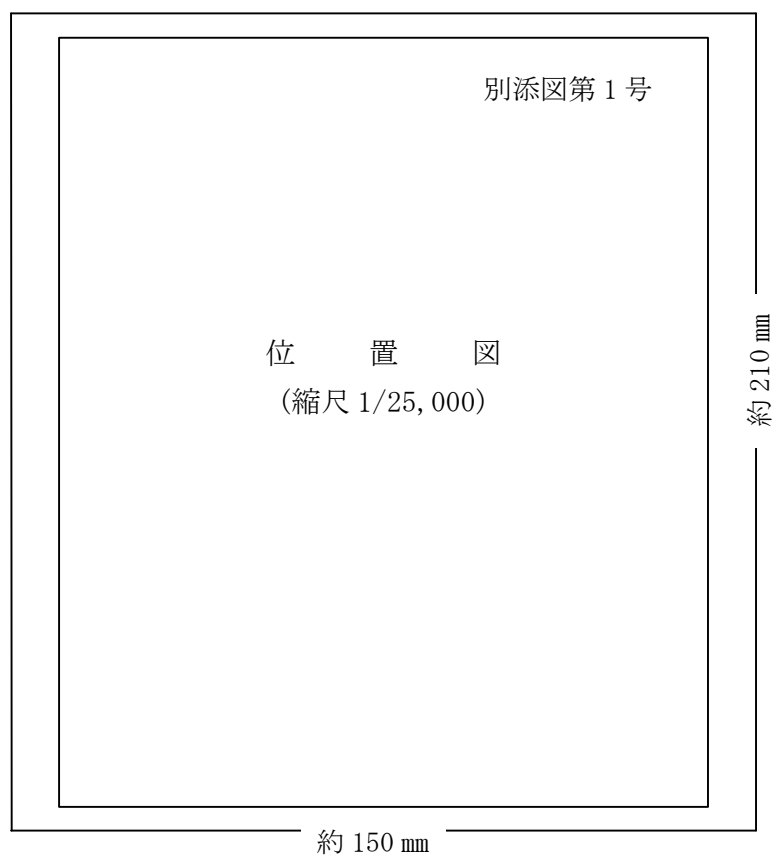
第 20 条 受注者は、監督職員の指示により、法第 18 条に規定する様式に従い事業認定申請書（案）等を作成するものとする。この場合の作成業務は事業認定申請書（別記様式 5-10）、同添付書類（別記様式 5-11）、その他関係参考書類（別記様式 5-12）の取りまとめ作成業務をいうものとする。

特に、その他関係参考資料（別記様式 5-12）に掲げる項目のうち(1)ル、(2)ト、(3)チ、(4)ワについては監督職員と充分協議のうえ資料整理を行うものとする。

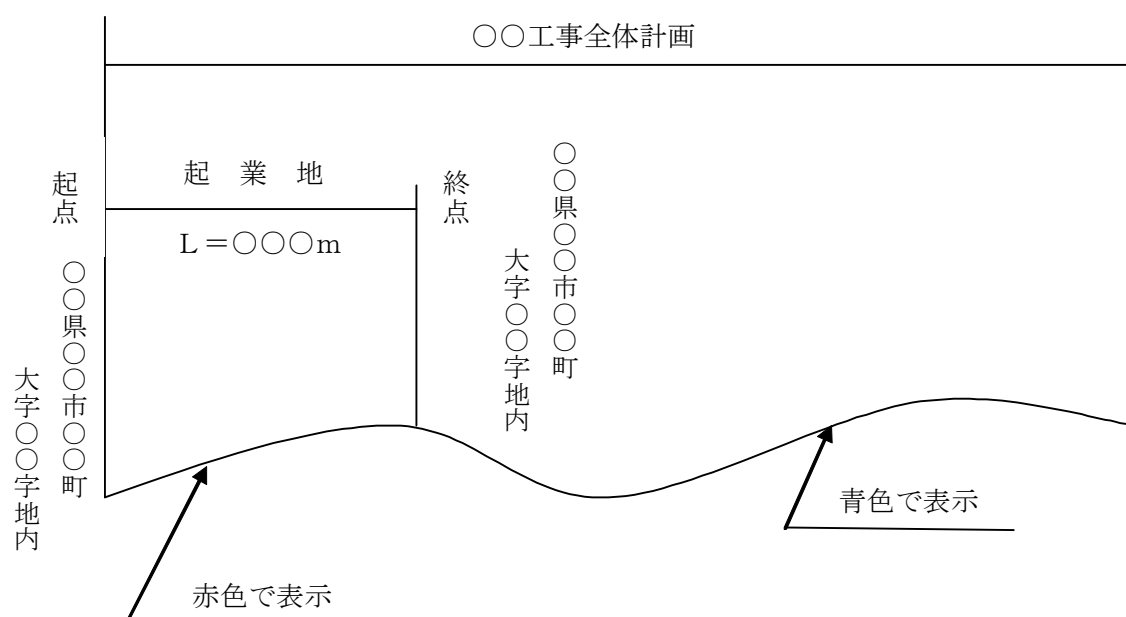
別記様式 5-1

(位置図)

- (1) 縮尺 2 万 5 千分の 1 の一般図によって起業地の位置を示すこと。
- (2) 符号は、国土地理院発行の 5 万分の 1 の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。
- (3) 位置図には、起業地表示図に示す起業地範囲を正確に表示するものとする。表示の方法は、起業地は赤色で着色し、「起業地」の語をもって表示し、延長(L=○m)及び起・終点の所在を明示すること。
- (4) 全体計画の一部を施行する事業である場合は、起業地の位置図に全体計画の施行予定を明記することが好ましい。
- (5) 表題記載例



(6) 図面記載例



別記様式 5-2

1 起業地を表示する図面(起業地表示図)

- (1) 縮尺百分の 1 から 3 千分の 1 程度までの間で、起業地を表示するのに便利な適宜の縮尺の地形図(図面については監督職員が指示するものとする)によって起業地を収用の部分は薄い黄色、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること(規則第 3 条第 2 号ロ)。
- (2) 起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものとし(法第 18 条第 4 項)、縮尺については、千分の 1 を標準とする。
- (3) 起業地表示図は起業地内及びその付近における顕著な地形、地物等(おおむね国土地理院発行の 5 万分の 1 の地形図に記載されている河川、道路、官公署等)を記載した図面とし、これだけでは起業地の範囲が分かりにくいときは主要な建物その他固定性の高い物件をも記載すること。
- (4) 実測した地形図によること。符号は国土地理院発行の図式により、これにないものは適宜の図式によること。
- (5) 図面には縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚になるとときには、図面番号をつけること。
- (6) 起業地を着色する際には次の諸点に注意すること。
 - (イ) 事業認定申請書中起業地の項では起業地を都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表すことになっているが、起業地とは事業を施行する土地のことであるから、図面で起業地を表わすときは、字内のすべての土地を着色すべきではなく、字内の土地で事業を施行するに必要な土地を起業地として着色すること。
 - (ロ) 事業を施行するに必要な土地であれば買収したか否かを問わず、施行したか否かを問わず、また、法第 4 条の土地であるか否かを問わず着色すること。
 - (ハ) 補修工事の用に供する土地は、当然には上にいう事業を施行する必要な土地に含まれるものではないので、着色しないこと。
 - (ニ) 起業地の範囲を明確にするよう着色すること。
 - (ホ) 起業地を表示する図面では、「薄い黄色」、「薄い緑色」及び「薄い赤色」はそれぞれ特別の意味を持っているので、他の用途に用いないこと。
- (7) 字の境界を明らかにし、起業地が字内にあることを明確に表示すること。
- (8) 起業地内の物件については、現にある人家、学校の工作物を図示すること。
- (9) 公図等は施行規則第 3 条第 2 項にいう地形図を表示する図面としては適当でないから用いないこと。
- (10) 収用又は使用の手続きを保留する起業地は、黒色の斜線をもって表示すること。なお、斜線は 30 ～ 60 度程度の角度で、約 0.5 cm 程度の間隔に引くこと。

2 事業計画表示図

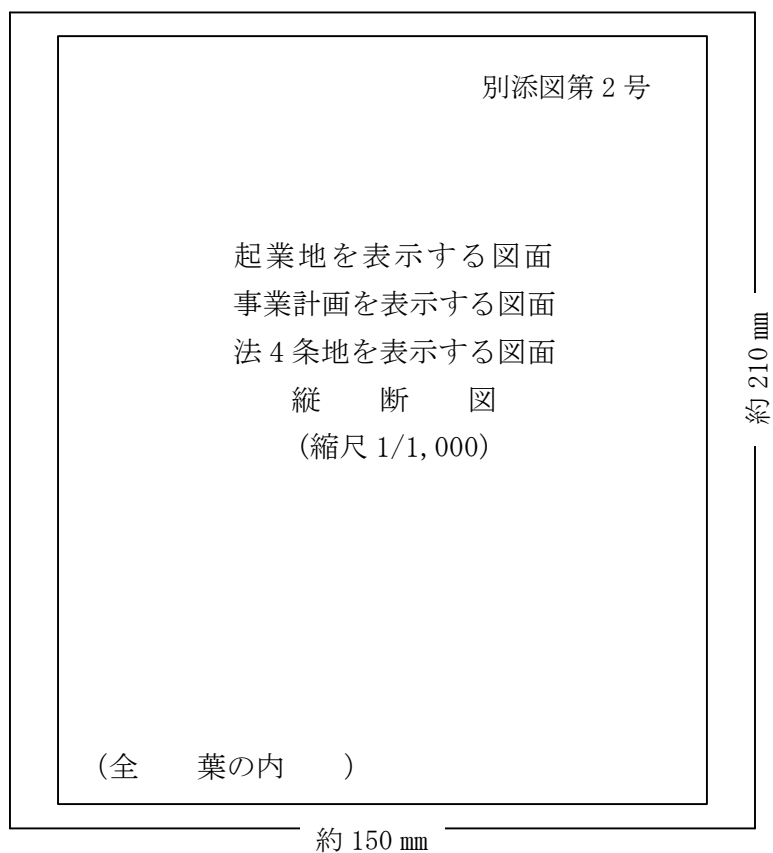
事業計画を表示する図面は、事業計画の内容を図面で表示するものであり、尺度 100 分の 1 から 3,000 分の 1 程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足る平面図を添付するものとする(規則第 3 条第 3 号)。

- (1) 事業計画を表示する図面は、原則として起業地表示図と併用すること。
- (2) 縮尺については、起業地表示図と併用しない場合においても、同一の縮尺のものとする。事業計画が複

雑なため同一の縮尺による図面では事業計画の内容が明らかにし難い場合には、別途詳細部を添付すること。

- (3) 施設の位置を明らかに図示することについては、事業計画「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示すること。
- (4) 申請に係る事業が、全体計画の一環又はある事業の一部であるときは、全体計画または事業の全体を事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載すべきであるが、本図面には、申請にかかる事業の事業計画のみを表示すれば足り、全体計画又は事業の全体を表示する必要はない。
- (5) 事業計画を表示する図面において、その位置を明らかにした施設について、その内容を明らかにする平面図（必要に応じて構造図）の添付を要するが、事業計画を表示する図面において施設の位置のみならず内容までも明らかにすることはさしつかえないこと。
- (6) 施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図をつけること。
(例)
 - (イ) 道路事業の場合……標準横断面図、縦断面図、橋梁一般図等
 - (ロ) 河川事業の場合……堤防横断面図等
 - (ハ) ダム事業の場合……平面図、側面図、上流面図、下流面図等
 - (ニ) 庁舎の場合……立面図、側面図、各階平面図等
- (7) 関連事業については、本体事業の平面図を使用すること。また必要に応じ、横断図等をつけること。

3 表題記載例



4 法第 4 条地に関する図面

- (1) 法第 4 条地を表示する図面は縮尺 100 分の 1 から 3,000 分の 1 程度までのものとする(規則 3 条第 4 号)

なお、この図面は、起業地表示図及び事業計画表示図と同一の縮尺によること。

- (2) 法 4 条地があまり多くない等特に支障がないときは、この図面は起業地表示図と併用することが望ましい。

- (3) 図面の作成に当たっては、法第 4 条地には種類別に適宜着色し(例えば、道路は茶色、河川・水路は水色等とする。ただし、黄色、緑色及び赤色は用いないこと)当該土地を明らかにするとともに、番号を付して調書との照合の便を図ること。

なお、着色は起業地の部分だけで足りる。

- (4) 法第 4 条地とは、法第 3 条各号に列記されている事業及び他の法律により収用又は使用が認められている事業の用に供されている土地をいう。

代表的なものを事業(施設)の種類によって例示すれば、次のとおりである。

- ① 国道・県道・村道等道路法による道路
- ② 河川法が適用され、又は準用される河川
- ③ 国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設

- ④ 国鉄又は地方鉄道施設
- ⑤ 電気事業の用に供する送電線・発電所等の工作物
- ⑥ 日本電信電話株式会社が公衆電信の用に供する電話線等の施設
- ⑦ 小学校・中学校等の学校施設
- ⑧ 市役所・試験場・公園・広場

なお、市町村が管理している河川、都道府県が管理条例を設けて河川として管理しているものは、「その他公共の利害に関係ある河川」(法第 3 条第 2 項)に該当する。

他方、国土交通大臣の部局長としての知事が財産管理している道路、河川(水路)は法第 3 条第 5 項に該当しない。

また、他の法律より収用または使用している事業には次のようなものがある。

- ① 都市計画法……街路、公園、一団地の住宅等
- ② 森 林 法……林道、索道、木材集積場等
- ③ 鉱 業 法……抗口、選鉱施設等
- ④ 農 地 法……農地造成のための事務所、作業所等
- ⑤ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別借置法……米軍基地

- (5) 法第 4 条地等であるか否かは、申請の時ににおいて判断すること。したがって、申請時ににおいて法第 4 条地に該当しないものは記載する必要はない。
- (6) 収用適格事業の用に供されている施設は、たとえ占用物件であっても、法第 4 条地とすること。

別記様式 5-3

関連事業計画書

図面 表示 番号	施設の種 類及び名 称	管 理 者	工 事 箇 所	現 況			計 画			備 考
				延長	幅員	構造形式	延長	幅員	構造形式	

別記様式 5-4

(1) 事業に必要な土地の面積

(イ) 収用の部分

宅 地 m^2 畑 m^2 道路数 m^2 計 m^2

(ロ) 使用の部分

宅 地 m^2 畑 m^2 道路数 m^2 計 m^2

注 使用の部分がない場合でも「ロ使用の部分 なし」と記載すること。

(2) 起業地内にある主な物件の数量

家屋(住 宅) 棟(移転済 棟)

計 棟(移転済 棟)

法第 4 条地に関する調書の様式は次のとおりである。

法第 4 条に規定する土地に関する土地調書					
〇〇県地内					
図面表示番号	郡、市、区、町、村、大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積	備考	
				管理者	意見書の有無
			m ²		

この様式中、「図面表示番号」は「法第 4 条地に関する図面」に表示する番号を記入し、「事業の種類」には施設名の名称を記載する。なお、「備考」欄には、法第 4 条の管理者の名称及び意見書の有無を記載すること。

別記様式 5-6

<記載例>

(記号) 第 号

令和 年 月 日

〇 〇 市 長 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号

国土交通大臣 〇 〇 〇 〇

上記代理人 (所 在 地)

〇〇地方整備局長 〇 〇 〇 〇

上記代理人 (所 在 地)

〇〇事務所長 〇 〇 〇 〇

印

土地収用法第 18 条第 2 項第四号の規定に

基づく意見について(照会)

国土交通大臣起業一級河川〇〇水系〇〇川改修工事(〇〇〇地内及び〇〇〇地内)に関し、土地収用法第 16 条に規定する事業の認定を申請するに当たり、起業地内にある貴職管理にかかる下記土地が同法第 18 条第 2 項第四号に該当し、管理者の意見書を添付する必要がありますので、貴職のご意見を承りたく照会します。

記

〇〇県地内

図面示番	所在地	現に供している事業の種類	供している土地面積	摘要
～ 1 1	〇〇市〇〇大字 〇〇字〇〇地内	市 道 (〇〇第 号線)	〇〇 m ²	
～ 2 1	同 上	市 道 (〇〇第 号線)	〇〇 m ²	
～ 3 1	同 上	市 道 (〇〇第 号線)	〇〇 m ²	

171

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人 (所 在 地)
○○地方整備局長 ○ ○ ○ ○

上記代理人 (所 在 地)
○○事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

土地収用法第 18 条第 2 項第五号の規定に
基づく意見について(照会)

今般国土交通省が施行する のために必要な土地について土地収用法第 16 条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書記載の土地を起業地に編入することについて同法第 18 条第 2 項第五号の規定に基づく意見を承りたく意見を照会します。

〔 なお、 年 月 日付け 第 号で土地収用法第 18 条第 2 項第四号の規定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照して下さい。 〕

記

図面 表示 番号	所 在 地	現に供している 事業(施設) の 種 類	利用制限 法 令 名	起 業 地 に 編 入 す る 面 積 (㎡)	備 考

() は、不要の場合記載せず。

第 ○ 号

○年 ○ 月 ○ 日

殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人 (所 在 地)

○○地方整備局長 ○ ○ ○ ○

上記代理人 (所 在 地)

○○事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

工事を

の関連事業として施行することについて(協議)

国土交通大臣起業 の施行に伴い必要を生じた貴管理に係る下記

付替工事を国土交通大臣において の関連事業として施行いたしたく、
土地収用法第 18 条第 2 項第三号の規定により協議します。

なお、 年 月 日付け 第 号で土地収用法第 18 条第 2 項第四号の規定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照してください。

記

図面表示 番 号	施 設 名	工事箇所	工事内容	備考

第 ○ 号
○年○月○日

殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人（所在地）
○○地方整備局長 ○ ○ ○ ○

上記代理人（所在地）
○○事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

土地収用法第18条第2項第六号の規定に
基づく意見について（照会）

今般国土交通省が施行する のために必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、同法第18条第2項第六号の規定に基づく意見を承りたく、工事計画の概要説明書及び図面を添えて照会します。

別記様式 5-10

事業認定申請書

1 事業認定申請書の様式は、次のとおりである（規則別記様式第5）。

第 ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

国土交通大臣○○○○殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人（所在地）
○○地方整備局長 ○ ○ ○ ○

事 業 認 定 申 請 書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道 号改築工事（ バイパス： ○○から
○○まで）
- 3 起業地
イ 収用の部分
ロ 使用の部分
- 4 事業認定を申請する理由

2 「起業地」

- (イ) 起業地とは事業を施行する土地であり、既に取得した土地又は現在収用等をする必要がない土地であっても、それらの土地が収用等しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には起業地に含まれる。
- (ロ) 「起業地」は、収用と使用の別を明らかにし、都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表示すること。
- (ハ) 起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続きを進めることができないから起業地を表示する場合、起業地表示図の字名と照合し、字名などの脱漏、誤記、誤植のないよう充分留意すること。また、起業地名にふりがなを付すること。
- (ニ) 起業地が2つ以上の市町村にまたがるときは、各市町村ごとに分けて表示すること。
- (ホ) 数箇所の大字及び字名を表示する場合、最初のみでなくすべての地名に大字及び字を付けること。
- (ヘ) 使用の部分がない場合でも、「ロ、使用の部分なし」と記すること。

＜起業地の記載例＞

◎イ 収用の部分

〇〇県〇〇市〇町2丁目、△町2丁目及び〇〇町地内

ロ 使用の部分

な し

3 「事業の認定を申請する理由」

- (イ) 「事業の認定を申請する理由」については、その要旨を簡明に記載し、法第27条第1項の規定による申請であるときは、その旨を明記すること。
- (ロ) 本章に記載すべき事項は次のとおりである。
 - ① 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関する事業であること。
 - ② 事業計画の内容(目的)。(関連事業又は附帯事業がある場合、その事業の目的、内容も付記すること。)
 - ③ 事業認定の申請に至った用地交渉の概略(所有者関係人等の概数と、未承諾者の概数も記載すること)。
 - ④ 収用又は使用しようとする対象物(例えば、土地、○種漁業権等)。
 - ⑤ 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等には、当該処分又は手続をおえた事等事業の施行権限のある旨を記載すること。

4 表紙記載例

事業認定申請書

一般国道 号改築工事(〇〇バイパス:〇〇から〇〇まで)

別記様式 5-11

添付書類の目録

(イ) 申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない(法第 18 条第 2 項)。

- ① 事業計画書(関連事業計画を含む)
- ② 起業地及び事業計画を表示する図面
- ③ 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
- ④ 起業地内に第 4 条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書図面及び当該土地の管理者の意見書
- ⑤ 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- ⑥ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類または当該行政機関の意見書

なお、④から⑥までに掲げる意見書に、起業者が意見を求めた日から 3 週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。ただしこの場合においては、意見書を得ることが出来なかった事情を疎明する書面を添付しなければならない(法 18 条第 3 項)。

したがって、申請書の末尾に現実に添付する書類の目録をつけることが望ましい。

(ロ) 事業認定申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて事業認定申請書の末尾である本項に記載すること。

(ハ) 法第 18 条第 2 項第四号ないし第六号の書類については、起業地内に第 4 条に規定する土地がないとき、起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許認可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって、添付書類の目録にあげる必要もない。

事業計画書

1 記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付する(規則第 3 条第一号)。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 事業の開始及び完成の時期
- (3) 事業に要する経費及びその財源
- (4) 事業の施行に必要とする公益上の理由
- (5) 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- (6) 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

◎これらの内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付すること。

- (例)
- 事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにするための図面
 - 公益上の必要性を証するための統計資料
 - 起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面
 - 事業の都市計画との関連づけを行うための都市計画図(都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域)
 - 財源を証するための起債許可等の写し
 - 現在施設を移転する場合における現在施設の状況図
 - 起業地を明らかにするための航空写真等
 - 土地の利用制限がある区域を表わす図面
 - 必要とする土地の面積の理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表
 - 電気事業の場合の潮流図及び系統図
 - 関連事業を施行する場合、機能回復の程度を知るため現在施設の状況を明らかにする調書

イ 事業計画の概要

- 事業計画の総論ともいえるべきもので、工事計画だけでなく申請にかかる事業の目的及び内容を具体的に説明する。
- 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示し説明する。

添付書類記載例

添 付 書 類 目 録

1. 事業計画書(関連事業計画を含む)		別添第 1 号
2. 起業地を表示する図面		
(1) 位置図 (縮尺 1/25,000)		別添図第 1 号
(2) 起業地を表示する図面 (縮尺 1/1,000)	37 葉	別添図第 2 号
3. 事業計画(関連事業計画を含む)を表示する図面		
(1) 事業計画を表示する図面(起業地表示図と併用)		
(2) 標準横断図(縮尺 1/100)	2 葉	別添図第 3 号
(3) 橋梁一般図(縮尺 1/300 1/500)	5 葉	別添図第 4 号
4. 土地収用法 4 条に規定する土地に関する書面		
(1) 土地調書		別添第 2 号
(2) 図 面(起業地表示図と併用)		
(3) 意見書(照会文 17 通)		別添第 3 号
(回答文 17 通)		
5. 法令の規定による制限のある土地に関する書面		
(1) 土地調書		別添第 4 号
(2) 図 面(縮尺 1/1,000)	24 葉	別添図第 5 号
(3) 意見書(照会文 3 通)		別添第 5 号
(回答文 3 通)		
6. 関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面		別添第 6 号
7. 起業地選定比較図(縮尺 1/25,000)		別添図第 6 号

(注) 法令制限地調書は、法令制限地が少数で、かつ、図面上一見して判別が可能な場合を除き、原則として添付を要する。

○ 申請の対象として取り上げる事業の最小範囲は、当該申請に係る事業によって、公益性を判断でき得る事業単位であること。

○ 例えば、4 車線の道路をつくる計画があるにもかかわらず 2 車線について工事を行い、暫定供用をはじめる計画があるときはその旨及びその時期を示す。

○ 河川事業のときは、当該河川の工事实施基本計画を明らかにし、洪水計画流量図を記載すること。

○ 事業計画の内容としては、少なくとも次のようなことが明らかにされていなければならない。

できるだけ数字を用いること。

・道路事業の場合……原則として道路構造令に適合していなければならない(特例値を使用すればその旨を説明すること)。

新設か、改築か

拡幅工事か、バイパス工事か等の工事の概要

施行区間

施行延長

構造規格 ○種○級○地部

幅 員 全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成がかわる部分については
その区間と幅員構成(幅員構成については標準横断面図を作成し添付すること。)

設計速度

設計基準交通量

計画交通量(○○年)

最小曲線半径

最急横断勾配

標準横断勾配

路面の種類

工 事 量

- ・河川事業の場合等…………原則として河川管理施設等構造令に適合していなければならない(特例値を
使用すればその旨を説明すること)。

築堤(現堤嵩上、引堤)工事か分水路工事か等の工事の概要

左岸か右岸か又は両岸か

施行区間

施行延長(実距離)

堤防構造(構造断面については標準横断面図を作成し添付すること。)

計画堤防高

計画河床高

天端幅

小段幅

法勾配

河 幅

計画高水流量

計画高水位

工 事 量

- ・ダム事業の場合

ダム型式

堤 高

堤 長

洪水吐 (門数、規格)

集水面積

総貯水容量

有効貯水容量(多目的ダムの場合は目的別の容量)

満水位標高

洪水調節量

利水目的と取水量

- 附帯工事についても、その内容を明らかにする。

(例) 工事用道路 延長 m
幅員 m
資材置場 ○カ所 延 m²
土捨場 ○カ所 延 m²
捨土量 延 m³

- 関連事業については、施行箇所ごとに図面と照合できるよう番号を付し、管理者を明らかにする。

(例) ○ ○ ○ 工 事

図面 表示 番号	施設の種類 及び名称	管理者	工事箇所	現 況			計 画		
				延長	幅員	構造型式	延長	幅員	構造型式
	町道 ○○号線	○○町		m	m		m	m	

ロ 事業の開始及び完成の時期

- 用地交渉着手の時期を事業の開始の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を事業の完成の時期とする。
- 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業の時期を記載する。

(例) 全体計画

開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

起業地計画

開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

- 事業の完成をまたず暫定供用を開始する計画があるときは

完成の時期 年 月 日

暫定供用開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

- 事業の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。

- 関連事業については、本件事業の時期と異なるときにはその時期を明示する。

ハ 事業に要する経費及びその財源

- 多年にわたる事業計画における経費は、年度区分とする。
- 全体計画の事業費を記すこと。
- 経費区分をする。

(例) 1. 経 費

(単位：百万円)

区分 科目	全体計画 に要する 費 用	起 業 地 計画に要 する費用	起業地計画に要する費用の内訳				
			年度 以 前	年度	年度	年度	年度 以 降
工事費							
用地費及び補償費							
その他							
計							

- 関連事業に要する経費は原則として区分し記載する必要があるが、それが困難な場合には、総事業費の中に含む旨を記載する。
- 国が行う事業について所管、会計名及び項目を明らかにする。

(例) (2) 財 源

国 土 交 通 省 所 轄	
社 会 資 本 整 備 特 別 会 計	
道 路 整 備 勘 定	
項	道路交通円滑化事業費
目	交通円滑化事業費

- 先行取得が行われているときに用地補償費が最終年度につけられる場合には、その旨を記載する。

(例) ○年度 ○年度 ○年度
 ○円 ○円 ○円

用地は〇〇県において先行取得している。

ニ 事業の施行を必要とする公益上の理由

- 次のように消極、積極の両面から考察する。
 - (Ⅰ) 本事業を施行しなければならないような劣悪、危険な状況にあり、これを放置しておくことの社会的、経済的又は行政的な不利益、損失を明らかにすること。
 - (Ⅱ) 又は、近い将来確実に発生すると予想される不利益、損失を明らかにすること。
 - (Ⅲ) 本事業を施行することにより期待される現状の各種の不利益、損失の除去、軽減又は予防の効果及び将来にわたってもたらされる積極的利益を明らかにすること。

- 不利益、損失の除去、軽減又は利益の発生を図るために本計画が最適である旨を明らかにする。
 (例) ある地区の洪水を除去するためには、①上流にダムをつくって流下流量を調節する、②当該部分の堤防を嵩上げする、③河幅を広げる、④上流に分水路をつくる、⑤当該当地区を避ける河川を掘削する等が考えられる。
- 統計による具体的な説明をすること。
 (例) 道路事業 現在交通量、増加率、現道の許容交通量、5年、10年後の推定交通量及び増加の見通し。
 交通事故の発生状況
 河川事業 現在の流下能力、被害の状況(死者、家屋の流出、田畑の冠水等の数量及び被害額)、期待利益(かんがい受益面積、増収量及び増収額等)。
- 直接効果のみならず間接効果も記すこと。
- 附帯工事特に永久施設をつくる場合の公益性を説明する。
- 関連事業を施行する公益性は、本体事業の施行により当該施設が消され、又は削減されたままで放置しておくことができず、従前の効用の程度までは機能を回復する必要がある旨を記載する。
- 記載方法

・道路事業

現在の状況

交通が混雑し、錯綜し、時間がかかる。
 事故の危険性が高い。
 交通(重量)制限している。

原因

道路が未改築(幅員狭く、線形悪く、勾配が急)である。
 現在交通量に対し現道の許容量が小さい。
 他の道路、鉄道との平面交差がある。
 家屋連担地区でありながら歩道がない。
 積雪時には有効幅員が狭くなる。
 橋梁が老朽化している。

施行後の効果

原因の解消に伴う交通容量の増加が交通処理を円滑にし、事故の発生率を低下させる等の直接効果がある。

また、都市計画の都市施設としての役割を果たすことになるほか、都市間の時間距離の短縮に伴う諸効果が間接的に期待できる。

バイパスを築造することにより、現道の交通が緩和され、地域住民の生活の安泰又は経済上の利便に寄与する。

・河川事業

現在の状況

降雨時又は積雪時には洪水又は浸水による生命、財産に対する危険性がある。

原因

無堤で地盤が低い。

計画洪水流量に比べ河積が小さい。

堤防が弱体である。

上流部の林木乱伐や都市化の影響で降雨量に対する時間当たりの流下量が増大した。

上流部に洪水調節用ダムがない。

河川が蛇行している。

急流部にある。

施行後の効果

生命、財産に対する危険が除去され、民生が安定するという直接効果がある。間接的には、洪水の危険がなくなることから、氾濫区域内であった地域の発展が促され、ダムを築造したときには、多目的ダムとしてのかんがい、都市用水、発電等の効果が生ずる。

ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

- 事業に必要な土地の面積の概数については、法第 4 条地又は起業者の所有地のよう買い収用を要しない土地をも含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地の概数を使用目的別、地目別に記載すること。

収用又は使用の別を明らかにすること。ない場合にはその旨を記すこと。

- 現況地目、実測地積によること。
- 面積は概数によること。10 又は 100 の単位で足りる。
- 権利を収用又は使用しようとするとき
消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載する。申請者の権利と対応させる。
- 土石砂れきを収用しようとするとき
 - ・土石砂れきの種別、及び採取量
 - ・土石砂れきの存する土地の地目及び面積を併せ記載する。

(例) 岩の種類 ○○岩

採 取 量 ○○トン

(山林 ○○㎡)

- 起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載する。

(例) 住 宅 戸 棟

倉 庫 棟

工 場 棟

- 事業開始の時にあった物件を記載する。
- 本件事業と関連事業とを区別して記すことが望ましい。

- 土地又は土石砂れきを取得し、若しくは権利を削減させる必要がある理由。

(例) 道路事業 道路構造令に適合した幅員構成をもつ道路を築造するに必要な面積で、当該道路敷となるものである旨

河川事業 計画高水量を安全に流下させる河積を確保するに必要な面積で、河川敷を構成するものである旨

- ・ 附帯事業、関連事業についても記載する。
- ・ 権利を消滅又は制限する場合については、工事の施行上必要がある旨
- ・ 土砂砂れきを収用する場合は、これらのものが資材としてすぐれた性質をもつ旨、及び工事の施行上の必要量とそのため必要採取量である旨
- ・ 起業地内にある物件については、工事の支障となるため起業地外へ移転を必要とする旨

へ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、または土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

- 起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。

わが法制のもとでは、代替性のある物については、原則として公用収用は認められない。特定の地点の土地を必要とするというように、代替性のない物について公用収用が認められることになる。

ゆえに、起業地として選定した理由には、他の地点との比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特定性を明らかにすること。

- 次の3点をどのように充たしているかを明らかにすること。

- ① 施設の立地条件を満足させる場所であること。
- ② 土地所有者、その他の利害関係人にとってこうむる被害が最も少ないこと。
- ③ 国土計画、地域計画または都市計画に適合していること。

- 説明の順序は次のようにすることが望ましい。

(例) ・道路事業(バイパス)

(Ⅰ) 改築方法として現道拡幅とバイパス方式の2つがある旨

(Ⅱ) 現道拡幅によるときは沿線の住家等の移転物件が多く、線形、勾配が改良されない等の理由をあげて不相当である旨を述べる。

(Ⅲ) バイパスによるときは、どのようなルートが考えられ、それぞれのルートを比較し、どれが最も合理的であるかを検討する。

(Ⅳ) 決定されたルートが土地利用上適正かつ合理的であることを説明する。

・河川事業(引堤)

(Ⅰ) 河積を大きくする方法として河床の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等がある旨

(Ⅱ) それぞれの方法を比較し、引堤によることが最も適当である旨を述べる。

(Ⅲ) 引堤による場合、左岸、右岸のいずれか、又は両岸に引くのが合理的か。

(Ⅳ) 決定された方法が、土地の利用上適正かつ合理的であることを説明する。

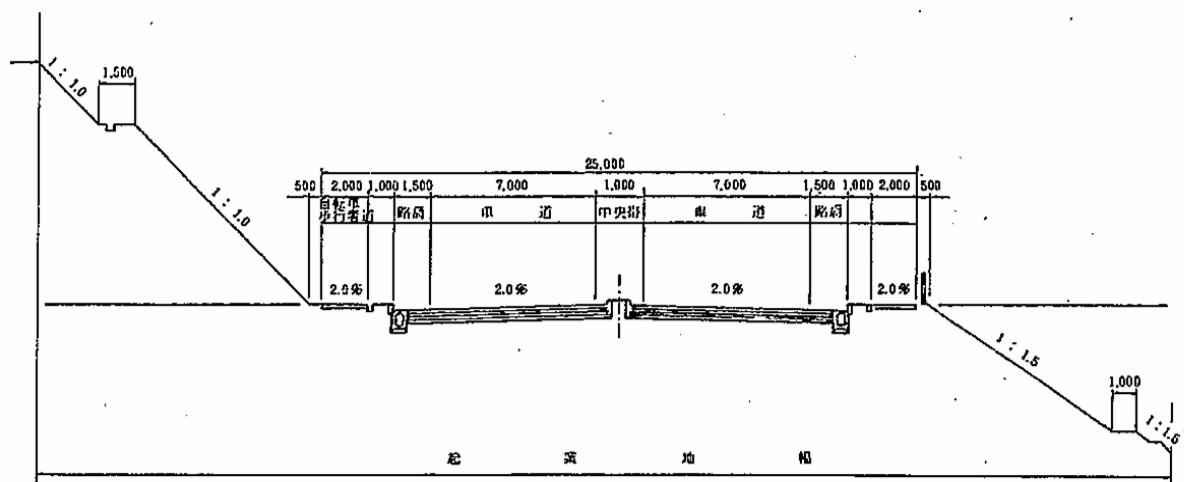
これらの説明に当たっては、次の点を考慮すること。

- ・全路線の改築計画からみた起業地の位置
- ・自然的条件(地形、地盤の高低、地層等)
- ・都市計画との関係
- ・支障物件の多少
- ・潰地面積の多少
- ・潰地の土地利用状況
- ・技術的な要因
- ・経済的な要因
- ・将来の発展状況

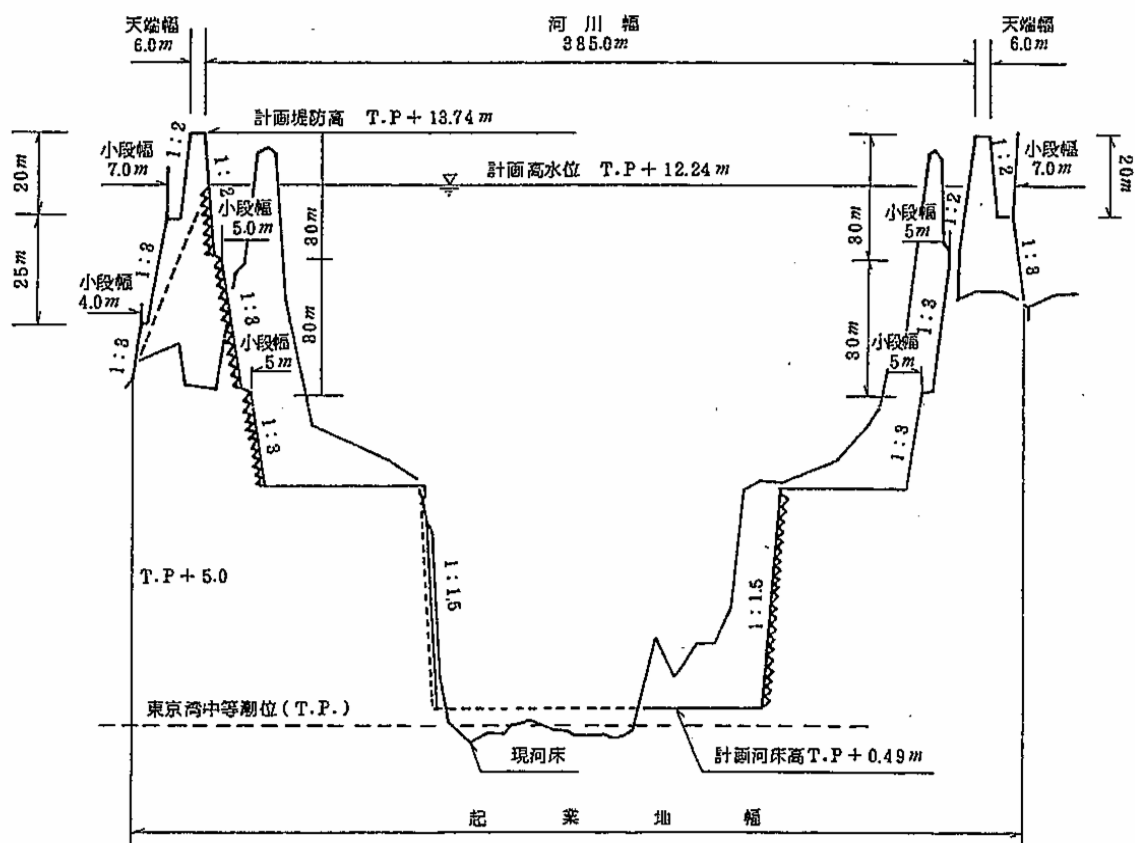
- 附帯工事については本体工事との関係で起業地選定理由を明確にすること。
- 関連事業については、機能復旧を合理的にできる理由等をあげながら説明すること。
- [表題記載例]

別 添 ○
標準横断面図 一般国道 号改築工事(○○○バイパス)
縮 尺 100 分の 1
○ 葉 中 ○

〔道路記載例〕



〔河川記載例〕



別記様式 5-12

その他関係書類として、次の項目について調査整理する。

項	目
(1) 全般的事項	
イ	ルート比較図面
ロ	ルート比較調書
※ハ	用地取得状況表
※ニ	用地未取得調書、図面及び写真
ホ	現状写真(平面図に撮影方向を表示したもの)
ヘ	都市計画及び都市計画決定公示(写)(都市計画縦覧図を含む)
ト	近い将来確実に発生すると予想される状況等(団地造成、新駅設置、環状線乗入れ計画等)があればその具体的データ
チ	土地利用の推移
リ	人口の推移、転出入の推移
ヌ	商業販売額、工場出荷額の推移
ル	その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(2) 河川改修事業	
イ	主要洪水調書
a	氾濫区域図
b	流域の被害の状況データ
ロ	農作物収穫量の推移
ハ	水系工事实施基本計画(写)
ニ	河川予定地官報告示(写)
ホ	流量等の算出根拠
ヘ	橋梁等の老朽度(建設年月日)
ト	その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(3) 道路改築事業	
イ	交通量の推移及び現道の許容交通量、混雑度のデータ
ロ	推定交通量(10年～15年度)の算定根拠(O・D調査表、その他)
ハ	道路構造(幅員、道路規格等)
ニ	交通事故件数の推移及び発生件数
ホ	自動車保有台数の推移
ヘ	バスの運行経路、回数等
ト	現道の信号機の数、平均待ち時間
チ	その他特別の事情がある場合、それらについての資料
(4) ダム建設事業	
イ	事業経緯及び地元交渉経過
ロ	水系工事实施基本計画(写)

ハ	ダム建設に関する基本計画書官報告示(写)
ニ	工事計画説明表
ホ	工事年度別工事予定表
ヘ	ダム軸選定理由及び図面
ト	ダム天端標高決定根拠
チ	水系洪水被害状況調
リ	河川予定地官報告示(写)
ヌ	水道、工業用水道の法的根拠
ル	ダム建設に伴う協定書及び損失補償基準に関する覚書(写)
オ	パンフレット
ワ	その他特別の事情がある場合、それらについての資料

(注) ※印については、次の様式により作成すること。

(1) 用地取得状況表

(○年○月○日現在)

項目 事業別	土地所有者及び関係人			用地取得状況			備 考
	総数	解決数	解決率	取得必要積 面	取得面積	取得率	
全 体	人	人	%	m ²	m ²	%	
本体事業							
関連事業							

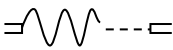
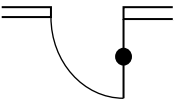
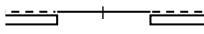
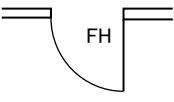
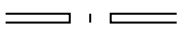
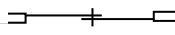
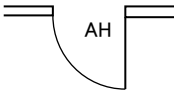
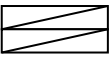
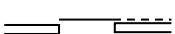
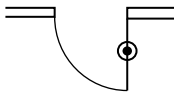
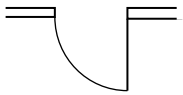
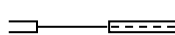
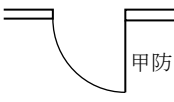
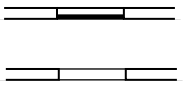
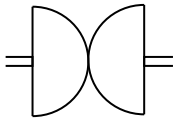
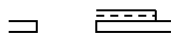
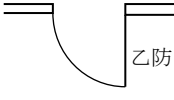
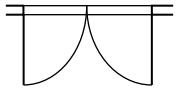
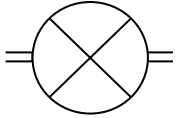
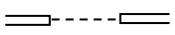
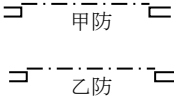
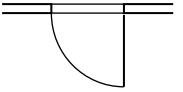
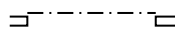
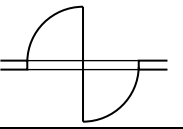
(2) 用地未取得調書

〇〇県〇〇郡〇〇町地内

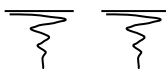
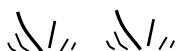
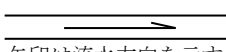
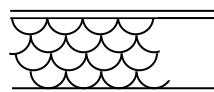
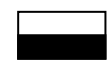
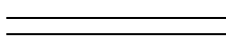
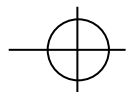
土地 所有者等	項 目	所在地			現況 地目	実測 面積	取得予定 面 積	物件の種 類・数量	摘 要
		大字	字	地番					
○ ○ ○ ○		○○	○○		宅地	m ²	m ²	住家1棟 立木	取得価格不満
△ △ △ △		○○	○○		田			—	計画反対
× × × ×		○○	○○		畑			—	境界紛争中
⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

(平面表示記号)

平面表示記号は、次の表により原則として縮尺1/50～200に用いる。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
方位 矢印方向は北を示す		伸縮間仕切		※ドアチェック		※熱感知器	
出入口 建物主要出入口の位置を表示する		両引き戸		※フローアーヒンジ		※自動閉鎖装置	
出入り口一般		引違い戸 片引き戸(I)		※オートヒンジ		※連動制御器 操作部を有するもの	
両開き戸		片引き戸(II)		常時閉鎖式 防火戸		※非常用進入口	
片開き戸		引込戸		※防火戸		窓一般	
自由戸		雨戸				両開き窓	
回転戸		網戸		※防火シャッター		片開き窓	
折たたみ戸		シャッター		※煙感知器		回転窓	

表示事項		表示記号		表示事項		表示記号		表示事項		表示記号				
引違い窓 片引き窓				階段 昇り表示	一般階			エレベーター			和式大便器			
格子付き窓					最下階			リフト			洋式便器			
網戸付き窓				スロープ 昇り表示	一般階			水こう配 矢印方向は下 り方向を示す			※屋内消火栓			
シャッター 付き窓					最下階			ルーフドレイン			※屋外 消火栓	地上式		
										地下式				
※ブラインド 付き窓				たてどい				洗面器・手洗器			縁石			
※カーテン 付き窓				吹抜け				スロップシンク			目地	膨張 収縮		
郵便受け				ダクトスペース パイプシャフト エアーダクト ダストシュート				小便器一般 隔壁は必要に 応じて記入する			※排水管 管径及び管種を 略号で記入する			
室名札	持出 手持			改め口				スツール			※排水樹	一般		

表示事項		表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
※排水樹	雨水		斜面		※電気 ハンドホール	
	汚水					
	トラップ		芝張		※分電盤	
	公共					
側溝 必要に応じ型 (L・U・V) を記入する		 矢印は流水方向を示す	※石積擁壁		※端子盤	
敷地境界			※コンクリート 間知ブロック 積擁壁			
境界石一般			※コンクリート 擁壁			
囲障一般 機種を記入する			※量水器			
ベンチマーク		 BM	※ガスメータ			
ボーリング位置			※電気 マンホール			

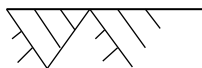
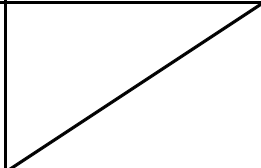
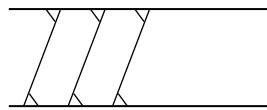
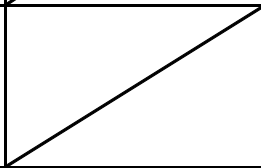
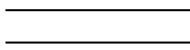
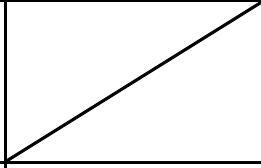
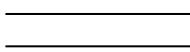
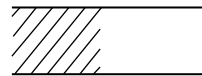
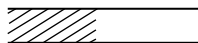
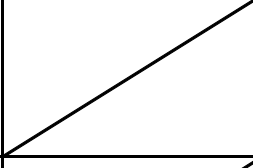
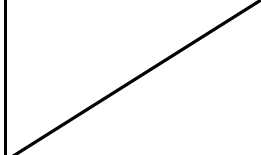
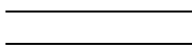
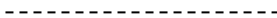
※印は必要のある場合の表示記号を示す。

参考資料 平面表示記号

(材料構造表示記号)

材料構造表示記号は、次の表により必要に応じ材料名及び仕上の種類を併記する。表にないものについては、尺度に応じ実形を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号			表示事項	表示記号		
	縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合はこれに準ずる)		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合はこれに準ずる)
コンクリート及び鉄筋コンクリート				軽量鉄骨下地 間仕切壁		実形に準じて表示する	
鉄骨	I			木造壁 木 真壁造 造 大壁造 鉄筋コンクリート造		実形に準じて表示する	
壁・床一般						実形に準じて表示する	
軽量壁・床一般						実形に準じて表示する	
ALC		実形に準じて表示する				実形に準じて表示する	
コンクリートブロック壁		実形に準じて表示する			既製間仕切 必要に応じ 割付記入	スタッド式 — — — パネル式 =====	実形に準じて表示する

表 示 記 号				表 示 記 号				
表示事項		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の 場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合 はこれに準ずる)	表示事項		縮尺1/100の場合 (縮尺1/200・1/300の 場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合 はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合 はこれに準ずる)
地 盤								
割 栗								
砂 利 ・ 砂						実形に準じて 表 示 す る		
石材又は擬石								
れ ん が				実形に準じて 表 示 す る		保温吸音材		
左官仕上げ						網		

表示事項		表示記号		
		縮尺1/100の場合 (縮尺 1/200・1/300 の 場合はこれに準ずる)	縮尺1/50の場合 (縮尺1/30の場合 はこれに準ずる)	縮尺1/20の場合 (縮尺1/10の場合 はこれに準ずる)
鉄筋 (構造用)	∅ D			
	9 10			■
	13			×
	16			∅
	19			●
	22			○
	25			⊙
	28 29			⊗
	32			◎
リベット 高力ボルト (構造用) 径は工事ごとに選定する				+

(建具開閉表示記号)

建具の開閉表示記号は、次の表による。表にないものについては、実形に応じた建具開閉記号を書き、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両引き		回転		はめころし	
引違い		内倒し		すべりだし	
片引き		つきだし		バランス	
両開き		上げ下げ		→印は開き方向を示す	

(略 号)

略号を使用する場合は、次の表による。表にないものについては、原則として略号を使用しない。

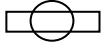
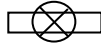
項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
一般	塔屋屋階	PRF	直径	d・ ϕ
	塔屋1階	P1F	半径	r・R
	屋階(塔屋のないもの)	RF	縮尺	S
	3階中2階	3FMF	センターライン	$\bar{L}$
	中2階	MF	間隔	@
	1階、3階	1F、3F	厚さ	ア
	地下1階	B1F	ダクトスペース	DS
	幅	W・W	パイプシャフト	PS
	高さ	H・h	エアーダクト	AD
	長さ	L・ ℓ	ダストシュート	DST
			基準地盤面	GL
			基準床面	FL
構造	鉄骨鉄筋コンクリート	SRC	トラス、トラスばり	T
	鉄筋コンクリート	RC	サブトラス	ST
	鉄骨	S	ラチス	Latt
	軽量鉄骨	LGS	プレート	PL・ $\bar{P}$
	コンクリートブロック	CB	フラットバー	FB
	高温高圧蒸気養生 軽量気泡コンクリート	ALC	あばら筋	STP
	床板	S	帯筋	Hoop
	壁	W	柱・はりの幅	b
	柱	C	柱・はりのせい	D
	間柱	P	厚さ	t
	基礎	F		
	布基礎	f		
	つながりばり、基礎ばり	FG		
	大ばり	G		
	小ばり	B		

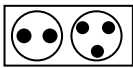
項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
材 料	調合ペイント塗り	OP	オイル塗りワックス拭き仕上げ	OF
	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	VP	人造石研出し	人研
	アクリル樹脂エナメル塗り	AP	現場テラゾ塗り	現テラ
	フタル酸樹脂エナメル塗り	FP	石綿セメント板	
	合成樹脂エマルジョンペイント塗	EP(1)	フレキシブル板	石綿板(F)
		EP(2)	平板	石綿板(S)
	多彩模様塗料塗り	MP	軟質板	石綿板(N)
	合成樹脂エマルジョン砂壁状吹付け	SP	吸音用あなあきせっこうボード	PGB
			せっこうボード	GB
	合成樹脂エマルジョン砂壁状吹付け(外装用)	リシン吹付け	石綿けい酸カルシウム板	ケイカル板
			フォームポリスチレン保温板	FP板
	化粧用セメント吹付け(外装用)		管 類	
	油性ステイン塗り	OS	ビ ニ ル 管	V
	クリヤラッカー塗り	CL	遠 心 力 鉄 筋 コンクリート管	H
	ラッカーエナメル塗り	LE	鉄 筋 コンクリート管	R
			鋳 鉄 管	C
建 具	木製戸	WD	木製がらり	WG
	鋼製戸	SD	鋼製がらり	SG
	鋼製軽量戸	LD	アルミニウム製がらり	AG
	ステンレス製戸	SSD	ふすま	H
	アルミニウム製戸	AD	紙障子	P
	木製窓	WW	ドアチェック	DC
	鋼製窓	SW	フロアヒンジ	FH
	ステンレス製窓	SSW	ラバトリーヒンジ	LH
	アルミニウム製窓	AW	ピポットヒンジ	PH
	鋼製巻込みシャッター	SS	オートヒンジ	AH
	鋼製軽量シャッター	LS		

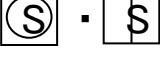
(機器材表示記号)

電気、機械設備等の器材表示記号は、次の表による。

電 力 設 備

記 号	名 称	備 考
(電燈)		
	けい光燈 天井付	
	けい光燈 天井付(発電機回路)	
	けい光燈 天井付(電池内蔵型) (非常用照明器具)	(誘導灯との兼用器具を含む。)
	けい光燈 壁付	
	けい光燈 角形天井付	
	けい光燈 非常用照明器具 白熱燈組込	(誘導灯との兼用器具を含む。)位置ボックス2個とする。
	けい光燈 コードペンダント	
	白熱燈 天井付	
	白熱燈 壁付	
	白熱燈 天井付(発電機回路)	
	白熱燈 壁付(発電機回路)	
	白熱燈 天井付(非常用照明器具)	(電池内蔵型又は電池別置型誘導灯との兼用器具を含む。)
	白熱燈 壁付(非常用照明器具)	(電池内蔵型又は電池別置型誘導灯との兼用器具を含む。)
	階段通路誘導灯	
	避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	
	埋込タンブラスイッチ 1P10A×1(連用型)	15A以上は傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 2P10A×1(連用型)	15A以上は傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 3W10A×1(連用型)	15A以上は傍記による。
	埋込タンブラスイッチ 4W10A×1(連用型)	15A以上は、傍記による
	埋込タンブラスイッチ 1P10A×1 パイロットランプ付(連用型)	15A以上は、傍記による

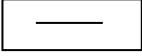
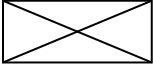
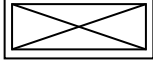
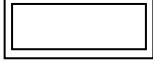
記 号	名 称	備 考
●WP	埋込タンブラスイッチ 1P10A×1(防水型)	15A以上は、傍記による
●EX	埋込タンブラスイッチ 1P10A×1(防爆型)	15A以上は、傍記による
●R	リモコンスイッチ	
●RL	リモコンスイッチ パイロットランプ付	
	セレクトアーススイッチ	回路数は、傍記による。 傍記Lは、パイロットランプ付を示す。
▲	リモコンリレー	
	リモコンリレー集合体	リレー数は、傍記による。
●A	自動点滅器	容量は、傍記による。
	調光器	容量は、傍記による。
 又	天井コンセント 2P15A×1(抜け止め形)	2個以上は、傍記による。
	床コンセント 2P15A×1	2個以上は、傍記による。
	壁付コンセント 2P15A×2(連用形)	1個又は3個以上は、傍記による。
 20A	壁付コンセント 2P20A×1	20A以上は傍記による。 プラグ付きとする。
 3P	壁付コンセント 3P15A×1	3極以上は傍記による。 プラグ付きとする。
 E	壁付コンセント 2P15A×1 接地極付	プラグ付きとする。
 WP	壁付コンセント 2P15A×1(防水形)	(プラグ不要とする。)
 FC	ファンコイル用壁付コンセント 2P15A×1接地極付 ツイストロック形	(プラグ不要とする。)
 EX	壁付コンセント 2P15A×1(防爆形)	プラグ、キャップ付とする。
 T	壁付コンセント 2P15A×1 (ツイストロック形)	プラグ付きとする。
 又	壁付コンセント 2P15A×1 (抜け止め形)	
	非常コンセント箱 埋込形	(消防法によるもの)
 ET	壁付コンセント 2P15A×1 及び接地端子付 ET×1	

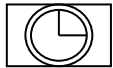
記 号	名 称	備 考
(機器)		
	電動機	別途
	電熱器	別途
	換気扇	別途
	サーモスタット	別途
	ヒューミディスタット	別途
	整流器	容量は、傍記による。
	蓄電池	容量は、傍記による。
	電磁弁	別途
	電動弁	別途
	開閉器箱	極数、容量、ヒューズ容量、しゃ断電流容量は、傍記による。
	電流計箱付開閉器・電磁開閉器	
	電磁開閉器用押釦	傍記Lは、パイロットランプ付を示す。
	フロートスイッチ	別途
	フロートレススイッチ電極	別途(電極数を傍記する)
	圧カスイッチ	別途
	配線用しゃ断器箱 (モーターブレーカー)	極数、フレーム大きさ、定格電流、しゃ断電流容量は、傍記による。
	電動機用配線用しゃ断器箱	極数、フレーム大きさ、電動機容量、しゃ断電流容量は、傍記による。
	電力量計(箱入又はフード付)	集合計器箱の場合は数を傍記する。
	電流制限器	電流は、傍記による。
	電流制限器(箱入)	電流は、傍記による。
	漏電警報器	
	漏電火災警報器	(消防法によるもの)

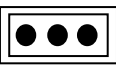
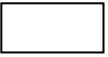
記 号	名 称	備 考
	ベル変圧器	容量、二次電圧は傍記による。
	リモコン変圧器	容量、二次電圧は傍記による。漏れ形の場合はLを傍記する。
(盤) 	電燈分電盤	二重枠のものは、耐熱保護とする。
	動力制御盤	
	電力分電盤	
(避雷針) 	避雷針(突針)	立面図用
	避雷導線	材料の種類、大きさは傍記による。 接続点
	接地	材料の種別は傍記による。
	接地抵抗測定用端子	
	接地用端子箱	形式は、傍記による。
(配管配線) 	天井いんぺい配線	
	床いんぺい配線	
	露出配線	
	IV1.6×2本 鋼製電線管(19)	電線太さ、本数、電線管太さは例示とする。
	IV1.6×2本 硬質ビニル電線管(16) 耐衝撃性の場合は(HIVE)	電線太さ、本数、電線管太さは例示とする。
	IV1.6×2本 二種金属製 可とう電線管(17)	電線太さ、本数、電線管太さは例示とする。
	電線の入っていない鋼製電線管(19)	電線管太さは例示とする。
	立上り	同一階の立上り及び引下げは、表示されていない。 配管太さ、電線太さ、本数は傍記による。
	素通し	
	引下げ	
	接地	種別は傍記による。

記 号	名 称	備 考
	ジョイントボックス	
	プルボックス	形式は、傍記による。
	VVF用ジョイントボックス	傍記 t は、端子付を示す。
	受電点、引込口	
IV	600V ビニル絶縁電線	
HIV	600V 二種ビニル絶縁電線	
TIV	通信用屋内2コよりビニル電線	
TIVF	通信用屋内ビニル平形電線	
SWVP	局内ビニル絶縁ビニルシースケーブル	
ECX	ポリエチレン高周波同軸ケーブル	
MVVS	ビニル絶縁ビニルシース マイクロホンコード	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン 絶縁ポリエチレンシースケーブル	
VVF	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 平形	太さ、心線数、条数は、 傍記による。
VVR	600V ビニル絶縁 ビニルシースケーブル 丸形	太さ、心線数、条数は、 傍記による。
CV	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	電圧種別、太さ、心線数、 条数は、傍記による。
CVV	制御用ビニル絶縁ビニル シースケーブル(ジャケット型)	
CVVS	制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル (ジャケット型シールド付)	
FP	耐火電線	840℃30分の耐火試験に 合格したものとする。
HP	耐熱電線	380℃15分の耐火試験に 合格したものとする。

通 信 設 備

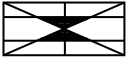
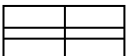
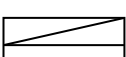
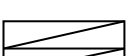
記 号	名 称	備 考
(電話)		
	内線電話機	
	ボタン電話機	
	集合保安器箱(箱のみ)	回線数は、傍記による。
	転換器	
	両切転換器	
	端子盤	対数(実装／容量－列数) は、傍記による。
	本配線盤	対数(実装／容量－列数) は、傍記による。
	中継台(手動交換機を含む)	
	自動交換機	
	ボタン電話主装置	形式は、傍記による。
	電話交換機用電源装置	
	床付電話用アウトレット	
	壁付電話用アウトレット	
(一般警報装置)		
	警報押ボタン	
	警報ベル	
	警報ブザー	
	警報受信盤	
(電気時計)		
	子時計	
	子時計用アウトレット	
	スピーカ付子時計	
	時報子時計	

記 号	名 称	備 考
	親時計	
	親時計 モニター組込みのもの	
	時報ベル	
	時報ブザー	
(拡声・インターホン)		
	スピーカ	
	スピーカ用アウトレット	
	ホーン形スピーカ	
	床付マイクロホンジャック	
	床付スピーカジャック	
	壁付マイクロホンジャック	
	壁付スピーカジャック	
	音量調整器	
	ラジオアンテナ	
	増幅器	
	遠隔操作器	
	電話機形インターホン子器	
	電話機形インターホン親器	
	拡声形インターホン子器	
	拡声形インターホン親器	
	壁付電話機形インターホン子器	
	壁付電話機形インターホン親器	
	壁付拡声形インターホン子器	

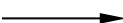
記 号	名 称	備 考
 (呼出装置)	壁付拡声形インターホン親器	
	押ボタン(壁付)	2個以上のボタン数は、傍記による。
	押ボタン(卓上)	2個以上のボタン数は、傍記による。
	ベル	
	チャイム	
	ブザー	
(出退表示装置)		
	出退表示器	窓数は、傍記による。
	出退表示スイッチ	
	出退表示スイッチ盤	スイッチ数は、傍記による。
(テレビジョン)		
	テレビジョンアンテナ	VHF、UHF、素子数は、傍記による。
	増幅器	
	2分配器	
	4分配器	
	2分岐器	
	4分岐器	
	分波器、混合器	
	直列ユニット 75Ω	
	直列ユニット 300Ω	
	直列ユニット 75Ω 300Ω	
	終端抵抗	
	機器収容箱	

記 号	名 称	備 考
(火災報知装置)		
	差動式スポット型感知器2種	1種の場合は、傍記による。
	差動式スポット型感知器 2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
	差動式スポット形感知器 2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器1種	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器1種 小屋裏、天井裏	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器1種 防水用	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種耐酸形	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種耐アルカリ形	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1種防爆形	特種の場合は、傍記による。
	煙式感知器2種	1種の場合は、傍記による。
	煙式感知器2種小屋裏、天井裏	1種の場合は、傍記による。
	煙式感知器2種埋込形	1種の場合は、傍記による。
	空気管	—○— 貫通箇所を示す。
	空気管、小屋裏、天井裏	
	差動式分布型感知器の検出部	種別は、傍記による。
	回路試験器	
	P型発信器	級別は、傍記による。 傍記Eは、防爆型を示す。
	P型発信器 屋外用	級別は、傍記による。
	火災警報ベル	
	火災警報ベル 屋外用	
	受信機	
	受信機	他の設備と連動する場合

記 号	名 称	備 考
	副受信機(表示器)	
	表示燈	
	非常放送移報器	
	消火装置移報器	
	消火栓移報器	
	防火戸排煙等移報器	
	差動スポット試験器	個数は、傍記による。
	終端抵抗器	
	総合盤	
	総合盤	屋内消火栓箱組込み
	火災報知設備警戒区域境界線	
	火災報知設備警戒区域番号	上部に必要事項下部に警戒区域番号を表す場合もあ
(非常警報装置)		
	非常用押ボタン	
	非常電話機	番号は、傍記による。
	非常ベル	
	操作装置	
	表示燈	
	非常警報設備報知区域境界線	
	非常警報設備報知区域境界番号	
(消火設備)		
	起動押ボタン	傍記Eは、防爆形を示す。
	起動押ボタン 防水用	

記 号	名 称	備 考
	モータサイレン	別途
	警報ベル	
	警報ブザー	
	制御盤	
	表示盤	窓数は、傍記による。
	表示燈	
	始動表示燈兼用形表示燈	
(防災設備)		
	煙式感知器3種 (建築基準法によるもの)	
	熱式感知器 (建築基準法によるもの)	種別は、傍記による。
	自動閉鎖機構(防火戸)	
	自動閉鎖機構(防火シャッター)	別途
	自動閉鎖機構(防火ダンパ)	別途
 s	自動開放機構(排煙ダンパ)	別途
	連動制御器	
	連動制御器 (操作部を要するもの)	

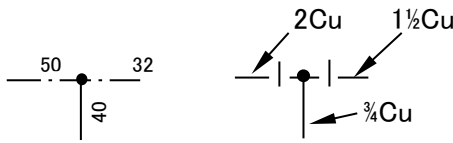
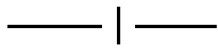
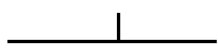
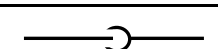
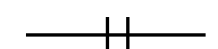
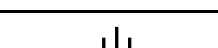
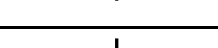
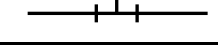
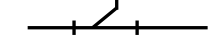
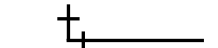
屋 外 設 備

記 号	名 称	備 考
(屋外設備)		
	屋外燈	
	コンクリート柱	長さ、設計荷重は傍記による。
	木柱	注入剤、長さは傍記による。
	支線	太さは傍記による。ガードを必要とする場合は特記による。
	支柱	(本柱と同材質とする。)
	架空電線路	電圧、太さ、条数及び電線種別は傍記による。
OW	屋外用ビニル絶縁電線	
2DV	引込用ビニル絶縁電線2コより	
3DV	引込用ビニル絶縁電線3コより	
OE	屋外用ポリエチレン絶縁電線	
	地中電線路	電圧、ケーブル種別、太さ、心数及び条数、保護材は傍記による。
VVR	600Vビニル絶縁ビニルシース ケーブル丸形	
CVV	制御用ビニルケーブル (ジャケット形)	
CVVS	制御用ビニルケーブル (ジャケット形シールド付)	
CV	架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケーブル	
CVT	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース ケーブル トリプレックス形	
CE	架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル	
CPEV	市内対ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル	
CPEE	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル	
CCP-P	市内ユニット星色別ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル	
TOV	通信用屋外2コよりビニル電線	
	マンホール	形式は、傍記による。

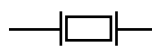
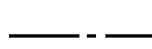
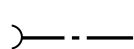
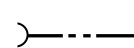
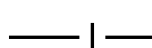
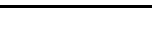
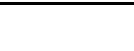
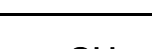
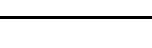
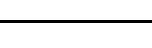
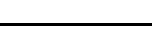
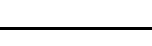
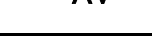
記 号	名 称	備 考
H	ハンドホール	形式は、傍記による。
GP	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	
VE	硬質ビニル電線管	
VP	硬質塩化ビニル管	

給水排水衛生、空調設備

(配管)

種	別	記	号	備	考
共通	管の太さ 及種類		管の太さ又は種類を示す場合は、管の太さを表す文字又は管の種類を表す記号を管を表す線の上に沿わせ、図の下又は左から読めるように表示するか引出線を用いて表示する。 管の太さ及び種類を同時に示す場合は、管の太さを表す文字の次に管の種類を表す記号を記入する。なお、管種記号は必要に応じて記入する。		管種記号は、次のとおりとする 鋼 管 記号なし ライニング管 LN コーティング管 CT ステンレス管 S 铸铁管 記号なし 鉛管 L 銅管 Cu ビニル管 V ポリエチレン管 P ヒューム管 H 陶管 T
	管の接続状態	接続していないとき			
		接続しているとき			
	管の立体的表示	立管			
		立上り 立下り部			
	通管の継手	フランジ		特に継手を示す場合に用いる。	
		ユニオン		同上	
		T		同上	
		T Y		同上	
		エルボ		同上	
		曲管		同上	
		満水試験継手			

(配管)

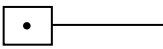
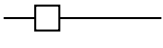
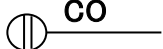
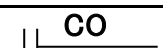
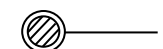
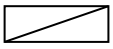
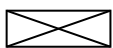
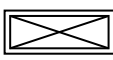
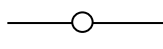
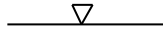
種 別		記 号	備 考	
共 通	管の継手	可 撓 継 手		
		防 振 継 手		
		ボ ー ル ジ ョ イ ン ト		
	管の固定			
衛 生	給 水 管	市 水		ただし、鑄鉄管の場合は 
		井 水		ただし、鑄鉄管の場合は 
	給 湯 管	送 り		
		返 り		
	排 水 管	排 水		ただし、鑄鉄管の場合は  ヒューム管の場合は 
		通 気		
	消 火 管	屋外及び屋外 消火栓管、連結 送水管並びに 連結散水管		ただし、鑄鉄管の場合は 
	空 調	温 水 管	送 り	
返 り				同 上
冷 温 水 管		送 り		
		返 り		
膨 張 管				
給 油 管		送 り		
		返 り		
排 気 管				空気抜管を含む。
そ の 他	圧 縮 空 気			
	真 空			

(配管)

種 別		記 号		備 考
その他	酸 素		—— O ₂ ——	
	衛 生			
衛 生	消 火 管	スプリンクラー 及び泡消火管	—— S —— —— F ——	
		ハロゲン化 物 消 火 管	—— HL ——	
		粉 末 消 火 管	—— D ——	
	ガ ス 管	都 市 ガ ス	—— G ——	ただし、鑄鉄管の場合は)——G ——、ガス 配管のみを示す図面の場合はGを省略する。
		液 化 石 油 ガ ス	—— PG ——	ガス配管のみを示す図面の場合はPGを省略する。
空 調	高 蒸 気 管	送 り	—//——//—	
		返 り	-//-----//-	
	中 蒸 気 管	送 り	-//——//—	
		返 り	-//-----//--	
	低 蒸 気 管	送 り	-/——/—	ただし、低圧蒸気直接暖房のみを示す図面の 場合は斜線を省略する。
		返 り	-/------/---	同 上
	冷 却 水 管	送 り	—— CD ——	
		返 り	--- CDR ---	
	冷 水 管	送 り	—— C ——	
		返 り	--- CR ---	

種 別		記 号	備 考
共通	埋 設 弁		
	仕 切 弁		GV
	玉 形 弁		SV
	逆 止 弁		
	コ ッ ク		CK
	安 全 弁 及 び 逃 し 弁		
	減 圧 装 置		図はバイパス管付きを示す。
	温 度 調 節 装 置		同 上
	電 動 弁 装 置		同 上
	電 磁 弁 装 置		同 上
	空 気 弁		
	圧 力 計		
	水 高 計		WG
	連 成 計		
	温 度 計		
	ス ト レ ー ナ		
衛生	量 水 器		
	水 栓	○ (水) ● (湯)	
	洗 淨 弁		
	ボ ー ル タ ッ プ		
	シ ャ ワ ー		

(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
衛生	散水栓及び靴洗栓 (箱共)		
	水 栓 柱		
	床 上 掃 除 口		
	床 下 掃 除 口		
	床 排 水 ト ラ ッ プ		
	排 水 金 物		
	ト ラ ッ プ		
	ト ラ ッ プ 柵		
	イ ン バ ー ト 柵		
	た め 柵		
	公 共 柵		
	屋 内 消 火 栓		屋内消火栓箱付き
	屋 内 消 火 栓 (放 水 口 共)		屋内消火栓箱付き
	連 結 送 水 管 放 水 口		放水口格納箱付き
	連 結 送 水 管 放 水 口		放水用器具格納箱付き
	屋 外 消 火 栓 (地 上 式)		屋外消火栓ホース格納箱付き
	屋 外 消 火 栓 (組 込 形)		屋外消火栓箱付き
	送 水 口		
	スプリンクラー、泡及 び 連 結 散 水 ヘ ッ ド		
	ハロゲン化物及び粉 末 噴 射 ヘ ッ ド		いんぺい形の場合は 
	一 口 ガ ス カ ラ ン		ゴム管口コックを含む。

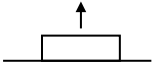
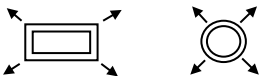
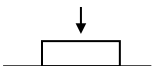
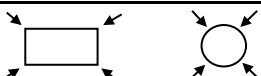
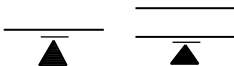
(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
衛 生	ニ ロ ガ ス カ ラ ン		
	水 取 器		
	ガ ス メ ー タ		
空 調	高 圧 ト ラ ッ プ 装 置		図はバイパス管付きを示す。
	低 圧 ト ラ ッ プ 装 置		同 上
	吸 上 継 手		
	サ イ レ ン サ		
	ベローズ形伸縮継手		Sは単式、Dは複式を示す。
	柱 形 放 熱 器 式 同 表 示 形 式		細柱形
	ベースボードヒーター 同 表 示 形 式		形式 壁掛形 BW 自立型 BF 種類 温水用一段式 W1H 温水用二段式 W2H 蒸気用一段式 S1H 蒸気用二段式 S2H
	コンベクター 同表示形式		形式 壁掛形 CW 自立型 CF 種類 温水用 W 蒸気用 S

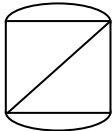
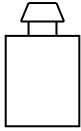
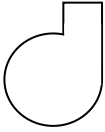
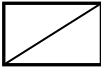
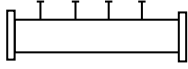
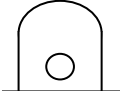
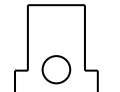
(機器及び材料)

種		別		記		号		備		考	
空 <											

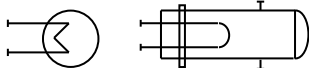
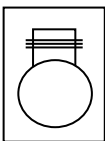
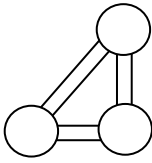
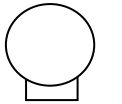
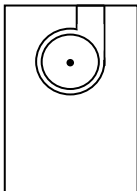
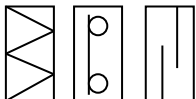
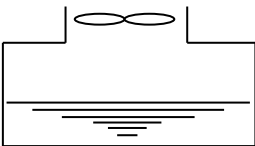
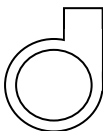
(機器及び材料)

種 別		記 号	備 考
空 調	吹出口(壁 付)		
	同 上(天井付)		
	吸込口(壁 付)		
	同 上(天井付)		
	ダンパー	 	風量調節ダンパーはVD 防火ダンパーはFD 防煙ダンパーはSFD
	モータダンパー	 	
	外気取入ガラリ		
	排気ガラリ		
	たわみ継手		
	点 検 戸		
	排煙口(壁 付)		SM-W×H W:巾(mm) H:高さ(mm)
	排煙口(天井付)		SM-W×H W:よこ(mm) H:たて(mm)
	コイル(加 熱)		
	同 上(冷 却)		
	同 上(加熱冷却)		
	サーモスタット		
	ヒューミディスタット		
	換 気 扇		

(機器及び材料(説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
水ろ過器			Ⓦⓕ
ガス湯沸器			ⓖⓗ
ポ ン プ			ⓌⓌ 水ポンプ ⓅⓄ 油ポンプ ⓅⓋ 真空給水ポンプ
槽			ⓉⓌ 受 水 槽 ⓉⓌⓗ 高置水槽 ⓉⓌⓇ 減圧水槽 Ⓣⓔ 膨張水槽 ⓉⓄ 貯 油 槽 ⓉⓄⓈ オイルサービスタンク
			ⓉⓗⓈ 貯 湯 槽
管 寄 せ			ⓗⓈ 蒸 気 管 寄 せ ⓗⓌ 冷温水管寄せ(往) ⓗⓌⓇ 冷温水管寄せ(還)
ボ イ ラ ー		 (鋼板製炉筒煙管形)  (鑄鉄製セクショナル形)	ⓑⓈ 蒸気ボイラー ⓑⓌ 温水ボイラー

(機器及び材料(説明図用))

名称	区分	略 図	種 別 記 号
熱 交 換 器			(HE)
冷 凍 機		   (往復動冷凍機) (遠心冷凍機) (吸収冷凍機)	(R _R) 往復動冷凍機 (R _C) 遠心冷凍機 (R _A) 吸収冷凍機
空気調和機			(AC _P) パッケージ型 空気調和機 (AC _U) ユニット型 空気調和機
空気清浄装置		    (AF_U) (AF_R) (AF_E) (AF_{EF})	(AF _U) ユニット型 ろ過器 自動巻取形 空気ろ過器 誘電ろ材形 集じん機 電気集じん機
冷 却 塔			(CT)
送 風 機			(FS) 給 気 用 (F _E) 排 気 用 (F _K) 排 煙 用